



Hikone Castle Town
彦根城を世界遺産に

彦根城 世界遺産 登録推進 シンポジウム 記録集

世界史における 近世城郭の意義

彦根城の世界遺産登録については、平成4年に暫定リストに記載されて以降約30年が経過した。

その間、姫路城との差別化などの課題を解決し、令和6年の登録実現という具体的な目標に向かって、今、大きく歩みを進めている。

今回のシンポジウムでは、国内の歴史研究者や建築史研究者、世界遺産の専門家が集い、

彦根城の世界遺産としての価値について議論を繰り広げる。

この議論によって、彦根城の顕著な普遍的価値のさらなる探求を進め、世界遺産として価値を明確にする。

そして、今、彦根城を世界遺産に登録する意義を、国内外において広く共有する。



彦根城世界遺産登録推進協議会
令和4年(2022年)7月3日開催

-彦根城世界遺産登録に向けて-

彦根城の顕著な普遍的価値(OUV)は、江戸時代、「250年間に及ぶ安定の時代」に注目する。

16世紀の世界では、新しい技術、知識、富の移動が活性化し、これまでの国や地域の秩序を大きく揺さぶった。これに対し、多くの国では、17世紀後半までにそれぞれの国の枠組みを再定義し、既存の政治体制を再編することで、それぞれ個性的な社会を育み、文化や伝統を生み出す時代へと移行した。

日本では17世紀初頭、江戸時代が該当する。江戸時代は、地域相互やムラ相互などの重層化した戦乱状態に終止符を打つとともに、新しい国の枠組みを形成することで成立した。この江戸時代は、その後250年間、安定的に維持され、豊かな日本文化を形成する基層を形成した。すなわち、江戸時代は17世紀の世界的な秩序の再編期の顕著な事例なのである。

この江戸時代の統治拠点として築造され、利用され続けたのが近世城郭である。近世城郭は、石垣・水堀によって周辺地域から明確に隔絶することで、その政権としての独立性を確保し、内部はこれまでの城郭にはなかった大名と全ての重臣が集住する特徴的な構造を採用することで、混乱の発生を排除する体制を固定化した。

さらに、天守や石垣などの織りなす象徴的な外観によって、地域社会を安定させる権威と責任の所在を可視化した。

すなわち、近世城郭は、17世紀の世界的な秩序の再編成に対応し、日本において築造された、その構造と外観によって、政治体制の特徴と、それが安定的に維持された仕組みを具現化する、世界的にも稀有な存在なのである。

その上で彦根城は、江戸幕府の最初に設置された藩の政治拠点であった。また、その城主である井伊家は、この体制の構築に深くかかわるとともに、江戸時代を通じて將軍の補佐役としての地位を維持し続けた。この歴史的な事実によって、彦根城は17世紀前半に理想の姿を規範的に映し出す構造と外観をもって築造され、江戸時代を通じて大きな変化を経ることなく、その構造と外観が維持され続けた、近世城郭の典型、代表例と位置付けられるのだ。

さらに、明治以降には多くの城郭が取り壊されることになったが、彦根城は地域住民の強い要望によって保存が決定し、また、他の城郭とは異なり軍隊施設や行政施設として利用された期間が極めて短く、早くから市民に公開され、市民のシンボルとしての価値を構築した。

また、戦争に被災することもなく、現在において最も正しく江戸時代の姿を保存していることによって、地域アイデンティティーの中核として、多くの人々を結びつける存在であり続けている。



名勝・玄宮園から天守を臨む



上空から見た彦根城

- プログラム・目次 -

6 …… 基調講演 「今、彦根城を世界遺産に登録する意義」 青柳 正規 氏 元文化庁長官

12 …… 講演 「江戸時代の平和と彦根城の歴史」 母利 美和 氏 京都女子大学教授

24 …… 講演 「彦根城の顕著な普遍的価値とは」 稲葉 信子 氏 筑波大学名誉教授

30 …… パネルディスカッション

コーディネーター

宗田 好史 氏 京都府立大学名誉教授
関西国際大学教授

パネリスト

岡田 保良 氏 国士舘大学名誉教授
西アジア建築史、文化遺産学

パネリスト

三宅 理一 氏 東京理科大学客員教授
建築史、遺産学

パネリスト

吉田 ゆり子 氏 東京外国語大学教授
日本近世史・地域史

コメンテーター

稲葉 信子 氏

コメンテーター

母利 美和 氏

コメンテーター

鈴木 地平 氏 文化庁文化財調査官

56 …… 配付資料・制作物

基調講演登壇者



写真提供：多摩美術大学

元文化庁長官

青柳 正規 氏

あおやぎ まさのり

1944年、大連生まれ。古代ローマ美術・考古学を専攻。東京大学文学部教授、国立西洋美術館館長、文化庁長官などを務め、現在、東京大学名誉教授、日本学士院会員、山梨県立美術館館長、学校法人多摩美術大学理事長、奈良県立橿原考古学研究所所長、石川県立美術館館長、他。

50年に亘りイタリアの古代ローマの遺跡発掘に携わる。著書は、『皇帝たちの都ローマ』、『ローマ帝国』、『文化立国論』、『人類文明の黎明と暮れ方』他。

講演登壇者・パネルディスカッションコメンテーター



筑波大学名誉教授

稲葉 信子 氏

いなば のぶこ

国際機関ICCROM事務局長特別アドバイザー。工学博士。専門は建築学・世界遺産学。1991～2002文化庁文化財保護部建造物課（うち2000-2002国際機関ICCROM派遣）、2002-2008独立行政法人東京文化財研究所文化遺産国際協力センター、2008-2019筑波大学大学院世界遺産専攻。世界遺産については、日本が世界遺産条約を批准した1992年からユネスコ世界遺産委員会での条約運営に関わる総合的な議論、個別の世界遺産の登録、保全のための仕事に国内外で関わってきている。



京都女子大学教授

母利 美和 氏

もり よしかず

専門は近世藩政史、幕末政治史。同志社大学文学部、同大学院文学研究科を経て、昭和60年より彦根市教育委員会博物館建設準備室技術吏員、彦根城博物館学芸員を経て、平成15年より京都女子大学文学部助教授、平成20年より現職。主な著書に『幕末維新の個性6 井伊直弼』『安政の大獄の真実』『江戸時代近江の商いと暮らし 湖国の歴史資料を読む』など。現在、彦根城世界遺産登録推進にかかる学術会議・学術検討委員会学術検討委員において、彦根藩に関する深い知見で貢献。

パネルディスカッションコーディネーター



京都府立大学名誉教授
関西国際大学教授

宗田 好史 氏

むねた よしふみ

浜松市生まれ。法政大学大学院修士、ピサ大学、ローマ大学大学院をへて、イタリア歴史的都市再生の研究で工学博士（京都大学）。国際連合地域開発センターを経て、1993年から京都府立大学、2016年副学長、2022年名誉教授、2022年から関西国際大学教授。

国際記念物遺跡会議（ICOMOS）国内委員、京都市景観まちづくりセンター理事、（特）京都府地球温暖化防止活動推進センター理事、（特）京町家再生研究会理事など。

パネリスト



国士舘大学名誉教授 岡田 保良 氏

おかだ やすよし

1949年大阪市生まれ。国士舘大学名誉教授。京都大学博士（工学）。専門は西アジア建築史、文化遺産学。京都大学工学部助手を経て1980年より国士舘大学イラク古代文化研究所講師、1995年同教授。

2005～2011年イコモス本部執行委員。2019年から日本イコモス国内委員会委員長。主な著書に「古代メソポタミアの宗教建築」、『現代イラクを知るための60章』、『世界文化遺産の思想』など。



東京理科大学客員教授 三宅 理一 氏

みやけ りいち

1948年東京生まれ。東京大学建築学科ならびにパリ・エコール・デ・ボザール卒業。工学博士。芝浦工業大学、慶應義塾大学、パリ国立工芸院にて教鞭をとり、藤女子大学副学長を経て現職。建築史、遺産学を専攻。プロボタ修道院（ルーマニア）、初期清朝の都市遺産（中国）など遺産保護活動に携わる。瀋陽市栄誉市民、フランス政府学術教育功労勲章。『モルドヴァの世界遺産とその修復』、『限界デザイン』、『境界線から考える都市と建築』など著書多数。



東京外国語大学教授 吉田 ゆり子 氏

よしだ ゆりこ

専門は日本近世史。中世近世移行期の地域社会の変容、兵農分離を、地域に根ざした視点から解き明かす研究方法をとる。お茶の水女子大学大学院人間文化研究科を経て、東京大学人文社会系研究科にて博士学位（文学）取得。現在は東京外国語大学文書館長、海外事情研究所所長、公益財団法人文化財建造物保存技術協会評議員、文化庁中世城館・近世城郭検討会委員、他。主な著書に『兵と農の分離』、『兵農分離と地域社会』など。

パネルディスカッションコメンテーター



文化庁 文化財調査官 鈴木 地平 氏

すずき ちへい

昭和55年生まれ、滋賀県大津市出身。専門は歴史地理学、文化遺産学。京都大学文学部、同大学院文学研究科を経て、平成17年より文化庁技官（文化的景観）、平成25年高崎経済大学大学院地域政策研究科修了、博士（地域政策学）、平成27年より現職。主な著作に『景観史と歴史地理学』、『世界文化遺産の思想』、『世界遺産の日本史』（いずれも分担執筆）など。

基調講演

令和4年7月3日 シンポジウム『世界史における近世城郭の意義』

『今、彦根城を世界遺産に登録する意義』



元文化庁長官

青柳正規

ただ今紹介していただいた青柳でございます。

本日は、世界遺産のことをお話しくなくてはならないのですが、この後、登壇いただく先生方に比べまして、私は世界遺産についての知識が乏しいものですから、世界遺産を取り囲む、その周辺のことを中心にお話したいと思います。

我々は、3・11あるいは9・11という数字をよく覚えていますが、それ以上にショッキングな数字は、やはり2・24です。もう決して起こらないだろうと思っていた世界大戦が、その2・24、ロシアのウクライナ侵入によって、ある意味では、始まっ

てしまったのです。パチカン教皇などは「もう第三次世界大戦の中にある」ということを明言しています。

私は新聞記事でしか知りませんが、少し誇張があるかもしれませんが、今現在、ウクライナが西側に要求している武器あるいは弾薬の1割ぐらいいしか届いていないと言われていきます。1割かどうかはわかりませんが、もしウクライナが望むだけの武器あるいは弾薬を全部届けてしまえば、当然、ロシアは化学兵器、あるいは核爆弾を使うようになるでしょう。そうすると本当に第三次世界大戦が始まります。ですから、決して10割の武器、弾薬を西側与えることはありません。そういう意味での

抑止力が効いています。それが解けてしまった時には、第三次世界大戦に入るのであることが明らかなきにがあるのです。

そういう状況を踏まえた上で、UNESCOというのは、ご存知のとおり、第二次世界大戦という未曾有の人類の悲劇を、二度と起こさないようにすることを目的に作られた国際機関の一つです。UNESCO憲章の前文には、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」という、第二次世界大戦以降、色々な言葉が発せられました。それらの中で最も素晴らしく、そして

我々が決して忘れてはいけない言葉が出てきています。

それを思いながら、今のウクライナの状況はどうなのかということ、私は政治・軍事のことはわかりませんが、文化の面で見ると、UNESCOのホームページに入ることになります。そこには、「世界遺産条約ニュース」というページがあります。それを開いてウクライナの最初のページには、ウクライナで150以上の文化的施設が全部もしくは部分的に破壊されたと記載されています。最近チェックしたところでは、「UNESCOによる種々の調査の結果、ロシアの攻撃が始まった2月24日以降、そのニュースの前日

「ハーグ条約」とブルーシールド

- ・特に重要な文化遺産については国際的な管理下に置くこととする
- ・文化遺産の管理を担当する「文化財管理監」は締約国とその敵国の利益を代表する「利益保護国」の合意で選ばれ、文化遺産の識別のための特殊標準を付するなどの活動



までに、70の宗教建築物、30の歴史的建造物、18の文化センター、15の記念碑、12の博物館、7つの図書館など、合計152の文化施設が部分的、あるいは全面的に破壊されてしまった。」という記述があり、遂に、アズレイ事務局長が抗議を表明している状況です。色々な条件がありますが、過去の事例では、文化財を破

壊した者に対しては訴追される可能性が考えられます。

一方、このニュースには、「ウクライナにある UNESCO 世界遺産7件のうち、現在までに影響を受けたものはない。」とも書いてあります。つまり UNESCO は、世界遺産条約に登録されているモニュメント等の資産が非常に重要であるけれども、登録されていない様々な宗教建築などの文化財・文化資産も同様に大切であるということ、世界遺産とそうではない文化遺産の全てを同等に扱っているのです。僕は、これはすごい卓見だと思えます。しかし、UNESCOとしては、世界遺産に触れなくてはならないということ、It's should also be noted という形で書いています。非常にこれは微妙な、恐らくこれを書いた当事者は苦労に苦労を重ね、世界遺産を特別扱いにはしない、しかし、世界遺産には言及しなくてはならない、ということ、It's should also be noted という言葉を使っていると考えます。このことを頭に描きながら、私たちはこれからの世界遺産のことを考えていか

ねばならないのです。

なお、このニュースのところには、「10人のジャーナリストが殺された、152の cultural institutions がダメージを受けた、2028の教育施設が被害を受けた」ということを、これを一週間ごとくらいにバージョンアップしていますが、今日見たところでは6月24日以後のバージョンアップはありません。また、その中で、10人の殺されたジャーナリストたちを、明確に、一人一人固有名詞で、そして、その人の経歴とか活躍ぶりについて細部に、詳細に入っていくことができるようになっていきます。

UNESCOでは、このような戦争や紛争によって、文化遺産がダメージを受けない歯止めとするための種々の条約を作っています。これらが、よく言われる「6条約体制」です。すなわち、「ハーグ協定」、「世界遺産」、「文化財の輸出・輸入」、「水中考古学」、「無形遺産」、多様性の保護促進に関する、いわゆる「多様性保護条約」の6つの分野の条約です。

残念ながら「多様性保護条約」には、まだ日本は入っていません。これについては、いつかまたじっくりお話しをしたいと思います。

その中で、最初の「ハーグ条約」では、戦争や紛争によって文化財を破損してはいけない、戦争や紛争から文化財を守る義務があるということが、明確に記載されています。また、このハーグ条約の主旨に基づいて、大切な文化遺産であることを明確に示すために、「ブルーシールド」というエンブレムを、それぞれのモニュメントに掲示する運動も行なわれています。日本もこれを取り入れようと、今、色々と計画しています。が、まだ実行されておりません。この運動を推進しているのが、ICOMOS や、国際文書館評議会、あるいは日本も京都会議の前から入った ICOM (国際博物館会議)、さらには、図書館連盟などで、これらが中心になって「ブルーシールド」を推進し、戦争や災害から文化財を守るための国際的なシンボルマークとして使っていくべきであると活動をしています。例えば、無形遺産文化条約の会

議があった時にアゼルバイジャンのバクーに行きましたが、世界遺産の「ゴブスタン国立保護区などには、「ブルーシールド」のエンブレムが、はっきりと見えるように設置されてありました。残念ながら、日本ではまだ実行されていないので、早急に取り入れていきたいと考えています。

「世界遺産」も、UNESCOの6条約体制の一つとして位置付けられています。つまり、戦争や紛争があった時にも、人類の宝である文化遺産が、破壊行為を受けないようにしていこうという趣旨の下で、この世界遺産に関する条約ができています。世界遺産が持つている意義・価値とはどういうことかというのは、後程、もっと詳しく、専門的に説明していただけたと思いますが、少なくとも人類が生み出した様々なものの中で、過去から現在、そして未来へと継承すべきものが、顕著な普遍的価値・OUVであるという点ですが、それをしっかりと登録し、保存していこうではないかということが、この世界遺産条約の主旨なのです。

そして、彦根城にそのOUVが存在するかどうかについて、私は、非常に明快に、彦根城は世界遺産としての十分な価値を持っていると思います。例えば「彦根城を世界遺産に」というホームページを見ただけでも、これは十分に分かります。つまり、彦根城は一度も戦争の経験をしたことがない城郭であり、江戸時代には、武士達はその城郭のもとに集まり、領地の安定のため政治に取り組み、また必要となる文化活動や武芸に励み、そして安定と調和のシンボルとして、彦根城はその中心にあったのです。それが地域の人々にとって、そこに住むことの誇りの源泉になったということです。このような内容からすれば、彦根城には世界遺産になる十分な価値があると言えるでしょう。

その一方で、今、世界遺産になった、あるいは世界遺産にしようという時にどうしても忘れてはならないものに「Tourism」「観光」があります。今、UNWTO（世界観光機関）では、観光を「観光は休日の活動の

みに限定されるという一般的な認識を超えて」、「通常の環境以外の場所に、レジャーの目的で1年を超えない短期滞在をするなど、ビジネスおよびその他の目的のために24時間以上旅行すること」と定義をしています。

そして、この観光の経済的・社会的な現象は、この20〜30年で大変な勢いを持って発展しています。例えば、1995年の頃から2018年を比べると倍以上、3倍くらいに増



えており、収入では1兆4510億ドルですから、年間で200兆円くらいのボリュームにまで成長しています。人数では、14億人ほどの人々が動いているということです。大変大きな数になっていきますから、観光というものを付随的な人間の活動とみなすことは誤りで、世界にとっても絶対的に必要なものになっていると理解しなければなりません。

しかも、世界貿易の中で一番目撃は薬品であるとか、一番ボリュームが大きいものです。そしてその次が燃料、これは石油とか石炭です。そして、その次に観光があり、世界貿易で3位の規模となっているのです。車の輸出入が4番目なので、車より上位にあるのです。このように経済的な規模が大きくなっているの、観光はもはや昔のように贅沢のために旅行するというような概念、分野とは全く異なってきたのです。

そのため、世界遺産に登録することが決して観光を増大する目的では

ないとしても、必ず観光に影響されることとなります。そして、その観光においては、旅行者の傾向・試行は色々な形に分かれ、変化が進んでいます。自分自身の考え方を変えるため、見るため、見せるため、あるいは健康のためなど、色々な観光の目的があります。その中で最近よく言われているのが、Soft tourismです。世界遺産についていえば、文化観光であるとか、あるいは、人間の恥ずかしい面をしっかりと見ていこうとする、例えばアウシュビッツを見に行こうというような、Thana tourism というような言葉を使いますが、そういうものが含まれ、発展してきています。また、disaster tourism など様々なものが、今、考え出されています。それらの中で、私たちがSoft tourism の最も典型的なものとして、あるいは、あるべき姿として、さらに拡大させても良いのではないかと考えているのが、世界遺産とそれに関連する観光です。先ほども申し上げましたように、世界遺産は、国際平和を目的にして作られた UNESCO という国際機関

が推奨している運動です。従って、世界遺産観光とは、世界遺産に登録された「もの」を単に見に行くということにとどまらず、例えば、世界の文化の多様性を確認することができ、あるいは、それぞれの遺跡、遺物をきちっと守っていこうというところで、紛争、戦争がないように願うことに繋がるなど、これからの人類にとって、大変重要になる種々の考え方を再認識させてくれる行為でもあるのです。この意味において、この世界遺産と関連した観光が、これからより重要になり、そして、是非、拡大してもらいたいと願っているところです。

また、観光をHard tourism とSoft tourism とに分けると、Hard tourism は短期滞在型で、高速交通機関での移動という行為・現象になります。それに対してのSoft tourism です。このHard tourism とSoft tourism の関係が、一番典型的に表れているのが、スイスの観光です。スイスの観光は元々、夏の涼しい時に長期滞在、あるいは19世紀末か

らはスキーをするために冬季の長期滞在を目的とすることに発達しました。しかし、最初のきっかけは日本からの団体旅行ですが、それが徐々に、スイスの観光をSoft tourism からHard tourism に移行させ、今では特に、中国、東南アジアからの短期旅行者が多くなり、元々のSoft tourism を目的とした長期滞在者が減ってくるようになりました。スイスでは、この変化に対して、今から30年も前から、「何人の観光客が来た」ではなく、「何泊の滞在をしたのか」泊数によって観光が増えているのか減っているのかという統計をとるようになりました。これは「短期」というものなるべく避けたいが故の方針です。そして、この背景には、

Mass tourism、Hard tourism が観光地に大きなストレス、負担をかけていることから、観光自体の、あるいはそれを受け止める地元の性格を変えてしまうという危機感が存在します。すなわち、Mass tourism、Hard tourism への変化は、非常に危惧すべき現象であり、スイスでは、それに対応をしなければいけないと考え

るようになったのです。そしてこれが、Carrying capacity という考え方です。

この問題は、彦根のような11万人しか市民のいないところでは、今から十分に考えておかなければならない課題です。そして、同時に推奨すべきこのSoft tourism の終着点としての彦根城の価値、すなわち、先ほど話した「城郭が安定と調和のシンボルである。」という価値を、より多くの方々に理解していただけるような仕掛けを作ること、大変重要になると思います。そのためにも、Soft tourism の中でHeritage tourism が重要になってきますが、その作業は、UNESCO の設立の目的、文化財の保存、戦争の回避などの理念・理想に基づき、それらの実現に結び付けるべきことをしっかりと認識して、作業を進めていかなければならないと思っています。

また、Eco tourism という考え方もあります。このEco tourism の中では、小規模でボトムアップ方式で編成されたものに移行していく方法

を今、色々なNPOが考えております。さらに、Health tourismの考え方もありますし、世界遺産を中心とするCultural heritage tourismというものもあります。

このように、世界遺産になること、あるいは、なろうとすることと観光とは切ってもきれない関係にあるということ、そして、それをいかに、文化資産、地元、世界遺産の理念などと調和あるものとするかが、大変重要になってくるのです。

彦根城に限らず、あるところが世界遺産の候補になり、暫定リストに入って、実際に登録されるまでの過程の中で、世界遺産になった後の観光を、しっかりと考えておくべき必要があります。同時に、この作業は、地元住民の方々に対して、世界遺産になるべき素晴らしい歴史、あるいは平和の実現につながるような文化財を、みんなで共有しているということを理解していただき、そこに住む誇りを養うことに繋がるのではないかと思います。だからこそ、世界遺産と観光の関係は、これから非常

に重要になってくるのです。

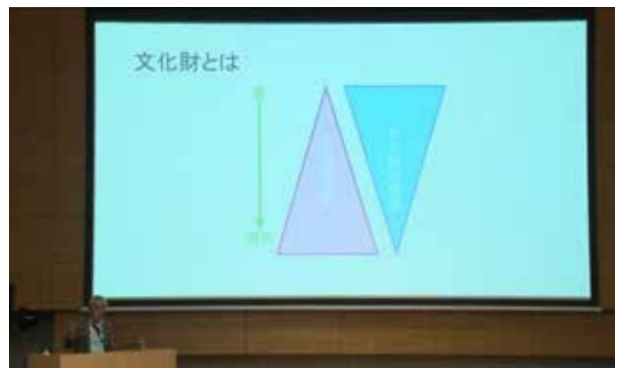
ただし、世界遺産の数については、イタリアが世界で一番多く、その次にほぼ同数で中国、その次がヨーロッパ諸国、さらに、インドやメキシコがあつて、イランがあつて、日本がこの次くらいという状況です。

さらに、最も来訪者が多いとされる世界遺産では、紫禁城、ベルサイユ宮殿、リンカーン記念堂などがあります。しかし、例えば、紫禁城にしてもその巨大さに我々は驚かされるし、明朝、あるいは清朝の頃の権勢というものを体感することはできませんが、文化財として、あるいは建築物として、どれだけの価値があるかについては疑問です。また、ベルサイユ宮殿も、17世紀中頃の立派さ、豪華さは理解できますが、例えば同じ頃に作られたタージマハールに比べて、あるいは、桂離宮と比べて、どれだけの芸術性や文化的な価値があるかという点、ベルサイユ宮殿については首を捻らざるを得ない。極端な事を言わせていただければ、文化的、芸術的な価値は、やはりタージマハールが1番で、2番が桂離宮、

3番目は絶対王朝としての権力の表明だけの価値しか無いとも思えるベルサイユ宮殿と、私は思っています。しかし、そのようなところに観光客は集まっているのです。こうした事実も、しっかりと認識する必要があると思っっています。

最後に、世界遺産としての文化財についても考えておきたいと思っています。彦根城も、今、文化資産として世界遺産に登録しよう、そして、それを世界にも認めてもらおう、言い換えれば、彦根城を世界スタンダードの中に位置づけようとしています。

ところで、文化財というのは、極端に言うと、古くなればなるほど数が少なくなり、現代になると数は多くなります。しかし、一般の人が見たい、訪れたいと思うのは、古い時代のものの方が多く、現代に近づけば需要が少なくなってくる傾向があります。そのため、古い時代の資産には大きなストレス、圧力が掛かります。それをどのように軽減するかということが、文化財の保存のために非常に重要な課題になっていま



す。そのことから、例えば、ヴァーチャル・リアリティとか、オーグメントド・リアリティとか、最近がよく、ミックスド・リアリティというような言葉も使いますが、あるいは、レプリカを作るなどが具体的な表現になるのですが、これらが大変に注目されてきています。

その意味で、私が彦根城で一番感心しているのは、城郭の中にある博物館です。これは、当時の藩主Ⅱ名の御殿を、その場所で資料に基づ

いて復元したものを博物館として
います。こうした正しい復元は非常に
良いことです。当時の建物を復元し
た博物館としては、彦根城の博物館

は日本でも有数の存在であると捉え
ています。この意味からは、彦根城
は姫路城よりも遥かに優れていると
も言えるでしょう。彦根城ではこの
ような作業を既に実施している。そ
のうえで、文化財への関心を市民の
方々により深く持っていたと、こ
と、我々の住んでいる町には素晴ら
しい「お城」があるということ、市
民の方にも感じてもらえるような取組を
強め、そのうえで、彦根城を大切に
しなくてはならない。「お城」への負
荷をなるべく除こうではないか、そ
のためにはどうすればいいのか、と
いうことを、市民のみならずまで考
える。その機会が、世界遺産に登録し
ようとする前段階での、様々な準備
作業で、今が、まさにその時なので
す。

こうした作業の結果、こういう方
法で彦根城の文化財を保護・保存し
ていこうということや地域住民が共
通認識とすることができると考えて

います。その意味からも、世界遺産
に登録することには、大変重要な価
値があります。

最後に、我々は今、現在に生きて
いますが、将来を見通すには色々な
方法があります。バックキャストイ
ングであるとか、フエアキャストイ
ングであるとか、様々な方法論が出
てきていますが、一番確実な方法は、
やはり、我々が知っている過去をい
くつか比べて、それらがどのように
変遷をしたかを、現在というフィル
ターを通してみることで、未来とい
うスクリーンにその結果を映し出すこ
とによって、初めて将来、未来とい
うものを見通すことができます。結局、
この方法しかありません。その方法
のために文化財は大変大きな役割を
持っています。だからこそ、様々な
地域において、自分たちが大切に
している、そして自分たちが誇りに思
う、さらに、その中で世界レベルに
おいても全く遜色なく重要であると
考えられる文化財・文化遺産を、世
界遺産にしようということになって
くるのです。そして、これが、今回

の彦根城の世界遺産にしようとい
う運動の本質ではないかと思っていま
す。是非、実現する必要があるのだ
す。

どうもご静聴ありがとうございました。

講演

令和4年7月3日 シンポジウム『世界史における近世城郭の意義』

『江戸時代の平和と彦根城の歴史』

こんにちは、よろしくお願ひします。

京都女子大学の母利と申します。私の課題は、先程の青柳先生の話にもありましたが、紛争の時代を経て、江戸時代は長期間にわたる平和な時代・社会をつくりました。どのような過程を経て、その時代がつけられたのか、その中で彦根城はどのような意味を持つのか、という話をさせていただきます。

はじめに

17世紀から19世紀にかけての世界は、東西半球の一体化が社会変動を促した結果、各国で統治体制が再編された時期でした。日本においても

17世紀に徳川幕藩体制という世界の他の国には見られない独特な政治体制が成立しました。彦根城はその時代の統治拠点として機能した城郭という類型を代表する顕著な見本です。これが、世界遺産登録を進める彦根城についての我々の主張です。この主張を軸として、姫路城と大きく、明確な差異を打ち出したいと思っています。

彦根城の登録申請範囲の特徴

まず、現在計画している彦根城の資産範囲について説明します。彦根城下町は三重の堀が巡らされています。みなさんのお手元の図にもありますが、中心から内堀、中堀、外堀

と、三重の堀に囲まれています。現在考えている資産範囲は、このうち、中堀までの範囲です。この中堀までの範囲が、完全に残っているのは彦根城と弘前城くらい、しかも、彦根城では、この部分の保存状態が、非常に良好です。これに加え、その外部に藩主の庶子屋敷（埋木舎）が軒ありますが、ここを含めた範囲を計画しています。

この範囲の特徴は、まず、統治のための機能が集約された「城郭の配置計画」が見られるということです。この範囲に藩の公的な施設、その周辺に重臣屋敷を配置するという形となっています。



京都女子大学

母利美和

2点目の特徴は、天守を頂点とする「象徴的な城郭の形態」です。この絵図には描かれていませんが、この山の中心に本丸、天守があり、麓には表御殿が営まれます。その間には、天秤櫓などが作られます。また、内堀の周りには、御門が幾つかありますが、それらは非常に長大な多聞櫓を備えた櫓御門です。外から見れば、この御門があつて、その中の建物の様子は見ることができません。しかし、御門を超えて、遠くに、本丸天守、あるいは各種櫓が見える。このように外から見えることを重視した城造りがなされています。こうした城郭の外観・形態を、もう一つの特徴と考えています。

江戸時代の平和と彦根城の歴史

はじめに

17世紀から19世紀にかけての世界では、東西半球の一体化が社会変化を促した結果、各国で統治体制が再編された。日本においても、17世紀に徳川幕藩体制という世界の他の国には見られない独特な統治体制が成立した。彦根城は、その統治拠点として機能した城郭という類型を代表する顕著な見本である。

彦根城の登録申請範囲：江戸時代に「内曲輪」と呼ばれた、彦根城下町の三重の堀（内堀・中堀・外堀）の内、内堀と中堀に挟まれた範囲。本丸の天守と太鼓丸・天守櫓・西の丸の三重櫓・鐘の丸・表御殿などがある第一郭の外周を囲み、下屋敷の機御殿・庭園・番校・重臣屋敷で占められた第二郭。この「内曲輪」は、限られた藩士や御用達町人以外の出入りは制限され、中堀の外側の武士・寺社・町人の混在地である「外輪（外曲輪）」と呼ばれた第三郭や、さらに外堀より外側の「郭外」の地域とは隔絶されていた。

特徴：①統治のための機能が集約された城郭の配置計画
・大名を中心に組織化された藩の性格と役割を示す

②天守を頂点とする城郭の形態

・幕府から権威を与えられ、統治の権限と責任を持つ藩の存在を象徴。

⇒ このように、配置計画と形態の両面によって統治体制の在り方を可視的に示す、類型化された拠点施設は、17世紀から19世紀の世界において他に存在せず、全国の城郭の中でも、彦根城は、配置計画と形態を完全な形で現在に伝える唯一の例である。



-1-

彦根城は、このような配置計画と形態によって、江戸時代における日本の統治体制の在り方を可視的に示しており、このように類型化された政治拠点施設というものは、17世紀から19世紀の世界において、他に類例がありません。全国の城郭の中でも彦根城は、この意味において配置計画と形態を完全な形で現在に伝える唯一の例であると主張しています。

1 徳川幕藩体制成立以前の統治体制

では、その統治体制はどのような

作られてきたのか、歴史を追ってみます。

16世紀から17世紀初頭の世界

16世紀から17世紀初頭の世界、これは、アジア、ヨーロッパ、アメリカ大陸を繋ぐグローバルな交流圏が形成された時代です。これによって国際交流が活発化し、これに基づく新しい技術・知識が、既存の国・地域を、その秩序を大きく揺るがせるような現象が起きました。17世紀以降、各国ではこうした現象に対応して、既存の統治体制が再編される状況になりました。このように、17世紀から

19世紀までの間は、それぞれの国ごとに、地域ごとに、現在に繋がる近現代の前提となるような固有な社会の在り方が形成・維持された、そういう時期に該当します。

16世紀から17世紀初頭の日本

日本もその例にもれず、16世紀から17世紀初頭にかけて大きく社会・政治形態が変わりました。

まず、この前提となる16世紀の状況です。この時代には、室町幕府の権力が弱体化していました。その中で戦国大名が各地で台頭する、あるいは国人が台頭する、あるいは宗教

勢力が武装化したことなどが引き金になって、日本中で内戦が発生しました。これが、いわゆる戦国時代です。こうした時代状況の中で、武士の中の一部の権力者が国内の統一に動き出します。すなわち、信長、秀吉、家康という3つの段階を経て、江戸時代の統治体制が確立したのです。『將軍権力の創出』という朝尾直弘先生の有名な論文がありますが、そういう歴史の段階を、詳しく見てみます。

織田信長 まず、信長の段階です。信長は、海外交易による富の蓄積を

1 徳川幕藩体制成立以前の統治体制

□16世紀から17世紀初頭の世界：

- ・アジア、ヨーロッパ、アメリカ大陸をつなぐグローバルな交流圏の形成
⇒ 国際交易の活発化、新しい技術・知識が既存の国・地域秩序を動揺させる。
- ・17世紀以降、各国では既存の統治体制が再編される。
⇒ 19世紀までの間に、それぞれの国ごとに、近現代の前提となる固有の社会の在り方が形成、維持される。

□16世紀から17世紀初頭の日本：

- ・弱体化した室町幕府
⇒ 戦国大名や国人の台頭、宗教勢力の武装化などによる内戦の時代（戦国時代）
- ・16世紀半ばには、武士による国内統一の動き。

織田信長：海外交易による富の蓄積を背景に、大量の鉄砲を入手し軍勢力を高め、領国拡大。東国に対しては武力による地域戦争の停止を命じた「惣無事令」を発する。

豊臣秀吉：「惣無事令」を継承し、西国に対しても停戦命令を出し全国統一を遂げる一方、**兵農分離による武力の一元的統率**を実現させ、**中央集権体制**を目指す。さらに東アジアへの領地拡大を目論むが失敗し、豊臣政権内部に亀裂を生じさせる。

徳川家康：秀吉没後、関ヶ原合戦により政権を握り、合戦での協力大名（分権派大名）との利害調整のため、**幕府による限定した中央集権体制と大名による分権統治体制を併用した新たな国制（徳川幕藩体制）**の形成を目指す。

- ・慶長8年（1603）：家康の征夷大将軍就任による江戸幕府の成立
⇒ しかし、大阪の豊臣秀頼政権と二元統治の状態
- ・西国の旧豊臣系勢力への警戒＝幕府普請（天下普請）による西国での築城推進
例：開藩以前：膳所城・福井城・二条城・福井城・加納城
開藩以後：彦根城・丹波亀山城・篠山城・伊賀上野城
⇒ これら各城は大阪城包圍網としての役割を担う

□元和偃武＝国内武力闘争の終焉：

- ・大阪陣後の統治体制：元和元年（1615）閏6月、一國一城令の発布
⇒ 「一領分」あるいは「令制国」ごとに一城に制限し、他の城郭破壊を命じる。
* 織豊期に約3000あった城郭は、約170に減少。

- 意義：①諸大名の軍勢力の削減、とくに西国諸大名に徹底させる。
②大名間の地域戦争の抑止（禁止）。
③家臣団や領民の城下町集住が進む。

背景に、大量の鉄砲を入手し、軍勢力を高めていきました。その経済力と武力を背景に、領国拡大を図ります。一方、信長は領国外の東北、奥州に対しても武力による地域紛争を停止する「惣無事令」を発しています。最近の研究で明らかになったことですが、一般に秀吉が始めたと言われている「惣無事」は、すでに信長の時代に始まっていたことがあきらかにされています。

豊臣秀吉 この「惣無事令」を継承した秀吉は、西国に対しても停戦命令を出し、全国統一を遂げます。その一方で、兵農分離による武力の一元的な統率を実現させました。そして、「武力による中央集権体制」の完成を目指したのです。しかしその一方で、秀吉は東アジアへの領地拡大を目論み、ご存のとおり、これは失敗します。そして、この失敗によって、豊臣政権内部に亀裂が生じ、「武力による中央集権体制」も、一時挫折してしまいました。

徳川家康 これを引き継いだのが家康です。秀吉没後の関ヶ原合戦により政権を握り、この合戦の協力大

名との利害調整のために、幕府による「限定した中央集権体制」、つまり「全面的に中央集権体制にするのではなくて、協力大名との分権統治体制を併用した新たな国政」、これがいわゆる徳川幕藩体制になるのですが、こうした体制の形成を目指しました。この時期が慶長期です。その後、慶長8年(1603)に征夷大將軍になり、江戸幕府を開くこととなります。しかし、この時点では、まだ大坂に在る豊臣秀頼との二元政治体制で、軍事的な緊張があった時期です。

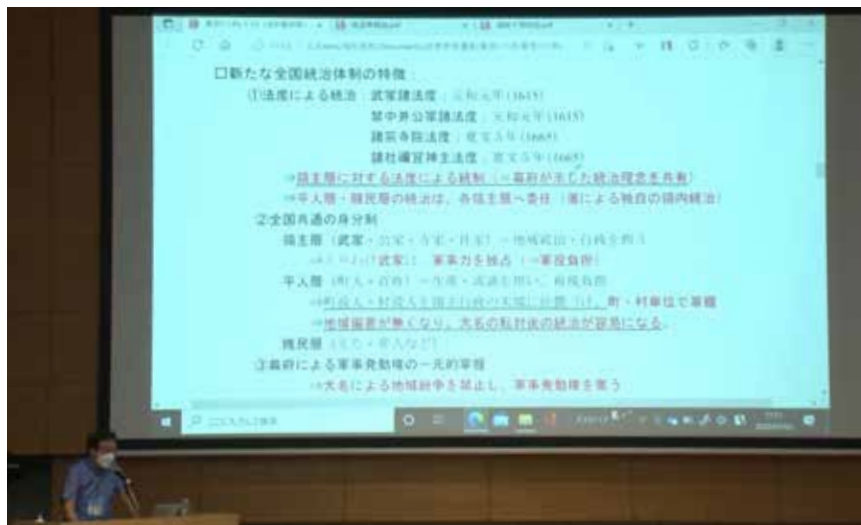
徳川政権は、西国の旧豊臣系の勢力に対する警戒を強め、幕府普請によって、「天下普請」とも呼ばれますが、西国において築城を推進していきます。幕府の開幕以前には、膳所城・二条城、福井城、岐阜の加納城を、「天下普請」によって築城します。開幕以降では、彦根城が慶長8年、ちょうど幕府が成立された同じ年に築城が開始されます。その後、丹波亀山城・篠山城・伊賀上野城と築城されます。これらの各城は、大坂城の包圍網と言われるように、軍

事的緊張の中で造られた城郭です。

元和偃武Ⅱ国内武力闘争の終焉
しかし、軍事的緊張は大坂の陣によって解消されます。結果的に「元和偃武」と呼ばれるように、この合戦によって国内の武力闘争が終焉します。一部には部分的な紛争も発生しますが、全体から見れば、ここで大きな区切りとなりました。

この大坂の陣の直後、幕府は一国一城令を發布します。これは、一国単位、あるいは一大名領地単位においては、「お城」は一つに制限するという法令です。その他の城郭は、全て破却することが命じられました。これにはルールを破る、あるいは抜け道もあったようですが、それでも織豊期には約3000あった城郭は、先ほどは150ほどと言いましたが、それほどまでに日本の城郭は激減します。

では、一国一城が出された意義は何かと問えば、まず諸大名の軍勢力を大きく削減することです。特に、西国の諸大名に徹底させたといわれています。その結果、大名間の地域紛争を抑制・禁止することに繋がっ



ていきました。また、一国一城令の以前には、大名が領国内に持っていた支城、重臣たちを配備した軍事拠点がいくつもありました。しかし、一国一城令によって、これらを整理、廃止することによって、家臣団はもともと城下町に集められる傾向になりましたが、家臣団や領民の一部が城下町に集住することが、一気に加

速することとなりました。

2 徳川幕藩体制の確立による統治体制

このような過程を経て、新たな江戸時代、幕藩体制による統治体制は作られていきます。それはどのようなものだったのか。まず、中央集権的かつ分権的な体制についてお話しします。

新たな全国統治体制の特徴

法度による統治 1つは法度による支配者層の統治です。武家諸法度

2 徳川幕藩体制の確立による統治体制

□新たな全国統治体制の特徴：

- ①法度による統治：武家諸法度：元和元年(1615)
禁中并公家諸法度：元和元年(1615)
諸宗寺院法度：寛文5年(1665)
諸社禰宜神主法度：寛文5年(1665)
→**領主層に対する法度による統制(=幕府が完了した統治理念を具象)**
→**平民層、農民層の統治は、各領主層へ委任(藩による独自の領内統治)**
- ②全国共通の身分制
領主層(武家・公家・寺家・社家)⇒地域統治・行政を担う
⇒とりわけ武家は、**軍事力を独占(⇒軍役負担)**
平民層(町人・百姓)⇒生産・流通を担い、租税負担
⇒町役人・村役人を領主行政の末端に位置づけ、**町・村単位で掌務**
⇒**地域偏差が無くなり、大名の統制後の統治が容易になる。**
賤民層(えた・非人など)
- ③幕府による軍事発動権の一元的掌握
⇒**大名による地域紛争を禁止し、軍事発動権を奪う**
- ④貨幣・度量衡の一元的掌握
- ⑤街道・河川交通・運輸の一元的掌握
- その他、酒造統制など

□統治体制の変容：将軍・大名による独裁から譜代・重臣合議体制へ：

- 幕府政治：3代将軍徳川家光期に**老中合議体制**が整う。
⇒**目付付・町奉行・参勤奉行・幕府城代などを指揮監督し、朝廷・公家・大名・寺社に関する事務を取り扱い、全国統治を担う。**
*老中に就任する有力譜代大名数人を「石の丸」に配置
- 諸藩政治：3代将軍徳川家光期に**譜定の家老による仕置家老制から家老合議体制へ移行**
⇒公儀の法度を全大名に一律的に押し及ぼそうとする志向性が強く、寛永飢饉の危機として大名家の領内統治に幕府が指示。
⇒**領内の安定的統治が大名の義務とされ、藩主不在時には家老が領内統治を担う。**
*多くの藩では、重臣を本丸周回「二の丸」に配置
・家老合議による政治体制は、**参勤交代と家臣団の城下集中を前提とした政治構造。**
・家老は主君の代行者として、幕府・家中の双方から認められる存在となる。
- 譜代・重臣合議体制の意義：個々の将軍・大名の能力に左右されない政治体制
⇒**政治権力の安定性と、社会秩序の安定性をもたらす。**
⇒**将軍・大名は幕府・藩の政治権力の象徴=権威としての存在となる**
*19世紀半ばまでの安定した社会を持続=**「江戸時代の平和」を実現**

は武家に対する、禁中並びに公家諸

法度は朝廷や公家に、諸宗寺院法度は寺院に、諸社禰宜神主法度は神社に、このように4つの領主階層に対する法度をそれぞれ制定し、彼ら支配者層を統制しました。しかも、単に統制するというよりも、幕府が示した統治理念を共有するというところに繋がります。これらの法令を前提として各領主は、それぞれの領地に属している平民層、あるいは庶民層の統治を委任されたのです。これが徳川幕藩体制の分権的側面になります。各藩は独自の領内統治を許

される。ただ、前提として彼らは、幕府により定められた各法度と、そこに込められた統治理念を守らないといけない、ということでした。

全国共通の身分制 もう一つの特徴は、全国共通の身分制を敷いたということでした。まず、領主層、彼らは地域統制や行政を担うことになり、とりわけ武家は軍事力を独占し、直接的に軍役を負担する、そういう存在になりました。平民層は大きく分けて町民と百姓の身分になります。彼らは生産と流通を担って租税負担をする。この町人・百姓の中から町役人あるいは村役人を選び、領主行政の末端に位置付けました。町人・百姓は個々人を掌握するのではなく、町や村単位で掌握するのが全国に貫徹されました。そして、個々の町や村には一定の自治が許されるのです。

こうした身分制に基づく統治方法を採用した結果、地域偏差がなくなっています。全ての町や村を、領主行政の末端に、同じように位置付けることによって、行政的な地域偏差がなくなっていました。17

世紀の初め頃には、転封や改易と呼ばれる大名の配置換えがしばしば実施されました。これによって移動するのは、大名を頂点とする武士層・支配者層。彼らは、新たな領地で、新たな領民を治めないといけない。その時に、こうした地域偏差の無い行政の仕組みこそが、新たな土地での、新たな統治を容易に開始することを可能にしたのです。

今日の講演では、賤民層については触れませんが、そうした人々が存在したことも社会的には必要不可欠な存在として意味があったことでした。

幕府による軍事発動権の一元的掌握 さらに、徳川幕藩体制のもう一つの大きなポイントは、幕府が軍事発動権を一元的に掌握した事実です。大名に対しては独自の武力紛争・武力行使を禁止し、軍事発動権については幕府が一元的に掌握する、そのような状況・体制となったわけですが、その他にも、貨幣や度量衡、街道、交通、河川交通運輸、こうした面についても幕府が一元的に掌握した。これらが中央集権的な側面となりま

す。

一方では、先ほどお話ししたように、領内の統治については各藩が独自に行えた。つまり、徳川幕藩体制は、中央集権と分権統治というものが、非常にバランスの取れた状態とすることができなのです。

政治体制の変容 幕府と大名は、こうした統治の仕組みを作り上げていくのですが、その過程において、それぞれの統治を行う主体が変化していきます。17世紀の初頭においては、將軍または各大名が独占的な政治をやっています。これは強権的な政治であったと言えるのですが、それが徐々に幕政においては譜代大名、藩政においては重臣による合議の体制に移っていきます。

幕府の老中合議体制 幕府政治においては、3代將軍徳川家光の段階で、老中の合議体制が整います。この老中合議体制においては、大目付が奉行などの指揮監督をする、また老中が朝廷・公家・大名・寺社などに関する事務を扱い全国統治を行うなど、この老中を中心とした合議体制が担うこととなります。

この老中に就任するのが有力な譜代大名です、その屋敷は、西の丸下という江戸城の直近のところに配置されます。後に述べますが、大名家における重臣配置と同じような配置です。

諸藩の家老合議体制 諸藩においても、ちょうど徳川家光と同じ頃に、特定の家老による仕置家老制から数人の家老による合議体制に移ってきます。つまり、江戸時代の初期においては、特定の家老が藩主（大名）の代わりに仕置家老として任命され、この仕置家老が全権を握っていた状況があるのですが、これが、次第に家老による合議体制へ移行していきます。この状況がなぜ生まれたかという点、これは京都大学の三宅正浩先生の研究にもあるのですが、公儀の法度を全大名家に一律的に及ぼさうとする、そういう志向性が強く、特に、17世紀の前半に寛永飢饉という危機が発生する状況のなかで、各地の大名領ごとに、この飢饉に対処するのですが、これを幕府が支援・指示することになっていきます。この過程において、公儀の法度を全大

名家に一律に及ぼすことが進み、特定の個人に権限が偏ることを避け、各大名家では家老の合議体制を作り上げていったと言われています。

言い換えれば、領内の安定的統治が大名の義務とされ、藩主が不在の時には、家老層全体が領内統治の責任を担うことができる体制が必要になっていったことです。多くの藩では、この段階頃から、重臣を本丸周辺、二ノ丸に配置することになってくる。これと同時に並行で一城令が出されているので、こういう課題を経て、家老などの重臣を二ノ丸に配置するようになってきたのです。

家老は主君の代行者 こうした家老合議による政治体制は、参勤交代、藩士が不在の時というのは、必ず参勤交代で藩主は不在となる期間が生じるので、これに対応するためであるとともに、一国一城令によって家臣、特に重臣層が城下に集住させられたことを前提として生まれた政治構造と考えることもできます。そして、こうした政治構造においては、家老層は主君の代行者とし

て、幕府と家中の双方から認められる存在になっていったのです。

譜代・家老合議体制の意義 幕府政治における譜代大名中心の合議体制、大名家における重臣（家老）合議体制、この意義はどのように考えられるかというと、まず、個々の將軍・大名の能力に左右されない、そういう政治体制の成立です。特定の將軍の能力、大名の能力によって左右されない、安定した政治体制を作り上げる必要があったのです。これによって、政治権力が安定し、社会秩序も安定するということが実現しました。このような体制になってくれば、將軍や大名という存在は、幕府や藩における政治権力の象徴というような位置付けに変化してきます。「権力」ではなく、「権威」としての存在になるということです。その結果、19世紀半ばまで、「権力」の暴走を防ぎ、安定した社会を持続する、そして、江戸時代の平和を実現することになったと考えることができます。

3 徳川幕藩体制下における城郭の特質

次に、江戸時代の「お城」、城郭について見ていきます。政治体制が大きく変化していく中で、「お城」はどのような特質、特徴を持つようになったかについて考えてみます。

17世紀末、ケンペルの『江戸参府旅行日記』 17世紀末に西欧から日本にやって来たケンペルという人物が、『江戸参府旅行日記』を書いていきます。この中で、「お城」は、「たいてい大きな川の岸辺か 丘や高みに築かれている。広大な地域を占め、三重の要塞からなっている。1つの要塞は地形の状況が許すのならば、もう1つの要塞を囲んでいる。どの城にも、きれいな水をたたえた深い堀や、石か土の防壁と頑丈な門があるが、銃砲は備えていない。」と、全体像を述べています。

そして、本丸と呼ばれる「内の城」については、「城の中核で、その国を領有する主君・城主の住んでいるところである。本丸には白壁造りの三層、または四層の高い四角形の塔

(天守)が聳え、人目を惹く。その各階は軒蛇腹で囲んだように小さい屋根で取り囲まれている。」とありま

す。次に「二ノ丸」についてです。「二ノ丸という『第二の城』には、用人・城代および右筆などが住んでいる。その空き地は、時には庭園にしたり、稲を植えたりしている。」

次に第三の外構え、いちばん外の防御施設の内側です。「二ノ丸」と書いてありますが、おそらく、「三ノ丸」の誤りと考えられます。すなわち、「こは、『第三の城』と呼ばれていて、兵隊(これは足軽を含むと思われすが)のほか、城に關係のあるその他の人々の住まいで、そこには誰が立ち入ってもよい。」と書いてあります。

さらに、最後に、「白い城壁、稜堡、城門があり、その上に二層または三層の櫓が建っているが、中でも、軒蛇腹のある美しい本丸天守。…」この後の文がどのように続くかわからないですけども、全体をとらえて、「これらが遠くからでもよく見える」と表現されています。

日本の城郭の典型的構造 来日した外国人は、このように日本の「お城」を捉えていました。その特徴、すなわち、日本の城郭の典型的な構造を示しているわけですが、特に、傍線部のところに注目してみると、黒い太字のところだけ読みますけれども、「第二郭には用人・城代」、おそらくこれは、家老や重臣を指すと思います。そして、「右筆の居住区がある。」これは藩の政治的意思決定に関わる人たち、あるいは大名の側近になる人たちの住居区域であるという意味です。同じく、第三郭について

は、「そこは誰でも立ち入っていない。」と書いてあります。そうすると、逆に、「二ノ曲輪」には立ち入り制限があると捉えられることができるでしょう。外国人は、このように捉えていた。そして、外部からの見え方、眺望です。「天守から見える眺望」の逆、「天守が見える眺望」というものが、外国人の目に飛び込んできた印象であったということにもなるでしょう。

3 徳川幕藩体制下における城郭の特質

□17世紀末、ケンペルの『江戸参府旅行日記』
城は大抵、大きな河の岸辺か丘や高みに築かれている。広大な地域を占め、三重の要塞からなっている。1つの要塞は地形の状況が許すならば、もう1つの要塞を囲んでいる。①どの城にもきれいな水をたたえた深い堀や石か土の防壁と頑丈な門があるが、銃砲は備えていない。
本丸と呼ばれる内の城は城の中核で、その国を領有する主君あるいは城主の住んでいる所である。本丸には白壁造りの三層または四層の高い四角形の塔【天守閣】がそびえ人目をひく。その各階は、軒蛇腹で囲んだように、小さい屋根で取り囲まれている。
二の丸という第二の城には、②用人・城代および右筆などが住み、そのあり余った空地は時には庭園にしたり稲を植えたりする。
第三の外構えは一帯外の防備施設で、二の丸【三の丸の誤り】すなわち第三の城と呼ばれていて、③兵隊【下級武士】やその城に關係あるその他の人々の住まいで、そこには誰が立ち入ってもよい。
④白い城壁、稜堡、城門があり、その上に二層または三層の櫓が建っているが、軒蛇腹のある美しい本丸の天守閣—これらがみな遠くからでもよく見える。

日本の城郭の典型的構造

- 傍線①：城郭の構造は水堀・石垣・土塁・城門により区画される
- 傍線②：第二郭には用人・城代(家老・重臣)や右筆の居住区
- 傍線③：第三郭には誰でも立ち入り可能→第二郭の内側は立ち入り制限あり
- 傍線④：白い城壁・石垣・城門・二層三層の櫓・本丸天守が見える眺望

□城郭に対する家中・領民の意識：金沢藩兵学者有沢永貞「城取本源抄」(万治4年(1661))
「今、万人の心、其の城のたくまきを見て天下の泰平を仰ぐ」
⇒「天下の泰平」を、威厳を示す「城」の姿に投影する。

4 彦根城の築城と徳川幕府

□「天下普請」による築城：
17世紀初頭：関ヶ原合戦後の軍事的緊張の中で、敵対石田三成の佐和山に井伊直政が討射。
⇒豊臣家・西国諸大名への警戒のための軍事拠点とされた。
慶長8年(1603)：家康の命により彦根築城が決定。翌年、2代井伊直継の時、周辺諸国の諸大名が動員され着工、慶長11年に本丸天守が完成。
慶長期普請の特徴：
①本丸をめぐる一重の堀のみ
「櫓構の堀・土手・櫓井御成御殿、其外の屋作八大方、産考公御家督以後出来、直継公御代ニハ一重堀ばかり也」(井伊半鐘)

な問題です。これは、彦根藩ではなく金沢藩の「お城」の事例ですが、金沢藩の兵学者有沢永貞という人物が万治4年、1661年に書いた記録の中では、「今、万人の心、その城のたくましきを見て 天下の泰平を仰ぐ。」と表現しています。これから読み取れることは、「天下の泰平」というものが、「威厳を示す城」の姿に投影されていると考えられています。

たことです。ここでいう万人の心とは、武士階級だけに限らないでしょう。おそらく、領民というのも含められた、そういった意味合いを示す記録だと考えられます。

4 彦根城の築城と徳川幕府

これらは、外国人が見た印象、あるいは他の藩でいわれている印象です。では、彦根城は、どのような歴史を経ていったか、あるいはどのようになっているか、あるいはどのようになっているか、あるいはどのようになっています。

「天下普請」による築城 彦根城は先ほども述べましたが、「天下普請」による築城です。17世紀の初頭、関ヶ

原合戦後の軍事的緊張の中で、敵將の石田三成の佐和山城に、井伊直政が入りました。この段階では豊臣家、あるいは西国諸大名の警戒のため、軍事拠点として、位置づけられたと考えられます。

彦根築城は、慶長8年（1603）に家康の命によって決定しましたが、すでに直政が亡くなっていましたので、続く井伊直継の時代に、周辺諸国の諸大名が動員され、築城に着工し、約2年後の慶長11年に本丸天守が完成しています。ただし、この段階の築城は、先程のケンペルが見たような、三重の堀に囲まれた「お城」ではありません。

慶長期築城の特徴 の時期の特徴を見ると、第一に本丸をめぐる一重の堀のみであったことが、江戸時代の中頃の記録「井伊年譜」に記されています。この記録は、井伊家の言い伝えというよりは、柳沢吉保の問い合わせに対して井伊家が元禄期に提出した資料を基にして、書かれたものです。「惣構の堀・土手・櫓並び御成御殿、其外の屋作は大方、直孝公御家督以後出来」となっています。

②本丸天守前に御殿を、鈴木・木俣の両重臣を本丸内の曲輪に配置し、西国への軍事を意識し、城郭の正面として大手を本丸の南面とする
鈴木石見 (井伊吉以来の重臣)：大手の原曲輪
木俣土佐 (家康配属の付家老)：湖水に通じる水ノ山崎出曲輪

③本丸の周りに、その他の重臣屋敷を配置し、領内の他の城郭を破綻。
⇒他の家臣屋敷や足軽屋敷、町人屋敷などの居住区割は行われたが、城郭としての堀・石垣・土塁・城門などは未整備

● 慶長期の軍事的緊張を前提に、西国への出陣と本丸防衛を重視した構造。
→ 但し、城郭の惣構えは未完成

口大坂陣後の「自普請」による城郭改造：
彦根城普請再開：元和元年(1615)7月24日、大坂陣後に家督を嗣いだ井伊直孝が、彦根城普請再開にあたり家中への「定」を申し渡す。
⇒早川弥左衛門以下5名の普請奉行のもと、三重惣構えの自普請に着手。
* 元和8年頃に新たな藩庁として「表御殿」が完成。

元和期城郭改造の特徴：
①本丸・二の丸・三の丸と三重の堀による惣構え。二の丸の「内曲輪」には塹石垣と長大な多間櫓・櫓門を整備。三の丸の「外輪(外曲輪)」は土塁と櫓門を整備する。
本丸(第一郭)：天守・本丸御殿・太鼓丸櫓・西の丸櫓・御守殿・表御殿
・城蔵など公的施設に限定
二の丸(第二郭)：重臣屋敷(後に下屋敷・庭園・庶子屋敷・落枝を増設)
三の丸(第三郭)：1000石未満の中級家臣と町人居住区(地子免除)
郭外(外堀外部)：100石以下の下級武士・足軽と町人居住区(地子負担)
* ケンペルの指摘する典型的な城郭構造と一致する。
②本丸天守前の本丸御殿から、本丸の東麓を埋めて土腰曲輪を造成し、新たに御殿を造営して藩主の住居や藩庁機能を移し、「表御殿」とする。
⇒「表御殿」に通じる城郭の東面には表御門・馬廐・佐和口御門・多間櫓が設けられ、彦根城の新たな表(正面)として位置づけられ、参勤交代のルートとして用いられた。表御殿が設けられた空間は、軍事的な正面として大手口にとってあり、政治的な表口として機能。
③本丸内の重臣屋敷を第二郭に移し、第二郭に重臣屋敷を集中させ、表御殿内の「普ノ間」を藩主との合議空間とし、倉する重臣を「普ノ間衆」と称す。
⇒のちに「普ノ間衆」から家老が輩出され、家老合議制へ移行
④本丸以下の建築物による重臣の長巻を創出
「御大進八幡守割の時分、外堀より御見立倉の邊、最初二礎二寸外の櫓より小堀七、(中略)御本丸御成間外堀の丸御守殿へ、たたら重櫓二寸の居三礎二寸、臺利川堤安清道より見懸櫓へ城下堤御櫓多之重子三礎二寸、其外御見立の由、(下略)」
⇒城郭周囲からの眺望を意識、見られることを前提にした城郭の配置計画
* 「善利川堤安清道」は城下の南端、中山道へ通じる臨道橋から城下町への入口付近。

直孝というのは大坂の陣のあとに藩主に就いた人物です。その前代は直継ですが、「直継の御代には一重構えばかりなり」となっています。このように見ると慶長期の堀は、一重構えで、それ以外の中堀、外堀はまだ出来ていない、そういう段階になります。

本丸にも注目してみます。本丸天守の前に「御殿」と書きましたが、「御広間」と後に呼ばれる建物があります。これが藩主の居館になります。また、本丸の曲輪の中には、鈴木と木俣の2人の重臣を配置して

ます。この段階では、まだまだ西国への軍事を意識し、城郭の正面を大坂方向、南を向いた所に大手を設ける配置になっています。

鈴木石見は、井伊家の譜代の重臣です。この石見という人物を、大手の腰曲輪に配置します。木俣土佐は家康から配属された、附家老的な存在です。この家老については、湖に面した、水の手となる「山崎出郭」に配置しました。この段階では、このように本丸の中に重臣2人を配置する構造がありました。一重の堀ですら、その堀の周りには、その他



描かれた彦根城下（『朝鮮人進見取絵図』より）

⇒「内曲輪」の内部の建造物は描かれず内部すら描かない＝「内曲輪」内部の閉鎖性



彦根城大手門を正面から見た様子
本丸御殿は、江戸時代から長い歴史を持つ。本丸御殿は、徳川幕府の御用建築で、本丸御殿の二重櫓が特徴的。
⇒二つの二重櫓と多間櫓で構成された重厚な京橋口御門（内曲輪の大手側）

- 6 -

の重臣の屋敷が配置されていたようです。江戸時代、いつ、どこに、どの家臣の屋敷があったかということを書いた、「家並帳」という資料があり、それによると、そこに重臣屋敷が配置されていたことが分かります。領内の他の城郭は一国一城令で全部破却されています。

他の家臣の屋敷や足軽屋敷、あるいは町人屋敷などは、おそらく慶長期でも、城下町の居住区割り、縄張りはある程度行われていたと思いません。しかし、城郭としての堀、石垣、土塁、城門などは、まだまだ未整備

だった段階です。おそらく慶長期の軍事的緊張を前提にして、西国への出陣、あるいは本丸防衛を重視した構造のみで、城郭の惣構えはまだまだ未完成な段階であったと考えられます。

大坂陣後の「自普請」による城郭改造 このような状況から、大坂の陣の後になれば、彦根城の城郭改造が行われます。この段階の普請は彦根藩独自で行う「自普請」といわれるものです。もう幕府から命令を受けて普請を行ったわけではないのです。その普請が再開されたのは、元

和元年（1615）7月、大坂の陣が終わって2か月後です。その段階で家督を継いでいた井伊直孝が、普請を再開するにあたって、家中に対して「普請定め」を申し渡しています。ここでは早川弥左衛門、彼は慶長期の普請、縄張りに関わった人物ですが、彼を筆頭として、普請奉行に5人が任命され、三重の総構えの自普請に着手しました。さらに、元和8年頃には、新たな藩主の居館、あるいは藩庁としての機能を持つ表御殿が完成しています。

元和期城郭改造の特徴 この時代の城郭改造の特徴は、1点目としては、「本丸」「二ノ丸」「三ノ丸」と、三重の堀によって「総構え」が完成したことです。このうち「二ノ丸」の内曲輪には全面的な石垣、長大な多間櫓、2階建ての櫓門や隅櫓を整備していきます。つまり、非常に厚な城郭施設が整備されます。一方、「三ノ丸」は、土塁と城門で整備されます。石垣作りではありません。もちろん、大きな多間櫓、櫓門や隅櫓もありません。大きな差が付けられています。このように、「本丸」「二

ノ丸」「三ノ丸」「外曲輪」、これらを区分、区別して配置する。そして、「二ノ丸」には重臣屋敷、後には藩主の下屋敷や庭園、庶子屋敷、藩校を増設しますが、こうした施設を集中させる区間、区域としました。この全体像を見ると、彦根城は、まさに先ほども読み上げたケンペルの指摘する典型的な城郭構造と一致しているのです。

2点目は、本丸天守前にあつた本丸御殿、御広間を、本丸の東麓の山の一部を切り崩し、埋め立てを行つた場所に腰曲輪を造成し、そこに新たに御殿を造営していることです。これが、藩主の住居と、藩庁機能を備えた表御殿です。これは元和8年頃に完成します。この表御殿に通じる城郭の東面には、後で説明しますが、表御門や佐和口の御門と多間櫓が設けられます。そして、こちらが彦根城の新たな表、正面として位置づけられます。この正面から、藩主は参勤交代で往来することになります。参勤交代における厳格で壮麗な儀式も、この部分で行われるようになります。表御殿が設けられた空間は、軍

事的な正面としての大手に取って代わり、政治的な表口、儀礼の表口として機能することになったのです。

3点目は、本丸の中の重臣屋敷をすべて第二ノ曲輪に移したことです。もともと木俣の屋敷、鈴木家の屋敷は本丸の中にありましたが、これもすべて外に出し、第二郭に重臣屋敷を集中させました。そして、表御殿の中には笹ノ間という空間が造られ、当初（直孝の時代）は、この部屋で、藩主と重臣が合議をしているという記録が載っています。その笹ノ間での合議に参画する重臣は時代にもよりますが約30家存在します。大名家によっては、家老の家というのは5・6家くらいのところもあるのですが、彦根では、笹ノ間衆は約30家も存在するのです。彼らが、本来はここで合議をしていました。そこに集まる重臣たちを笹ノ間衆と呼び、彦根藩では、これが1つの家格になっていきます。後に、笹ノ間衆の中から家老が任命されるようになります。そのため、特定の家がずっと家老を務めるという形ではなくて、約30家の笹ノ間衆の中から、その時

期に応じた、能力に応じた家老がじられ、彼らによる家老の合議体制が作られたのです。

特徴の4点目は、本丸以下の建造物による、重層的な象徴的な景観が作られたことです。これも「井伊年譜」の記録ですが、このように書かれています。「御矢櫓は城草創の时分、外輪より高さを恰好見合わせの為に、最初に建て候につき、外の櫓より小ぶりである。」すなわち、後々の見かけを考えて、第一郭の櫓は、後に第二郭にできるもののように大きなものではないと書いています。将来的な見栄えを考えて、本丸の櫓は少し小ぶりに造ったのでした。さらに、本丸の「御広間」、あるいは「鐘の丸」の「御守殿」、本丸の「御広間」は当初の藩主邸宅でしたし、鐘の丸の御守殿は、徳川和子が後水尾天皇に入内する時に、一旦彦根城に立ち寄る計画があり、そのために造られた建物です。実際には彦根城に徳川和子は来なかったで、これらの建物は元和期の改造以降は、必要な建物ではなくなるのですが、それらの施設についても、畳だけを片

付けて、建物は残すことになります。その理由は、「芹川の堤、安清辺りより見候えば、城中建物棟多ク重り様子宜候二付、其御建置の由」、すなわち、芹川堤の安清というところから見たならば、城中の建物の棟が多く重なり様子が大変に良いので、その建物を残すというのです。つまり、周囲から見て「お城」がどのように見えるかということを考えているのです。ここは第二郭の中堀ですが、近くからどう見えるかだけではなく、その先、遠くから見てどのように見えるかということも考えているのです。

城郭の周囲からの眺望 では、この芹川・安清付近がどのような場所かと言えば、絵図中に赤く示した道路、これは中山道に通じる脇街道で、安清付近は、まさに、城下町への出入り口になります。この道路の先には伝馬町があり、ここが物流の拠点になるので、城下へ物資を輸送する人たちは、必ず安清付近を通ることになる。だからこそ、ここから「お城」がどのように見えるのかということを強く意識していたのです。こ

れは2代藩主井伊直孝の時代のことであったと思いますが、これらの建物をどうするかという議論をする時に、将来的にこの場所から「お城」がどのように見えるのかということを意識した、すなわち、「城郭の周囲からの眺望」を意識して、言い換えれば、見られることを前提として、城郭の配置計画を行っていたのです。

「朝鮮人道見取絵図」を見れば、ここが安清で、この道路が流通路です。実際に朝鮮通信使はここを通ったのですが、上方に彦根城が描かれています。よく見ると天守があります。そして、これが「中堀」、こちらが「外堀」になります。しかし、「内堀」が描かれていません。この図は鳥瞰図的に描かれており、城下町や家屋敷は細かく書かれていますが、「内堀」は描かれない。すなわち、外から見える姿がこのような形であって、「内堀」より内部の屋敷などは見えないのです。しかし、隅櫓や重要な櫓などは外からでも十分に景観として見えるわけです。言い換えれば、この絵図も、城郭の「実際の状況」よりも、「実際にどのように見えるか」と

いうことを意識した結果、このように描かれたと言えるでしょう。

この写真は大手側の京橋口御門です。重厚な櫓、端から端まで約7〜80mあります。2階櫓もあります。よく見ると石垣の上に松の木が植わっています。現在は桜の木になっています。そして、これが中堀になります。中堀より内側は、このように櫓や松の木に覆われていて見えないのです。まさに、この内部は隔絶された空間であったというわけです。

おわりに

「元和偃武」後の井伊家 最後は、幕藩体制下において、このような特徴をもつ「お城」を作った井伊家の位置について改めて考えます。藩主である井伊家は、元和偃武以後においても、領地の拡大がありました。大坂の陣の功績などによって、18万石から30万石に拡大されていくことになりました。譜代大名では筆頭の位置、もちろん破格の地位です。徳川の御三家、あるいは親藩の筆頭である越前松平家に匹敵する、そうした

家格なるわけです。

また、井伊家は「溜詰（たまりづめ）」ともいわれます。あまりお聞きになったことがないかと思いますが、寛永9年、将軍秀忠が亡くなる直前に、松平忠明（大和郡山藩主）と井伊直孝を枕元に呼び、自分が亡くなったあと、3代家光の後見人として、幕政に参与するように命じられます。「一年寄り衆の上位に位置し」ということで、この年寄り衆が後の老中に合致します。

従来の研究では、この幕政に参与する役割は、大老制度の前身ではないかと考えられてきたのですが、最近の研究では、貞享年間に井伊家とともに会津の松平家と、高松の松平家の3家が「溜詰」の3家として成立したとされ、むしろ、その「溜詰」の前身ではないかと考えられています。いずれにしても、「大老」や「溜詰」は、幕府内の重要なポジションとなるのですが、その「溜詰」の中でも、井伊家は筆頭の家格です。石高から見ても、他の大名は28万石と13万石ですが、井伊家は30万石なのです。

おわりに 一幕藩体制における井伊家の位置一

- 「元和偃武」後の井伊家：
 - ①領地の拡大：18万石から30万石（+城付米5万石）へ、譜代筆頭、破格の家格
 - ②溜詰の家格：寛永9年(1632)、将軍秀忠から松平忠明（大和郡山藩12万石）とともに井伊直孝が家光の後見人として幕政参与（年寄衆の上位）を命じられる。貞享年間に井伊家とともに会津松平家（28万石）、高松松平家（12万石）とが、歴代この家格となる「常溜」3家が成立し、中でも常溜筆頭の家格。
 - ③大老の家格：大老のみが老中職に就くことなく大老になる家格となる。
 - ④元服加冠役：将軍嗣嗣の元服に際して加冠を務め、権性的親子関係（烏帽子親子）となり、その他の幕府儀礼においても重要な役割を果たす。
 - ⇒譜大名の中でも、もっとも将軍の身近で補佐し、将軍を支える家となる。
- 「御家風」の形成：
 - 果たすべき役割：井伊直孝の遺訓の第一条
 - 「上意の儀は申すに及びず、御老中無心十万なる事御申付候共、毛頭心に懸けず、一向御奉公第一に相勤められ候儀本望たるべく候」
 - ⇒「公儀への御奉公」を第一、譜大名の模範となるべき家
 - 「御奉公」のための「御家風」：安定した家中・領内の統治
 - ①道徳・法度の重視：法度の厳格な適用による統治の安定化
 - ②役儀の主体的実践：譜代・新参に限らず能力を評価。家老の固定化を否定
 - ③家老衆の役割重視：家老による統治と藩主への建言
 - ⇒①〜③の実践による「公儀への御奉公」の実現へ
 - *家中の統制・領内の安定的統治こそが「公儀への御奉公」への前提
 - 城郭は預かり物：慶安3年(1650)の井伊直孝御書付「寛」
 - 幕府から彦根城修築許可により、城中・惣構え破損箇所を普請手順を指示
 - 「右之通、万利益之考など被仕、大老二見聽能。来々迄もこの儀」
 - ②被修二可被申付候（中略）激烈番詰ハ何時所替へ可被御付も不被存儀候得共、人二度シ、其後之外間作法能様二住所肝要二而候（下略）」
 - ⇒城郭は幕府からの預り物、あくまで幕府の権威により統治が保証される

そして、大老の家格。これはみなさんご存じだと思いますが、江戸時代に大老になった大名の中で、井伊家が半数を占めます。さらに、井伊家が特殊なのは、他の大老は老中経験者から大老に任命されるのですが、井伊家の場合は老中職に就くことなく、大老に任命される、そういう家格でありました。

さらにもう一つ重要なのは、将軍の継嗣の元服加冠という役割を果たすことです。元服加冠役を務めるということは、擬制的な親子関係を結ぶことです。将軍の跡継ぎとなる人

物と擬制的な親子関係になる。この役割をつとめるのは井伊家だけであり、他の大名にはない重要なポジションと言えるでしょう。そのため、その他の幕府儀礼においても、非常に重要な役割を果たすことになりました。つまり、井伊家は譜大名の中でも最も将軍の身近にあり、将軍を補佐し、将軍を支える家となったのです。

「御家風」の形成 そうしたことから、井伊家では、どのように幕府に対処すべきか、あるいは領内をどのように治めるべきか。そうした意識

が強く芽生えてきます。井伊直孝、この藩主の名前は私の話によく登場しましたが、井伊直孝が、その次の藩主となる直澄に、遺訓を残しています。その第1条にはこのように書かれています。「上意の儀は申すにおよばず。―將軍の命令は言うまでもなく―、ご老中が、無心千万（むしんせんばん）なることお申し付けそうろうとも、―もう納得できようないような無理難題を申し付けたとしても―、毛頭心にかけて、―そんなことは気にせず― ひたすらご奉公を第一に務めなさい。」とあり、「そのことが井伊家としての本望である。」と記されています。要は、公儀への絶対的なご奉公、これを目指すべきだと。つまり、「諸大名の模範となるべき家として範を示せ」ということなのです。

「御家風」の継承 では、この意識は、直孝の子3代直澄だけが受け継いだかと言えば、その後も歴代受け継がれていきます。12代に直亮という藩主がいるのですが、この井伊直亮は、この遺訓を自分自身で、自筆で書き写しています。新たな藩主に

なる人物は、これを代々、受け継いでいたのです。これは藩主にとどまらず、家中、家臣の中でも、その意識は形作られていきます。ご奉公のためのご家風として、次のような意識が形成されていきます。

まず、道理・法度を重視するということが徹底されます。

次に、役儀の主體的な実践。これは家中・家臣の中でも、譜代の家臣、新参の家臣とか、いろいろな立場の家臣がいるのですが、その立場に限らず能力を評価するということです。だから、家老も固定化しないということにもつながるのです。領内統治を行うためには、家老がその時々に応じて能力を発揮する、そういう体制を井伊家の中では求めています。

そして3つ目は、家老衆の役割の重視です。家老が主體的に統治を行う。そして、藩主に対しても、藩主の行動が不正である場合は、それに諫言する。井伊家では、このことまで家臣の中で共有化されています。この藩主への諫言は、諸大名においてもよく見られます。藩主の行動がよくない場合は、「主君押込み」、つ

まり藩主を引退させることも珍しくはありません。

こうした1、2、3、の実践によって、公儀へのご奉公が実現することになります。そして、この結果、家中の統制、領内の安定的統治が実現します。この実現こそが公儀・幕府へのご奉公への前提だということなのです。

城郭は預かり物 さらに、もう1点、注意しなければならぬことは、井伊直孝の書き付け、命令書には、「お城は預かりものだ」と書かれています。これは、幕府から彦根城の修築を許可された時に、「お城」の中、あるいは、総構えの破損箇所を、どのような手順で修理していくべきかを指示した資料になるのですが、その中には、手順を簡条書きにした後に、「右の通り、よくよく損益を考え、丈夫に見かけよく、末々までに堪えられるように命じるべきだ。」「その場しのぎの修理ではだめだ。」「惣別普請は、いつ所替え、転封を命じられるかわからないので、転封を命じられたとしても、他の大名に彦根城を渡すことになるので、その時に、井

伊家がどのように城を管理してきたのか、維持してきたのか。そのことは、その引き渡すべき大名のみならず、その他の大名に対しても噂が広がっていく。だから、外聞を良いようにしなければならぬ、そのようにすることが重要だ。」と述べているのです。

この資料から考えれば、いつ国替えさせられるかわからない。従って、「あくまで「お城」は幕府からの預かりもので、幕府の権威によってその



領知が保証されているに過ぎない。」
 という意識があるということになります。また、「お城」というものをどのように見ているかについても、「見かけがよいように」とか、「十分頑丈に」というような意識もあるのですが、これだけじゃなくて、これまでも述べてきたように、「お城」が周囲からどのように見えるか、領内の民衆からどのように見えるか、そうしたことをかなり意識していた。このように考えられます。

「お城」がどのように見えるか、補足的に説明します。

先程、中堀の外から見た景観がどのようになるかお話しました。先程見た櫓はここ、京橋口御門。これは現存していません。こちらは現存している佐和口御門です。さて、参勤交代のお国入りの時には、殿様は中山道を通って戻ってきます。中山道から分かれて、彦根城が見えるようになった場所、ここに松並木があった松縄手という場所があるので、殿様は（城下町への入口の）ここまで駕籠に乗っています。ここで駕籠を降りて馬に乗り換えます。馬

に乗って城下町に入ってきます。その後、（油懸口御門を抜けて）外堀を渡ったところで、今度は馬を降り、徒歩によって進みます。この段階までは、家臣がポイント、ポイントで出迎えるのですが、ここで徒歩になった所からからは、重臣たち、あるいは奉行職に就いている上級の家臣たちが、びっしりと並んで迎えます。その横には松並木（現在の「いろいろ松」）があります。おそらく、この松は安定（長寿）を象徴したものだと思えます。そうした場所で、参勤交代・お国入りの儀式を行っていたのです。

殿様は、なぜここで馬から降り、徒歩になるのか。もちろん、1人1人の家臣に声をかけるためでもあるのですが、ここに立てば、正面に佐和口の櫓が見え、その上に天秤櫓、そしてさらに上方に本丸の天守が、まさに象徴的に見えるのです。この形（景観）こそが、新しく元和期に作られた形です。これは、この参勤交代ルートや、その儀礼をここで行うと定めた時に、この見え方を意識して造ったと考えざるを得ない。佐

和口多聞櫓の端から端までの規模は150mもあります。ここに殿様が入ってきて、このようなセレモニー・儀礼に使われます。いかに、どのように見えるか、この巨大な白亜の城壁と櫓を前にして天守を見上げる景観が、国入りする藩主や、ここを通る領民にどう見えるか、どのような効果をもたらすか、そのようなことを強く意識して造られた「お城」、彦根城とは、そのよう存在と考えることができるのではないか。そのように思います。

私の話は以上になります。ありがとうございました。

講演

令和4年7月3日 シンポジウム『世界史における近世城郭の意義』

『彦根城の顕著な普遍的価値とは』



筑波大学名誉教授

稲葉 信子

稲葉信子でございます。よろしく
お願いいたします。

私、県・市が設置している彦根城
を推薦するための推薦書作成委員の
委員でございます。

母利先生ももちろん、このあとパ
ネルディスカッションで進行を担当
される宗田先生は委員長でございます。
今日は、母利先生の話を受けま
して、世界遺産の制度の側から見
た彦根城の顕著な普遍的価値について
お話をさせていただきます。

最初に、世界遺産における「顕著
な普遍的価値」の考え方についてお
話します。本日のご参加の方の中
には、世界遺産推薦業務に関わって

られる方もおられるので、最初に「制
度としての顕著な普遍的価値」とは
何かをお話しします。そこから、そ
の制度に彦根城を当てはめるとした
ら、どのような形になるのか、私は
外国人のような立場でお話しさせて
いただくことになると思います。

世界遺産に求められる顕著な普遍
的価値とは何か、それはどのようなに
構築すればいいのか。多くの人が頭
を悩ませるところです。その誰もが
悩む最初の点は何かといえば、「普
遍であること」、「顕著な普遍的価値
の「普遍的」とは何かということだ
と思います。同時に、「多様」であ
ること。これはユネスコ、そして世

界遺産の理念が求める「多様性」と
は何かということに関係します。こ
の2つは、誰もが哲学的に考えすぎ
る。「普遍的」という言葉だけでも、
歴史や哲学をやっておられる方は、
それぞれの学問分野で十分に議論さ
れることだと思いますが、そこまで
難しいことを考えると、今度は世界
遺産の推薦ができなくなります。「多
様性」も同じです。

では、「普遍的価値」とは何なの
か、最初に、その定義から入ります。
私の翻訳ですが、「顕著な普遍的価
値とは、それほど例外的であるから
こそ、国境を越え、すべての人類の
現在と未来の世代に共有される意義

を有するような、文化と自然の重要
性を意味する。そうであってこそ、
その遺産を永遠に保存していくこと
が、国際社会のその総体にとって最
重要事項となる、そのような価値。」
と世界遺産委員会の作業指針にはあ
ります。

世界遺産条約の仕事の基本を定め
る世界遺産条約の本文の、どこを、
どのように読んで、この「顕著な
普遍的価値」の定義は書いてありま
せん。それは世界遺産委員会が決
めるところになっていきます。世界
遺産委員会は、「顕著な普遍的価値」
とは何であるかを先のように定義し
ました。

では、委員会は「顕著な普遍的

「価値」をどのように定義したのか。実は、この定義が定められたのは、世界遺産の審査が始まった最初の時（1978年）ではありません。西暦2000年、イギリスのカタペリーで開かれた専門家会議において、初めて、「顕著な普遍的価値」の定義を定めなくてはならないということが決まったのです。その後、2001年、2002年にこれに関する国際的なワーキング会議があり、初めてのドラフトが2002年、2003年に提示され、委員会としても「それでよしい」となり、決定された定義です。最終的には、2005年のガイドライン改定で、正式に定まりました。

では、その定義には一体何が書かれているのか。

1点目は、「国内的な日本のお国自慢ではないけない。」ということ。2点目は、「国境を越えて人々が共感し納得する価値でなくてはならない。」ということ。

3点目は、それを判断するのは、我々であること、つまり、その価値

は対象とする《もの》に絶対値として存在するものではありません。普通の感覚の国際人、国際社会が、「国境を越えた国際社会として、何が大切か」と考える、その「何が大切か」と判断することこそが、顕著な普遍的価値なのです。よく、「そんなものはヨーロッパにある」とか、「それより大きいものがある」とか言いますが、そうした問題ではありません。

この「顕著な普遍的価値」については、これまでも何度も議論されています。2005年のロシア・カザンでの国際専門家会議では、クリスチャン・カメロンが、世界遺産委員会のメンバーに対して、「The best of best?」もしくは、「Representative of best?」つまり、「この二つの方向の、どちらに進んでいくのか?」ということを問題提起しました。これを簡単に言い換えれば、「唯一無二なのか?」、あるいは「代表なのか?」、ということになります。

自然遺産においては、「唯一無二」ということが可能です。例えば、「グレートバリアリーフ」などのように、

地球上の一つの座標で、「最高（最も数が多い）である」、あるいは、「最大である」とかを決めることが可能です。しかし、文化はそうはいきません。例えば、仏教というものがアジアに広がります。だからといって、仏教の世界遺産を1つに決めることはできない。仏教の世界遺産は日本にあるので、韓国にないというということなど、絶対にある得ない、無理なこと。つまり、文化の多様性というものがあって、これを考え合わせれば、「唯一無二」はあり得ない。「絶対1つ」はありえないことになります。従って、答えは、「Representative of the best」ということです。

り、人間の理解を通じて語らせる。」ということを確認しました。これは、「資産から何を読み取るのか」ということは、我々の側にあるということを意味します。《物・資産》が、自ずから何か（価値）を語ってくれるわけではないということ。つまり、顕著な普遍的価値は、時代の要請、人の理解の変化に応じて進化するものであるということです。英語で、「価値は《Evolving》する」という言葉を使っています。《Evoke》です。

次に、世界遺産の評価基準です。評価基準を、対象を切り捨てるために使う人がおられます。しかし、本来、文化遺産の評価基準は救うため

この議論に関連して、2005年のロシア・カザンでの国際専門家会議で議論し、世界遺産委員会からも報告書が出ておりますが、顕著な普遍的価値は、人類の他の全ての活動、これは世界遺産に限らないということですが、また、文化遺産、自然遺産でも同じことですが、どのような価値であっても、「価値は、人間によ

にあるもので、排除するためのものでありません。種々の条件の中から、世界遺産の価値を選ばなければならぬ時に、評価基準によって「救う」範囲を決めるのであって、「切り捨てる」範囲を決めるものではないのです。世界遺産における評価基準の見直しは、世界遺産リストに欠けている領域を救うために行われ

てきたということです。世界遺産に欠けている領域に貢献するものなのです。

また、世界遺産の推薦のためには、海外の同種の資産との比較が求められています。「日本のものを、ヨーロッパのものと比較する。」それは可能なのでしょうか？ そんな必要はありません。世界遺産ではそのような比較は求められてはいません。世界遺産の推薦で求められているのは、類似し、現存する遺産の「比較分析」であって、遺産の価値に関する抽象的、かつ、学術的な「比較研究」ではありません。

推薦書の審査を行うイコモスでは、比較分析は「同じ地理文化圏に存在する、推薦資産に類似する基準の組み合わせと、物質的な特徴（アトリビュート）を有する資産との間で行う。」としています。従って、主張する顕著な普遍的価値と遺産の種類によつては、その地理文化圏は、アジアに限られることもあるでしょうし、全世界にも広がることもあり得るということになるのです。つま

り、対象とするものによつて、どの範囲で比較するかはそれぞれ異なってくるのです。

広域に広がった文明の遺産から、小さなコミュニティの遺産まで、どこで線を引くのかということは一応は現在の国境が基準になるとしても、今の国境はあくまで「今のもの」ですから、対象によつては、比較の対象となる文化圏は異なってくるのです。例えば、オーストラリアの先住民アボリジニーの遺産を考えるのに、現在のオーストラリアの国を考える必要はないわけですから、それでは、どのような範囲で比較分析するのか考えなければならぬのです。

私が言いたい結論は、「顕著な普遍的価値」は固定されたものではないということとです。これは、時代とともに進化するべきもの、そして、特に文化遺産においては、「世界で唯一、かつ、最高である」ものを集めるために存在するものでもないということとです。「世界で1番」などにこだわると、自分で自分の考えを狭め

ることになりかねないのです。

少し遡って、1998年にオランダ・アムステルダムで国際専門家会議が開催された時、「世界遺産とは何か」との議論が行われました。これは、私が大好きで、私だけではなく、私と同じように世界遺産に関わる人が使っている文章ですが、「世界遺産とは、地球のあらゆる地域の、様々な人々に与えられてきた共有可能な課題に対して、どのように応えてきたのか、その歴史を語るもの。」との定義があります。時代ごとに、共有する課題はあると思います。先程、母利先生からは「17世紀から19世紀の世界」のお話をしていただきました。それが1つの課題です。その17世紀から19世紀における課題に対して、中国はどう応えたのか、日本はどう応えたのか、あるいはヨーロッパはどう応えたのか、その応え方は様々であつて、その様々の対応は世界遺産に代表されて良い。あまり数が増えては困るけれども、それぞれの対応が代表されて良いと考えるのです。

さて、日本からの世界遺産推薦をお手伝いしてきて、今考えていることは、心配なあまり、石橋を渡るようにディテールばかりにこだわつても、主張は弱くなるばかりということです。かといって、あまりにも壮大な思想を掲げても実態と乖離する。その間をどのように、うまく繋いでいくかということが肝心なのです。後で、具体的に彦根城の場合はどうするのかお話しします。

実際の議論では、「物証の存在」が出发点であることは確かです。しかし、物証に縛られるあまり、そこから機能的に考えると、やはり主張は弱くなつてしまいます。重要なことは、視点を海外に移して、より広い人類史の観点で考えることだと思つていきます。人類史の節目を区切る時間軸、ある時代の世界が変わつていく時間軸、そして、地域、アジア、ヨーロッパなどの地理軸。その時間軸と地理軸が交差するところで、それぞれの解決の仕方は違うかもしれないが、何らかの形で全体としての世界が変わっていきます。だからこ

そ、その各々の時代において、世界において、「そうなのか」と理解し、共感できる価値を探すとということだ。

ある時代の課題に、どのように応えていったのか、これは、様々な領域によって異なります。また、産業、政治、文化、言語。それぞれの分野、形でも変わっていきます。そのどこかに、その資産に合った土俵を探していく。ピンポイントで、その軸を定めていかなければいけないのです。そして、世界遺産は各国語に翻訳されます。その時に、その翻訳に堪える明解な論理を持つこと、そして世界の人の共通理解に堪える論理を構築していくこと、これも重要なことだと思っています。

これは、今現在の世界遺産の分布地図です。緑色が自然遺産、黄色が文化遺産、赤が危機遺産です。これだけ多くあります。でも、これを種類別、あるいは時代別に分けると、どこが厚くて、どこが薄いかわかってくるかもしれないですね。どなたかやったら面白いかもしれないですね。

ここ2、3年の日本の推薦案件について、それぞれの顕著な普遍的価値について具体的に考えてみます。

北海道・北東北の縄文遺跡群の場合、「北東アジアにおける、農耕以前の人類の生活と精緻で複雑の精神文化を示す」という価値です。この時代の日本では初期的な栽培や森林管理は始まっていますが、海外、国際的に見て「農耕以前」に含まれる、大規模で本格的な農耕の前という時間軸に位置し、これに北東アジアという地理軸を重ねています。重要なことは、この縄文遺跡群を含めてこれから紹介する日本の推薦案件の価値には、日本の国を自慢するよきな文言は入っていないということです。

次に、百舌鳥・古市古墳群の場合です。これは、「中国の律令制の影響のもとで中央集権国家を形成する直前の3〜6世紀の日本列島の人々、この時代の日本列島の人々の文化を最も豊かに、明白に表す。」という価値です。この時代以降に日本の文化は大きく変わっていきます。その直前の文化をよく表しているというこ

とです。日本ではなく日本列島という言葉を使っているにご注目ください。

長崎・天草の潜伏キリシタンの場合は、「17世紀から19世紀、2世紀以上にわたる禁教政策の元で、密かに信仰を伝えた潜伏キリシタン。」です。アジアではキリスト教はどここの国でも迫害を受けていました。その中で、日本はだめ、あちらの国の方が優れているとは言えない。それぞれの国の中で、迫害の歴史を反映しながら、それぞれキリシタンがどう生きてきたか、それを人類史に当てはめて考えれば、その答えは1つではない。いくつもあるかもしれない。そのうちの日本における1つの例、日本列島における1つの例であると論理になっています。

では、彦根城の顕著な普遍的価値はどこに求めるのか。先程、タイトルスライドで写真を使いました。「天空の城ラピュタ」です。詳しくは後にお話しますが、この写真は、2011年に日本イコモスが彦根で開催した見学会及び意見交換会の時

に私が撮った写真です。その時の私は、また彦根城の推薦書作成の委員ではありませんでした。イコモスの会議に参加し、たまたま彦根に行った時です。「暫定リストに載って20年経つけど、今は、どのようにしているのだろうか?」「今後どうするのだろうか?」と思いながら懇親会の会場に行く途中に撮った写真です。当時の携帯で撮っているのですが、怪しいのですが、この風景を見て、「何か、価値があるかもしれない。」と思いました。水と石垣と天守の構成、プロポーシオン、そこから生まれる迫力に、何らかの価値があるかもしれないと感じたのです。

先程、母利先生から実際にそうだったということを学術的に説明していただきましたが、この景観を見た何年か後に、委員会のメンバーになり、母利先生などからお話を伺っていく中で、彦根城には顕著な普遍的価値がある。この価値を言葉として、伝えなければいけない。翻訳をしていかなければならない。と思うようになっていきました。先程お話ししたように、「価値を定めるのは私た

ち人間である。」のですから、彦根城の価値は、私たちが言葉に変えなければならぬのです。頭の中で言葉に変えるのです。しかも、その言葉が各国語に分かれていく訳ですから、その前提として「ビジュアルイメージ」が必要であり、これが非常に有効になってきます。そして、彦根城に関しては、そのビジュアルイメージとして、当時、私の頭の中に浮かんできたのが「天空の城ラピュタ」だったのです。

私は、この映画を見たことがありませんでした。でも、委員会での議論を聞いていて、先程、母利先生からもあった「お城は借り物だ」というお話、言葉が、そのイメージとしての「天空の城ラピュタ」という言葉に結びついたのです。江戸からそれぞれ「お城」が飛んで行って、それぞれの領地にビップッと着地するイメージが浮かんだのです。映画を見たことないと言いましたが、最近、ジブリのホームページを見て、「天空の城ラピュタ」とは、このようなものだと知りました。これが、「天空の城ラピュタ」のイメージが、ビ

ジュアルイメージとして、脳裏に浮かんだ経緯です。

このように、彦根城のイメージから言葉を探していくことになりま。最初に、人類史としての時間軸は17世紀から19世紀、地理軸は徳川幕藩体制の日本列島、そして、対象とする領域は政治であるということを確認しました。同じ時代と同じ地理軸で、例えば産業を使ったらどうなるのか、文化だったらどうなのか、色々な切り口があると思います。彦根城の場合は政治史と決めたのです。

彦根城の委員会には、今日もここに2人とも来られています。ヨーロッパ史の先生と、中国史の先生も入っておられます。その方々と議論した文章で、私もそのまま引いております。

「17世紀から19世紀の世界は、東西半球の一体化が社会変化を促した結果、各国で統治体制が再編され、現代の前提となる社会の在り方が形

成された重要な時期である。

世界各地でいろいろな政治体制が生まれ、市民社会が形成された。そのうちで人類史のひとつコマとして記憶してもいい価値がある体制としての徳川幕藩体制あるいは広く時代としての江戸時代。

その政治体制において藩は、中央権力と住民組織の間をとって行政をハンドリングする重要な役割を果たし、日本の個性的な社会の在り方や文化の発展に貢献した。それは国際政治史上も特異な存在である。

城郭には、中央から配置された大名が行政組織を形成して領地を持たずに城内に集住し、周囲から隔絶されたところで主要な政治決定を行った。城郭は、行政機能においても、その形の象徴性・神秘性においても、領民に対するアイコンとなり、藩の統治を支えていた。」

この時間軸は、世界各地で種々の政治体制が生まれ、市民社会が形成された、記憶すべき価値がある時代であるということです。また、この時代の日本は、極めて特異な、ある

その政治体制において藩は、中央権力と住民組織の間をとって行政をハンドリングする重要な役割を果たし、日本の個性的な社会の在り方や文化の発展に貢献した。それは国際政治史上も特異な存在である

いは特殊な国家「国の治め方」の例という事です。

その政治体制において、特に注目したのが藩です。藩は中央権力と住民組織の間をとって行政をハンドリングする重要な役割を果たし、日本の個性豊かな社会の在り方、文化の発展に貢献しました。それは江戸ではありません。藩なのです。私は、

日本史の専門でないので、受け売りで話をしていますが、その政治体制は国際政治上も特異な存在であるということ。そして、城郭には

中央から配置された大名が住み、また、そこで重臣を組織し藩の政府を形成します。その重臣たちも、領地に城や屋敷を構えず城内に集住し、城郭の外に住んでいたではありません。また、お城の外にある、その領内の土地に特別な権利を持つていたわけでもありません。周囲から隔絶されたところで、主要な政治決定を行った。また、城郭は行政機能においても、その形の象徴性・神秘性においても領民に対するアイコンとなり、藩の統治を支えていたということ。です。

このように整理すれば、城郭は名実ともに幕藩体制を支える物証として良いと思います。理念的な問題ではない、物証としても十分に「政治的装置Ⅱデバイス」です。このような機能と外観を有するアイコンとしての「建築土木遺産」は、藩という特異な行政機構の存在を示し、少

なくとも同時代の東アジア、特に官僚制中国・韓国に類似するものは存在しないのです。

藩の政治拠点として、江戸時代に存在した城郭の中で、彦根城が有する顕著な代表性はどこにあるかということですが、それは、母利先生が十分に説明していただいたので、私が追加することはありませんが、彦根城の形態は初期の状態を伝えること、城主の理念がそのまま設計に反映されていることになると思います。150もしくは170の城郭が、日本全国に存在しました。その城郭それぞれが特殊な政治体制を表現する、その中で、どの城郭を代表させるかとなれば、上の理由から、それは彦根城と言うことなのです。

パンフレットには、彦根城の世界遺産の価値と評価基準が書いています。これらについては、母利先生に十分に説明していただきましたので、私は省略します。

最後に、「あ！これは何かあるかもしれない」と思った原点の写真です。そして「天空の城ラピュタ」です。

どうもありがとうございました。

パネラー

吉田 ゆり子氏（東京外国語大学教授 日本近代史・民衆史）

三宅 理一氏（東京理科大学客員教授 建築史）

岡田 保良氏（国士舘大学名誉教授 西アジア考古学 日本イコモス理事）

コメンテーター

母利 美和氏（京都女子大学教授）

稲葉 信子氏（筑波大学名誉教授）

鈴木 地平氏（文化庁 文化遺産国際協力室）

コディネーター

宗田 好史氏（関西国際大学教授）

宗田 それでは先生方に登壇いただきまして、パネルディスカッションをはじめます。タイトルは『世界史における近世城郭の意義』。世界遺産に登録しようと作業を進めている「彦根城」が、世界史の中で、どのような意味をもつのか、この課題について掘り下げます。

世界遺産条約は1972年に成立し、75年発効、78年から登録開始というスケジュールで動きだし、その成立から50年が経過しました。日本政府が世界遺産条約を批准したのは1992年で、翌93年に姫路城と法

隆寺から日本の世界遺産の登録が始まりますが、それからは30年が経過しました。

この世界遺産条約の50年、あるいは、92年からの30年は、世界は大きく変わった、その間に世界史の大きな転換点がありました。現在、国際連合、ユネスコもその一つの機関ですが、1945年以降に形作られてきた国際連合の体制が、ロシアのウクライナ侵攻によって変化してきたと言われています。また、70年代は冷戦が顕在化し国際連合体制の一つの転機となり、90年代はベルリンの壁の崩壊、ソ連の崩壊を含め、この

30年間も世界的に非常に大きな意味が存在しました。

その中で、彦根城の「世界的な価値」をどのように考えるのか、先ほどの青柳先生のご講演の中にもありましたが、これは、17世紀から19世紀の世界の歴史がどのように展開したのかを考えることであり、今、その歴史を振り返ることは、その過去に、そして今、さらに将来にわたって、世界史の中で日本と世界がどのように関係してきたのか、そして、この世界と日本の動きに、彦根城がどのように関係するのにかについて



宗田 好史 氏

て考えることに他なりません。パネルディスカッションでは、それを考えつつ、議論を繰り広げていきたいと思えます。

また、この30年間、彦根市・滋賀県がどのように考えてきたかという

(敬称略)

ことも重要です。そもそも、最初に日本政府が作った暫定リストに、なぜ姫路城と彦根城があったのか。これに関しては、文化庁の建造物課が推したのが姫路城で、記念物課が推

したのが彦根城などと言われていますが、その原点、その理由まで振り返ることも必要です。また、彦根城をどのように登録するかということでは、他の国宝の城（天守）とシリアルにするという議論もありました。さらに、本丸だけ、あるいは天守だけという議論もありました。当然、城下町全部を外堀まで含めようという議論もありました。

こうした種々の可能性を一つずつ点検すると同時に、この30年の日本国内における歴史研究の進展についても考えを進めてきました。例えば、日本史では「預治思想」ということが言われるようになっており、それによれば、幕府はそれぞれの大名に領地を預けているに過ぎない、だから大名は封建的な領主とは異なる。従って、江戸時代は分権的な体制ではない、中央集権的であるとも理解

できるようなものになっています。同時に、大名は権限的にも税的にも独立して存在している以上、当然、地方分権的でもある訳です。

このように江戸時代の独特の政治の仕組みを議論しつつ、例えば、「平和・安定」という視点からも、領民と幕府の関係を整理してきました。われわれは「公儀」という呼び方をしています。今日の母利先生のお話にも「公儀」という言葉が出てきましたが、その「公儀」とは何だったのか。今、我々の時代では、「公民連携」とか「官民連携」とか、パブリックという意味を持たせつつ、市民参加の議論の中でも「公」の用語を使います。では、江戸時代における「公儀」とは何なのか。公地公民制は古代に成立しますが、その公地公民の時代の「公」は天皇だったのですが、次第に、それが將軍に代わり、幕府に代わり、今日では、「我々市民」の意味に代わっている。そういう変化を踏まえつつ、近世における「公儀」を考えれば、日本がどのように変化し、世界と日本の関係が、ど

のような意味を持ち、どのように歴史の転換点を形作ったのか。そうした視点からも、新たな考えも生まれるのではないかと。このようなことを推薦書委員会で色々議論しながら、世界史の中における彦根城の意味を考えてきました。

こうした約二年半に及ぶ議論が、あまりにも面白かったものですか、ぜひ、東京のみなさんにもご披露したいという気持ちがあります。今日、お集まりいただいた次第です。

長くなりましたが、ここからは、論客の先生方にご参加いただき、それぞれのお立場から、彦根城の価値を語っていただきます。

まずは、東京外大の吉田ゆり子先生です。先生は、文化庁の世界遺産の文化審議会の委員を長く務められた日本史の先生です。吉田先生に続き、建築や都市の分野から、三宅先生と岡田先生に、お話を伺ってまいります。

先生方には、それぞれ基調講演と講演をお聞きいただいて、どのような印象をお持ちになられたか、また、

ご自身の研究テーマから、彦根城の見方や価値に関するご意見をいただけたらと思っております。

では、吉田先生お願いします。

吉田 吉田ゆり子です。私は彦根城の委員会には所属しておりません。その立場で、お話を伺い、あるいは、資料を拝見して、どのように彦根城を考えておられるのかということに、対し、他の「お城」のことも含めて、私なりの感想と疑問点をお話したいと思っております。レジュメを用意いたしました。

母利先生のお話は、すでに事前に御覧いただいたレジュメに対し、回答を含めてお話しさせていただいております。母利先生のお話にも私も納得できるところもあるのですが、「お城」



吉田 ゆり子 氏

というものを「隔絶した存在」ととらえることに對して、若干疑問が残ります。そこで、本日は、地域の視点から、地域の住民、あるいは、現在の地域社会のコミュニティの人たちの視点から「お城」にどのような意味があるのかについて、お話しさせていただきます。

まず、OVIについて。すでに説明があつたので必要ないと思いますが、例えば、3、4行目、「人類史上の一つの時代を画した政治体制の仕組み」、あるいは一番下には「当事者が互いの立場を確認し結びつきを強める儀礼の場で体制維持がされた」、あるいは「合議体制が取られた」、さらに、「周辺から隔絶された特別な空間として演出された」とありますが、これらについて疑問点を述べます。

まず一つ目です。政治体制が、物証としての「お城」の中に認められるということですが、その統治体制に関する他の表現では、「領主と領民の微妙な均衡関係」などと、「領民」という視点も含まれています。で

は、その部分、「領民との関係」を示す物証は、「お城」のどの部分にあるのでしょうか。これが一つ目の疑問です。

二つ目は、なぜ、徳川幕藩体制に人類史上の価値が存在するかということ。価値は存在しない。と言うのではありません。江戸時代を専門にしている立場から、「果たして政治体制だけで、社会の安定が成し遂げられたのだろうか。」と疑問に感じます。例えば、幕末に開国をした途端に、徳川幕府は政治体制を維持するのが難しくなり、倒壊してしまっています。いわゆる「鎖国」、これは歴史上、東アジア共通の「海禁」と呼ばれる体制・政策ですが、幕府による対外関係の掌握、あるいはキリスト教の禁止などを含めた、「海を閉ざしていた」という大枠があつてこそ、江戸時代の社会の秩序を維持できていたのだと思います。これは、どこかで触れる必要があると思います。

そのうえで「社会の安定」には、さらに複数の要因があつたと考えます。政治体制だけではなく、いわゆる兵農分離も大きな意味があります。

これは母利先生のお話の中にもありましたが、兵農分離体制、あるいは江戸時代の身分制においては、それぞれの身分の人々が、幕府や藩に對して「役」を負担するという形で社会に位置付けていました。この社会体制に對して、人々が合意をしたからこそ安定した社会になつたのだと思います。

さらに、社会の安定には、非常に卓越した教育水準の存在も重要です。これは識字能力だけではなく、地方郷学も含めて、社会全体に教育が普及していたことを意味します。

このようなことを前提として、各地、各身分の人々が、このような関係、社会の体制を作つていった。このような種々の要因が総合的に働いた結果、社会が安定し、藩が安定していたととらえています。このように考えると、「政治体制」は、そのひとつの要因に過ぎないのではないかという疑問です。

次に、物証である「お城」に目を転じます。「お城」といいますと、軍事のためと言われ、あるいは建造物

に目が行くところですが、今回、主張されている「平和な時代の城」というところには、私も共感しています。ただし、それを考えるときに、今少し、視点を加えてはどうかという問題提起です。

すなわち、藩における「お城」という存在が、政治体制、合議体制の拠点、すなわち、「政治の拠点」であつたという説明だけではなく、今日の日本社会の多様性、地域の多様性、お国自慢という表現もあります。そのような「現代まで続く地域的な特色」を日本社会にもたらしただけが「藩」である。そういう視点、意味を含められないか。その象徴としての「お城」、「天守」があると考えます。

明治に入つての国民国家が形成される過程で、日本がひとつに統一されていきますが、本来の日本は、地域色が大変豊かであり、それは統一されずに、今日も「地域色」として残っています。これが日本社会の特色の一つです。言い換えれば、江戸時代の藩の個性、あるいは、そこで形成された地域色が強固で、今日も、

「彦根城の顕著な普遍的価値」をめぐって

2022.7.3 東京外国語大学 吉田ゆり子

価値説明

2世紀半にわたる安定した社会秩序を形成した徳川幕藩体制の仕組みを反映
徳川幕藩体制の仕組み＝藩府と藩、藩と領民の特異な均衡関係により成り立つ体制
人類史上の1つの時代を画した政治体制の仕組み
これを示す物証一周囲から隔絶された一体的な空間構造と象徴的な形態をもつ
彦根城は政治体制の物証
城内＝「内側の郭」(大名の御殿)＋「外側の郭」(重臣たちの屋敷)
両者をあわせた空間が政治の中枢機能をもつ
統治者が互いの立場を確認し結びつきを強める儀礼の場⇒体制維持
城下町や周辺の村から隔絶された特別な空間として演出される

疑問点

- 藩と領民の関係を示す物証は何か
なぜ徳川幕藩体制が人類史上価値ある存在か
安定した社会秩序を形成したとするなら、それは政治体制がなしたとされたことか。
「開国」をした途端、政治体制は維持できなくなった。この事実は、政治体制だけで2世紀半の安定した社会が維持されなかったことを示す。彦根にとり逆説的。
いわゆる鎖国(幕府による一手掌握、キリスト教禁止)
むしろ鎖国体制の中で、安定した社会秩序を維持しえた複数の要因のうちのひとつと考えた方がいいのではないのか。
他の要因は、兵農分離体制、身分制、社会体制に対する四民等の合意等

「平和な時代の城」を考える時に必要な考え方

- (1) 藩という存在、その領域が、今日の日本社会の地域主義を生んでいること。
その象徴として、城、とくに天守閣の存在があること。
城下町が今日も地方都市としての役割を有してあり、地域の中心となる。
藩という領域で、生活をしてきた人々の意識が、城・殿様を中心に形成される。
その歴史性、現実に目にできる城(とくに天守閣・櫓)により体感する。
天守を意匠性で評価するのではなく、城山と一体となった天守・櫓の姿が象徴。
この意識が、江戸時代をおとした城下町や領民の意識にどのように現れていたか検証すること。また、明治維新以降、城が破壊され、解体あるいは入札の危機に瀕すると、旧藩士のみならず市民の現り所が失われるかのように現象すること、明らかにすることで、地域の住民にとって「城」が持っている意味を伝えることができる。
＝地域で守り、伝えていきたい存在となっている。

1

彦根城

明治4年廃藩置縣前(「立藩中」)「城郭之体用ヲ廢棄、(金亀町)番地人民江授与致シ」
明治5年「旧大上県ニ於テ、明治五年同所分属渡部少佐引合之上、境界合意定メ」
明治6年1月14日「存城ニ被差遣候、就而ハ該金亀町其城郭部分ハ一般当省所轄」
同6年2月14・15日「滋賀県ニ差遣候趣も有之」
一明治9年12月19日「該城一般当省所轄確定」と承認願いたい
陸軍卿山形有朋一内務卿大久保利通 [以上、陸軍省大日記]
※「区長ら天守閣一方所統く建物とも私下下願ひ」(区長→滋賀県)陸軍省へ照会願ひ
⇒「土地人民合一般振替スヘキノ道」
「吾ニ我一般官立建設ノ際、合亦借等門被破壞、果シテ再建ノ期ハナシト農民等一層落胆」
「年ニ五ヶ月衆庶登閣、遙拝謝恩、猶土地繁栄、一家一身産業ノ保護ヲ期リ、終ニ愛國心ヲ生ホサントスル、一毛ノ端緒ヲ開キ申度」 [彦根市]
明治11年9月7日 区長より[彦根市]
「今般彦根城本丸両天守櫓、旧城主住居一般、及ヒ外郭櫓壁並旧大洞火薬庫建物等、悉皆売却可相成ニ付、私受賣(希)望ノ者ハ、本月十日ヨリ同廿五日迄ニ城内へ至リ、現物熟覽ノ上、各所ニ附記セル番号ニ拠リ入札可致候、其筋ヨリ申越候条、区内へ無改通達可致(後略)⇒天守800円で入札
明治11年10月15日「今般 思召有之、旧彦根城郭保存可致旨御沙汰候条、可燃御処分相成度候、此致申渡候也」
宮内卿陸大寺実則→右大臣(岩倉具視) [以下、公文録]
同年10月17日 宮内省より通知、「保存方ノ義」陸軍省・滋賀県、その他兵部へ申進すように 右大臣→三条太政大臣
同日
・城郭管理は従前どおり陸軍省、保存方のみ滋賀県
・保存の方から経費は県令の見込み+宮内省より幾許の金目下賜(明治12年12月27日 見附1624円31銭)
・以上、大熊・井上両参謀、大川陸軍少輔も承知のこと
同年10月28日 陸軍省→滋賀県「保存方担任」は滋賀県、所轄は従前どおり
同年12月6日 陸軍卿山形有朋→右大臣岩倉具視「彦根城之儀ニ付何」
「滋賀県下彦根城郭ハ第四軍管内ニ存城ニシテ、他日要塞ノ一部分ニ被備置候、建物之儀ハ積年之呈報ヲ経テ、往々初稿案ニ、当省ニ於テ是マテ保存修理等致条候得共、空ク巨多ノ金目ヲ費ス而シテ、更ニ其効無之、因テ之ヲ解除シ、郭壁等ハ従前之儀ニ指置候旨以テ、再ニ事案重申中、今般特旨ヲ以、保存之儀被御届出、保存方滋賀県ニ於テ担任條御達相候條、就テハ自今該城郭保存修理及ヒ之ニ関スル費用ハ、当省ニ於テ一切關係無之儀ト候存、尤該県ニ

2

於テ城郭修理等之前、地形ニ関スル部分ハ總テ当省へ経向之上取計候様、兼テ達置相成度、此致相候也」⇒向いのおり開済、滋賀県へ達し

松本城

1872 (明治5)年3月 筑摩県→陸軍省 松本城・飯田城半毀ゆえ「不体裁」至急処分願ひ
8月 再度願ひ⇒地所・石垣そのまま、建物入札せよ
飯田城 門5カ所 金130両1分
松本城 払い下げ代金 309両1分
天守閣 235両1分、諸櫓門等 74両
同年11月27日 市川量造建言書→筑摩県
博覧会興行願ひ、10年間借用願ひ
⇒陸軍省所轄ゆえ聞き届け難い、寺院をさがせ
1873 (明治6)年9月20日 市川量造請願書→筑摩県
適当な寺院ない、一字博覧会中みの借用願ひ
10月10日 筑摩県→陸軍省 天守閣・本丸郭内借用状
筑摩県→博覧会社総代市川量造ら 借用願ひ
同年11月10日～12月9日 博覧会開催
[有賀義人『市川量造とその周辺』凌雲堂書店、1976年]
大正期 小林有也によるよびかけ 募金による修理

(2) なぜ彦根城か

- 1. 城主が近世を通じて変わらない譜代藩、筆頭⇒地域住民の意識形成に影響
2. 内堀より内側の城内の縄張り、遺構の遺存状況のよさ。
⇒城郭の空間構造の理解を確定しておく必要がある。その際、歴史の変遷を加味して、空間構造を表現すること。
(1) 「木俣園」1668(寛文8)年段階 『新修 彦根市史』史料編近世1(556号)
城内の木の配置、高さ、木の剪定等、細かく指示
「御本丸」「西之丸」「三之丸」等の郭は内堀の内側＝城内
(2) 1723(享保8)年から「本丸」「二之郭」「三之郭」と表現される。(同上560号)
「本丸」＝(1)の城内
(3) 1881(明治14)年 「彦根城内地所買収之儀ニ付何」(公文録 陸軍省)
「其三ノ郭地ノ如キ純然私地也」これを買収したい
絵図あり ⇒「三ノ郭地」＝(2)の「二之郭」⇒内曲輪
⇒江戸城に類似
当初の城内に加えて大名小路が実質的三の丸、大手門→常盤橋御門
当初の城内に加えて「二之郭」が実質的な三の丸、大手門→京橋口御門

3

なお、大手門は「御殿」建設後、表門に実質的に移動一佐和口御門
3. 城+城下町(惣構の内側)が武士の統治のための装置として江戸時代を通じて存在した。
城が政治・儀礼空間であっても、それだけでは統治者である武士の生活は成り立たない。
城下町に、必要な職人・商人を移住させ、城の維持、武士の生活の必要物資を調達した。
あわせて、有事(軍事・普請等)に人足を徴発する対象。
⇒地域住民の意識形成へ。

外堀

外堀の内＝城内(本丸) 一之之郭(重臣・藩主居室) 二之之郭(武士+町人・年貢免除地)
外堀の外＝外町(町人地・年貢負担地)
4. 琵琶湖に面した立地⇒城下町内で水運を利用した物資輸送
18世紀後期、藩士の参勤交代の帰路『新修 彦根市史』通史編205-209頁)
米原渡→外船(そとふね)町→駒乗で切通松一松→下→松並木を徒歩で佐和口御門→木俣邸→表御門
蔵米輸送＝松原御殿、城内の御用米蔵、御用舟の船着き
物資輸送の拠点＝内船町や外船町
堀での魚釣り、水遊びの禁止『同書』204頁)
[江戸] 江戸城外堀 物資輸送、魚釣り、水遊び場

⇒「平和な時代の城」は、地域の人々にとって日常生活に結びついた存在であった。
その存在は「権威の象徴」「威感」というより日常に溶け込んだ景観
なくなると喪失感をもつような存在
事が起ると、人々の心を統合する装置になりうるもの
日本の城と城下町に書かせない要素としての「城」
ヴェネチアのように水上での移動、輸送が日常的
都市には「堀」・水路があることが普通、水とともに生活することが普通
→近代化の過程で、埋め立てられ増築となり、忘れられている
⇒彦根城は、都市の母体となった「平和な時代の城」と城下町を代表する存在
地域色豊かな日本を形成することになった藩の中心地である城と城下町を代表する存在

4

それが残っているのです。

江戸が東京になったように、地方都市の場合も、城下町が現在の県庁所在地になったところが多いと思います。もちろん、違うところもあります。江戸が、今も変わらずに、城下町が地方都市としての機能を果たしています。そうした城下町に起原がある「地域」における人々の意識には、自分の地域に対する特別な意識があり、それは「お城」が残るところでは「お城」、あるいは「お殿様」に向かっています。その地の「お殿様」を「〇〇公」、井伊家ですと「井伊直孝公」と呼ぶのは、誰かが強要したのではなく、そうした意識が無意識のうちに生まれてきた結果です。そして、そうした歴史観をなぜ身に付けているのかといえ、やはり「お城」という存在が大きいのではないかと思います。しかも、それは天守という単体の建造物を意識したものではありません。城山という山の中で天守だけではない、その城山全体、天守とともに櫓や塀、石垣などが景観として一体となって存在している姿こそが、地域の人々の意識を、長

い年月の中で規定していると考えてみてはどうでしょうか。

これを検証するためには、3つの視点が必要だと思います。

一つは、統治する側ではなく、統治される側の人々の視点です。江戸時代の平和な時代において、その城郭全体、櫓、天守、門などが一体となった景観が、領民の目にどのように映ったのか。母利先生は、「荘厳な演出」とお話しされましたが、私は、「荘厳な演出」と為政者側からとらえるのみではなく、逆に、地域の人々が、その景観をどのように受け止めていたのかをさらに検証し、明らかにすることが、地域における「お城」の位置づけを証明するためには必要ではないかと思えます。

二番目は来訪者の視点です。母利先生のお話の中では、ケンペルを引用されていますが、これは彦根市の小林室長から教えていただいたことですが、朝鮮通信使も重要な資料を残しています。まさに、平和な時代の日韓関係の象徴となる朝鮮通信使が、彦根城下の宗安寺に宿泊します。そこで残した記録を見ると、「家

屋や人民、あるいはお店、あるいは遊び場などが、たいそう盛んである。山の中に城を築いており、「ひめがき」(これはたぶん塀のことですが)、櫓などが、林の上に出ている。水をひいて堀としているが、深く、かつ、広いので越えがたい。堀の周りに並ぶ館、屋の美しいことは、あたかも画中の景のごとくである。」とあります。ここでは、「お城」は城下町を含めた景観として一体化されており、それを印象として書き残していることに注目したいと思います。

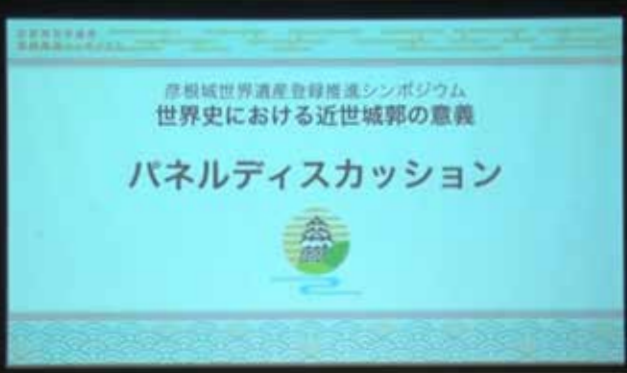
三番目は、その「お城」に対する意識、地域の意識は、「お城」が廃棄される危機に直面した時に現れる事実です。日ごろは「何気なく存在している城」に対し、それに脅威を覚える、あるいは荘厳だと感じることは、人々の日常の意識の中にはなかったのではないかと。しかし、明治維新以降に、「お城」が破却、破棄、解体、競売などの危機に面した時に、旧藩士のみならず市民たちが、自らのよ

りどころが失われるかのように主張するのです。この事実が、地域住民にとって「お城」がどのような意味

を持っていたのかを考えるための、重要な証拠になると思います。

幕府が倒壊した後は、廃藩置県の前であっても、「お城」を破棄し、あるいは修理もしない。城内を開墾する、「お城」の部品、つまり、門や櫓を撤廃・売却することなどが禁止されます。そして、その後の廃藩置県を経て、兵部省、そして陸軍省へと「お城」の管轄が移り、そして、よく知られている明治6年1月14日の城郭の存廃の決定へとつながります。

その時の滋賀県下では、大津に鎮台が置かれていましたが、彦根城は存城ということが決定します。しかし、残されることが決まったにも関わらず、陸軍省の史料によれば、「建物之儀ハ積年之星霜ヲ經過シテ、往々腐朽頽廢シ、当省ニ於テ、是マテ保存修理等致来候得共、空ク巨多ノ金員ヲ費ス而已ニシテ、更ニ其効無之」彦根城の儀に付伺「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref: C10072217300、明治11年 本省文移 (防衛省防衛研究所)。つまり「お城」



の建物に対して、「陸軍省は使う気がない。お金がかかるのでこれ以上修理はできない。」と主張していたのです。そういう経緯があって、競売とすることに繋がっていくのです。

そして、実際に競売が決まった時と思われませんが、この資料には宛先はありませんが、滋賀県に対し、彦根の区長たちが陸軍省を紹介してほ

しいと願ひ出た史料です。彦根市からご提供いただきました。「廃藩後、年ニ衰へ、日ニ貧シ、心気地ニ落ち、富ミ、貧ヲ救スル能ハスト雖トモ、貧階梯ナク奮起スルヲ不得、人心合結ナシ難ク」つまり、廃藩置県後、年々彦根は衰微し貧しくなっていく、意気も消沈して、富んだ者は貧しい者を助けるということもできない。他方、貧しい者は這い上がる道筋もなく奮起することもできず、人々の心結びつけることも難しい、といっています。そして、区長として、人心を一つにする道がない。もし、あるならば、それを行いたいと思つていた矢先、「天守閣」をはじめ「櫓門」が廃棄され入札されると聞いた。今これが廃棄されたならば再起の道はなく、人々はいっそう落胆してしまつたとし、これを自分達に安い価格で払い下げてほしい。これを、土地繁栄、一家一心産業の保護を祈り、そして愛国心を産むような形で使いたい、と願ひ出たのです。この願ひ出は実現しませんでした。その後、明治天皇が巡行してきた時に、明治11年10月15日に宮内省

から「思召し」があり、彦根城を保存する御沙汰が下つたのです。そして、保存の費用は1624円ほど必要になるが、その全額を宮内省が出すことも決定されました。こうした経緯で、彦根城の天守や櫓は残ることになったのです。

私の知っている事例では、同じように松本城の天守も危機にあつた時に、市民が動きます。現在の松本城は、天守のほか、「本丸」と「二の丸」総堀の一部が残っています。本来は、本丸に御殿がありました。これは享保12年の火災後に二の丸に移ります。そしてその部分が、明治以降、県庁あるいは裁判所になり、姿を変えていきます。

この松本城が、明治5年の史料には「不体裁之姿」と書かれており、すでに半毀の状態となつた建物を、当時の筑摩県は「見苦しいから処分をして欲しい」と、陸軍省に願ひ出ます。その結果、石垣はそのままにして、建物が競売にかけられることになりました。これは明治5年のことです。それから、全国の「お城」の存廃が決まる前年に、陸軍省の指示で松本

城の競売が決定され、天守だけでも235両という金額で落札されたのです。この時、松本城下横田町の名主の息子の市川量造が、自分の本を売り、借金し、そして仲間と一緒に天守を買い戻し、地租を収めた上で、松本市に天守を寄付しました。こうしていたからこそ、陸軍省が天守を残すことになるのです。しかし、それでも、陸軍省は天守を使い、保守してくれないので、天守で博覧会を開くことを市川らは提案し、要望します。その後、県令が動き、天守での博覧会開催の許可を得ます。その時の引き札、チラシなども残っています。

このように、経緯や目的は異なりますが、彦根城も松本城も、失われる危機的状況が生じた時に、地域の住民、市民が、保存へと動いたという点で共通しています。

彦根城に戻ります。次に、彦根城のOUVについて疑問に思う点ですが、そもそも「なぜ彦根城なのか」ということです。

これについては、母利先生が非常

に丁寧に説明してくださいました
が、一番目の理由は、彦根藩は將軍
に近い、幕府に近い藩であること
です。

そして、二番目の理由は、内堀か
ら内側、当初の「城内」と「内廓の
縄張り」がよく保存されていること
になるかと思えます。ただ、この遺
構の遺存状況がよい、という以前に、
この「お城」、「城内」という範囲が
どこまでなのか、これを明らかにし
なければならぬと思えます。

これは、明治になってからの彦根
城の資料（明治15年「江州彦根城全
図」「公文録」104巻所収・国立
公文書館所蔵）ですが、真ん中の部
分、私はここを「城内」と呼び、こ
の周囲に広がる範囲が、先程のご説
明では「二之廓」、「内廓」と説明さ
れましたが、明治15年当時、ここは
「三の丸」と表現しています。この
ような「郭」の配置を見ていると、
「お城」が拡大する過程で、「廓」が
内堀の外に広がっていったように思
います。

整理すると、本来の「お城」つま
り「城内」は、「内堀の内側」である

と思えます。図の赤い部分が城内で、
これは大手門の内側、表門の内側に
なります。そして緑色の部分が重臣
達のいるところです。ここは、享保
8年以降は「二之廓」とも呼ばれま
すが、それ以前は城下町の一部とし
て扱われていました。そして、青い
部分が城下町、一番外側の外堀が総
構で、城下町全体の囲いでした。こ
のような形で、彦根城は広がって
います。

この構造は江戸城も同様です。実
は江戸城はすごく小さく、真ん中の
部分、大手門より内側のみが本来の
「お城」、つまり「城内」で、常盤橋
御門より内側が「西の丸下」あるい
は「大名小路」と言われる重臣達の
配置される部分になり、その外側の
「浅草御門」から内側が、城下町、外
堀が城下町の総構にあたります。寛
永13（1636）年に総構えが確立
して、「浅草御門」から「牛込御門」、
「四谷御門」、「虎ノ門」（虎之御門）、
そして下方の海まで延びて行く。幕
末近く、まさに日米修好通商条約を
結んだ安政5年段階の絵図を見ても
同じです。また、一般に売られた江戸

図を見ても、真ん中のところに「城
内」という空白がありますが、この
空白部分が「お城」、「城内」とい
う認識で、常盤橋御門より内側の「西
の丸下」とか「大名小路」などの重
臣達の屋敷地は、空白ではなく明確
に描かれていて、「三の丸の外」城下
町の一部」と認識されていたことに
なります。実際には、城下町は寛永
13年に築かれた総構の外にも広がり
ますが、「城内」の考え方としては変
わらないと思えます。これは切り絵
図ですが、やはり「大手門」の内側
を「城内」とする江戸城の認識は変
わっていません。

このように、本来の「お城」は非
常に限られた範囲であり、大手門の
内側を「お城」、「城内」と言い、家
臣達のいるところは「城下町」の一
部、そして、さらに外側の町人も含
んだところが「総構」の内側で、こ
れが「城下町」全体になります。こ
のように整理すると、「お城」と城下
町をセットとして考え、これこそが、
武士が統治のための「装置」として
作り上げたものと考えの方が、城下
町に暮らした人々、地域の住民達を

巻き込むことができ、かつ、「お城」
の意味を歴史的にも説明ができるの
ではないかと考えます。

彦根の城下町は、必要な職人、商
人を佐和山城下から呼んでいます。
江戸城の場合も、小田原城下から呼
んでくる。このように城下町が作ら
れていく過程で、地域住民の意識も
城下町の中で生まれてくる。そのよ
うに思いました。

さて、その「お城」と地域との関
係ですが、「お城」は決して「隔絶し
ていない」と思えます。2、3の事例
をあげます。

1つ目は、「見え方」です。江戸城
では「お城」と「富士山」と「日本
橋」、これが常にセットで名所図絵
に描かれます。どんなところでも、
「お城」と「富士山」と「日本橋」。
これは美術史の大久保純一さんが書
いておられますが（『広重と浮世絵
風景画』東京大学出版会、2007
年）、「お城」と「富士山」と「日本
橋」がセットとして認識されている
のです。「お城」と言っても江戸城は
1657年明暦の大火で天守が焼け

ているので、単なる櫓と森ですが、それらが一つの象徴として認識されていたのです。

2点目は「水」です。彦根城は琵琶湖と松原内湖にも面していることも重要な特徴になると思います。その理由の一つは参勤交代。これは、母利先生も説明された「外船町」。参勤交代の時には、ここに藩主の乗った船が入ってくる。あるいは、内船町、こちらには商人の船が入る。魚屋町や職人町の方もここを上ってくる。さらに、琵琶湖岸に波戸ができていて、波除けもある。そこから、御蔵米が大津と出入りしている。このような水との関係は、日本の城下町の特徴で、城下町は水と切り離せないものだと思います。

また江戸の話になって恐縮ですが、「浅草御門」から「水道橋」、「牛込御門」付近を描いた浮世絵を紹介いたします。今も「お茶の水」、「水道橋」と呼ばれる地域ですが、この浮世絵では、外堀を多くの船が荷物を運んでいます。ここから上がっていくと、「牛込御門」に荷揚げ場があつて、ここでは町人の生活物資を降ろし、あ

るいは尾張藩邸の河岸場もあります。このように内陸に荷物を運ぶのに、堀を使い船で運んでいた。あるいは次の絵では、船も奥に描かれています。手前では堀で水遊び、魚釣りをしている。このような風景の中で、水と親しんでいる人たちがいたことがわかります。あるいは「牛込御門」で御門の中に入っていく姿、あるいは手前の「神楽坂」ですが、やはり多くの人々が行き来しています。堀を利用して物資が行き来するだけではなく、人も御門を出入りする。これが実態です。

そして、この「水道橋」の堀端の絵ですが、普通の人は何とも思わないかもかもしれませんが、土手の上に松を植えている。寛永13年に堀ができた時に植えられたものですが、今回は、手前の柵にも注目します。軍事的には、堀端には木を植えず、柵も設ける必要はないのですが、平和な時代なので、日常生活のなかで、人や物資が堀端を行き来します。このように人が活動する場所では柵が作られます。長野県の飯田城では、大手門の左右に堀があります。本来、堀

端には木はなかったのですが、酔っ払いが落ちるので、藩士が藩に願ひ出て、カラタチ（枳殻）、棘がある樹木ですが、これを植えて落ちないようにしていました。大坂城でも宝暦年間の絵図では、堀端に柵が描かれています。実は、彦根城にも柵があります。表門の堀の脇に柵が描かれています。堀端の柵は軍事的にはあり得ないことですが、平和な時代の柵に注目したいと思います。

このように平和の時代の「お城」とは、地域の人々にとって日常生活に結び着いた存在で、權威の象徴、莊嚴、威厳というよりも、日常に溶け込んだ景観として人々に無意識のうちに意識化されていた。しかし、失われると喪失感をもってしまうような存在であり、廃棄ということになると、一転して人々の心を結合する装置になり得る存在であった、といえるのではないのでしょうか。また、日本の「お城」と「城下町」に欠かせない要素としての堀、水です。ヴェネチアに行くときタクシーが船ですが、かつての日本においても水上での移動、輸送が日常的であり、

都市には堀・水路があることが普通の生活の姿でした。しかし、近代化の過程で堀は埋め立てられ、暗渠となり、今の私たちは、そのことを忘れてしまっているのです。

平和な時代の「お城」を考えるのであれば、平和な時代の「お城」と「城下町」を一体としたものと考え、その代表として彦根城を位置付けられないか、また、地域色豊かな日本を形成することになった藩の中心が城郭であるとするなら、「お城」と「城下町」を一体と考え、それを彦根が代表すると位置付けることはできないのかと考えました。長くなり失礼いたしました。

宗田 吉田先生ありがとうございます。

彦根城の暫定リスト入りから30年の間に、例えば法政大学の陣内秀信先生にも彦根に来て頂き、また、滋賀県立大学の西川幸治先生にも現地において、城下町や水との関係についてのお話を度々聞いたことがありました。私も城下町について、先

生の述べられた通りだと強く思い、城下町の範囲までを登録できないかという議論も随分行いました。また、海外の専門家にも見てもらいました。その結果として、城下町を入れることは難しいとの決断にいたしました。こうした過程があったことを、しみじみと思いでしてました。

今、先生のお力をお借りして、城下町を含む形で登録ができれば良いと思いますし、また、江戸の町との関係も整理できると、非常に豊かな推薦になるのではと、今日までの取り組みをしみじみと思いでしております。

ありがとうございます。

では、続きまして三宅先生お願いします。

三宅 三宅です。先程の稲葉先生のお話では、中国や韓国とは関係ないというお話しをされたのですが、「城」という漢字が東アジアの中国を中心とする漢字文化圏で共通でありながら、それぞれ異なった内容を示しているということで、現在東アジ

アの「城」という文化資産をめぐって中国、韓国の専門家の方々と一緒にその比較研究を進めています。イコモスの中にICOFORTという国際委員会があり「城郭」、「お城」、硬く言うと「軍事建築」を扱っています。日本イコモス内のICOFORT国内委員会に作業部会をつくってそのあたりを幅広く検討しています。特に16世紀から17世紀にかけて、中国では明清時代、日本では戦国から江戸時代に移る時代ですが、新しい築城概念が生まれ、それが大規模に実現されていくというプロセスがあるので、その現象をどう解釈し、日本の城郭を東アジアのコンテキストにどうのせるかについて考えを巡らせています。

その立場から、最初に、母利先生のお話に対する簡単なコメントです。

母利先生の最初の論点は、江戸時代の幕藩体制はきわめて安定的な統治を生み出した、ということ。よく言われる「パクス・トクガワナ」、これを藩に落として言う。「藩主の井伊家の体制」、「パクス・イイナ」を作り上げたということになる

のでしょうか。いずれにしろ、江戸と地方との間で微妙な関係を保った「ユナイテッド・ハンズ・オブ・ジャパン」みたいなものができ、それが日本の独自の政治体制であり、「お城」はその統治の象徴であったというお話でした。

次は、城郭というのは、空間としてどこまでの範囲かということでした。これは吉田先生も言われるように大変難しい問題です。見た目にはどの城下町も似たような構造を持っています。すなわち、「お城」が真ん中にあり、時代によっても地域によって、この「お城」がどの範囲を指すのかということは色々あるようですが、ともかく、真ん中に「お城」と呼ばれる部分があって、その外側に重臣達がいるという構造がベリシックであり、それは多くの「お城」で変わらない。そのエリアを確定するにあたって堀という防衛×水運装置が重要な役割を示している。中国であればその役割は壁になるのでしょうか、日本の方がやわらかい。

また、天守の役割についてもお話がありました。そこでは、天守をシン



三宅 理一 氏

ボリズムというような形で総括されました。天守の役割はシンボリズムと景観であるとされました。中国や朝鮮には中心部の宮殿にこうしたシンボリックなタワーはありません。むしろ城門こそが周囲を睥睨するモノユメントとして認識されます。

さらに、大変重要な指摘だと思っただのが「公儀」の考え方です。この「公儀」が上にあつて、領民が、「公儀」のために色々と尽くしていた。漢字文化圏の人たちと一緒に仕事をして議論していると、そうしたものは、ある種の朱子学的な思想に近いと思えるようになってきました。別に見方もあるかもしれませんが、統治の在り方としてカトリック世界やプロテスタント世界とは違う、独自のイデオロギーを持っている国とし

て、東アジアを含めて、もう少し深く考える必要があるのかなと思っただ次第です。

さて、私が問題点として一番引っかけた点が、先ほども指摘がありました。「徳川の平和の時代」というものは、どこまで世界に対して

自慢・主張できるものなのかということ。世界遺産となった長崎五島列島の例を引くまでもなく、「キリスト教の禁制」はかなり厳しいもので、その実態を知らなければ、

そのような「厳しい禁制」を出した時代を、たとえ物語であったとしても「安定的な社会」として前面に出

して良いのだろうかと思いました。極端な比較ですが、今日、ヒューマン・トラフィッキング（人身売買）

で世界のワーストに位置している日本の実態を国内では見ぬふりをして、美しい国日本を謳っているのと同じではないか。これは、私の個人的な感想です。

他方、「お城」のもつ軍事的な意味についてはたとえ江戸時代であって

もきわめて重要で。私も陸軍関係の史資料の分析を行い、さらに実際の「お城」の保存計画等にも携わっているのですが、「お城」の成立根拠として軍事に関する視点はどうしても欠かすことはできないと思えます。

幕藩体制が確立する17世紀前半を見ると、関ヶ原合戦があり、大坂の陣があつて、最後は島原の乱と、かなり激しい戦争があつた時代と思えます。確かに、その後150年くらい

は、戦争らしい戦争はなく、19世紀の前半を迎えて情勢がきまなくなってくるのですが、戊辰戦争に到る短い時期に幕府や各藩が軍備の再整備に注力するようになります。例えば、

反射炉を作つて大砲などの武器を製造したり、火薬を大量に作つたり、兵器のイノベーションを含めて軍備の増強を行うようになります。

特に、明治2年に版籍奉還がありますが、その後、各地に鎮台をつつて陸軍が名実ともに成立するまでの数年間、大半の藩が常備兵を持つことを義務付けられます。その基準が、

一万石あたり60人、その基準で大半

の藩がそれまでの侍組織を解体し、近代的なフランス式兵制にのっとり常備軍を編制するわけです。各藩のミニ陸軍は「お城」を拠点としませんが、大砲などは傾斜地となった平山城の城郭では移動が大変で、機動性を担保するためにも市中のさまざまな施設のネットワークを作つて江戸期よりもはるかに広域の規模で防衛体制と空間を構築する。この間の非常にドラスティックな動きを追つていくと、それはそれなりに「お城」

の物語としては、大河ドラマ的な凄さがあつて、少なくとも、軍事と側面は無視できないものとして浮かび上がります。

彦根城については詳しくわかりませんが、戊辰戦争前後の「お城」をめぐつて軍備のことを考える場合、ひとつは火力のある武器、すなわち大砲と砲兵、もうひとつは「ロジ・兵

站」が非常に重要な課題となります。幕末に日本に派遣されたフランス軍事顧問の影響がきわめて大きいわけ

です。例えば、フランス軍人の教官を得

た松江藩では、彼らが来て以降、軍制を完全に変えます。まず、火薬の増産体制があり、城内よりは城外の山中に火薬製造所、加工場、銃弾を作る場所を作る。また、長崎などに

買付けに行つて、武器類とともに、そういう施設の建設・運営に必要なものを整える。それらを動かす動力は、従来の人・畜力ではなく、水力・水車を使い大規模化する。このような小さな軍需工場のようなものが、各地の多くの藩で造られる。フランスの青銅製の山砲がコピーされ、同じものが自前で製造できるようになる。しかも、非常に短い期間で、松

江藩ではわずか2年間ですが、それぞれの藩が「陸軍」の改革を行い、その間に強力な軍備を整えて、「お城」の近代化が達成される。その狙

いは端的に言つて「お城」を軍事要塞そのものとなすことです。この時点では「お城」は藩知事が差配しますが、その後の廃藩置県で「お城」は国に返されることになるのです。

冒頭、母利先生のお話に、「お城」は頂いたものであるとありましたが、今度は「お城」をお返します。この

「お城」お返しする時に、使える「お城」、有用な「お城」については陸軍省が引き取ることになる訳です。そのため、陸軍省は調査を実施します。フランスの軍事顧問と一緒に調査を行います。その結果、国内に57箇所の新しい軍事拠点を作るのですが、そのうち43ヶ所までが江戸時代以来の「お城」を利用することに決まるのです。その考え方は、「お城」が綺麗だから残すということではなく、「お城」は「要塞」、「城塞」であるという考え方が基本です。これはヨーロッパ的な軍の思想による考え方です。例えば、フランス軍人のレポート見てみると、「お城」のことは「シャトフォール」と記されています。ロワールの美しい城館等に用いる「シャトール」の語ではありません。「シャトール」という用語を日本では何に使っているかといえ、御殿などの「綺麗な建物」です。これに対し、「シャトフォール」は、明らかな「軍事的な要塞」の意味で使います。この用語の違いからもわかるように、「お城」は「軍事要塞」として残され、利用されることになった

のです。

すなわち、天守が建っている場所、山がこんもりしていて堀に囲われている場所を、大砲を使った砲撃戦を想定して、どのように近代的な「シャトフォール」に変えるかが喫緊の課題になり、そして、これが可能であると判断された43ヶ所の城郭が、その対象になったのです。ただし、高等教育を受けたフランス人です。彼らの美意識も相当なもので、しかも本国ではヴィオール＝デュクのような中世主義の建築家たちが活発な議論を行っている時代でもあり、日本の城郭に対してもロマン主義的なイメージを持っていたのでしよう。「日本のシャトフォールは美しい」、「保存すべきである」といった文言を随所に何うことができ、逆に役に立たないと判断された「お城」を壊している状況に対して、嘆かわしいと記しています。

明治6年の地租改正に際して「お城」は、地所名称（地籍）としては官庁地第三種に分類され、基本は税金がかからない土地になります。そ

れを決めるのは大蔵省、後には、それが地方（県）になりますが、その判断は、その「お城」が軍事施設として有効なものか否か、具体的には、陸軍がその「お城」を使うか使わないかという判断が前提になります。従って、陸軍からの判断を待たなければ結論が出ないのですが、それは時間がかかります。その間は、「お城」の所有は国にありながらメンテナンスは県でやらなければならぬのです。それで、どこの県でも膨大な出費に悲鳴をあげることになりました。城郭の維持は大変だから、そのためのお金がないから、なんとか城郭を壊させてくれと。

史料を見る限り、最初にこれを願ったのが宇和島城で、明治7年に宇和島県は「城を全部壊させてくれ」と陸軍省に願います。しかし、陸軍省は壊す理由は特に見当たらないから待てと言う。何とものりくくりとした結果、城は残り、その結果、今日では重要文化財として宇和島城（天守）が残っているのです。

明治7年に陸軍施設の建設や維持

を行う実施部隊として「工兵方面」という組織が全国にできます。かつての防衛施設庁のようなですね。「お城」の処分もこの工兵方面が担当します。松江城に関しては、明治8年に、広島に工兵第五方面から人を派遣して、「お城」の処分を行います。斎藤直演という工兵大尉が松江に来て、彼一人が仕切って、陸軍省の所管になっていた城郭や郊外の火薬庫なども「軍事に関わる」ものすべてを処分、すなわち、払い下げを行います。それに対して、旧藩士や地元の商人たちがせめて天守を壊すだけは待ってくれ、経費はなんとか工面すると申し出る。斎藤大尉は、それを持ち帰って、広島鎮台で諮った後、中央の陸軍省第4局によって、「保存してもよろしい」ということになりました。斎藤大尉は別件で軍法会議にかけられ軍籍を離れますが、彼の背後にあったのが広島の工兵第五方面だったことは重要です。

広島において「お城」の保存の中心的な役割を果たしたのが、第五方面のトップたる中村重遠工兵中佐で

す。彼は明治10年を過ぎてから、姫路城や名古屋城の保存を提案する人物として知られています。それ以前、広島にいた時にも、「お城」の保存に積極的に取り組んでいたようです。今、見てみると「お城」で現存するものは（戦災で失われたものを含む）、中国四国地方に多くなっています。これには、土佐藩出身であった中村中佐の存在や土佐閥の工兵たちと関係があるのではと、個人的に思っています。

彦根城や松本城は、民衆の意見で残すことができたのですが、陸軍の中で「名城」を志向する一部の将官の働きがその保存に大きく寄与したことは無視できません。こうした事実も、「お城」の本来の性格、軍事性を考えるうえで、重要な事実になるのではないのでしょうか。

以上のように、明治に入ってから色々な出来事がありました。明治になって、頂いた「お城」をお返して以降、明治20年頃には、それを民間に払い下げる方向に進むので

すが、この間の「お城」と陸軍との関係、たとえ彦根城では、これが希薄であったとしても、全国的なプロセスの中で「お城」が残った過程を「軍隊の係わり」を含めてしっかりと評価しない限り、彦根城を今残っている「お城」の代表とみなすことはできないのではないのでしょうか。

徳川時代の「パクス・トクガワーナ」だけでは、今残っている「お城」を語りつくせないような気が致しました。それが私の印象です。

宗田 ありがとうございます。今、考えているところでは、「お城」は「頂いた」ものではなく、「預かっていた」ものとなっています。だからこそ、「返す」ということがあったのだらうと思います。

確かに先生がおっしゃるように、西日本と東日本、特、東北とでは、もちろん明治維新の経緯が全然違うのですが、お城の残り方が随分違うことも確かです。

また、先生が冒頭で仰っていた、「公儀」に関して、儒教・朱子学と

いうお話もありましたが、我々もそれについて議論をしたことがありません。その時には、京大名誉教授の藤井譲治先生から、一言の元に否定され、「儒教ではない」と言われました。これが大きく記憶に残っています。確かに、藩によっては、朱子学を採用しているところもあり、もちろん幕府もそうですが、荻生徂徠を信奉する藩もあります。しかし、それらは儒学的ではあっても、厳密な意味での儒学ではありません。極めて日本的・日本化した「考え方・思想」であると思いますが、そこは議論が別れるところでもあります。我々も「公儀」とは何かについて、随分と議論をしてきたことをお伝えします。

なお、中国大陸における状況については、後で、専門の先生にもご意見をお聞きしたいと思っています。

ありがとうございます。

続いて、岡田先生お願い致します。

岡田 岡田でございます。私は、元々は西アジアの古代史を専門にしておりまして、それでありながら、この



岡田 保良 氏

十数年は、世界遺産の問題に関わる事が多くなり、特に、日本各地の世界遺産の推薦のお手伝いをするようになりました。新たな自分自身の勉強のテーマができたということなのですが、今日は、こうした立場から、このシンポジウムに参加させていただいたと理解しています。

そこで、私は何を喋ればいいのかを問い直してみれば、すなわち、私の経験を通じてお話できることがあるとすれば、世界遺産登録を目指していくうえで、「必ずやり遂げなければならぬこと。」になるかと思いません。世界遺産でやりとげなければならぬこと、これは、推薦書を完全な形で作り上げ、ユネスコに提出することに尽きると思います。すなわち、推薦書を、どれだけ多くの人々

に納得していただける内容とするのか、特に、海外のユネスコ、イコモスの専門家の人たちに對して、どれだけ納得してもらえる文章を作るのか、それには、どのような事に気を付ければよいのか、ということになります。この問題について、常々考えていますので、今日は、その立場、経験でお話させて頂きたいと思えます。

皆さんのお手元には、顕著な普遍的価値や評価基準をまとめた資料があるかと思いますが、これらとともに、本日、母利先生、吉田先生のお話を伺って、彦根城、ないしは彦根城下町に関して、非常にユニークで顕著な価値があるということ、改めて勉強させて頂きました。

しかし、これを、世界遺産でいう「顕著な普遍的価値」として文章化する作業を行う場合、長々と歴史的な記述をすればそれなりに了解は得られるものとなるのですが、多くの世界遺産の関係者の人たちは、今、皆さんの手元にある程度の文章で、この価値を理解しようとするわけで

す。そうなれば、ついつい言葉が省略されていたり、抽象化されていたり、概念化されていたり、ということ、その文章の中身が十分に伝わらなくなるという恐れがあります。

先程、稲葉先生から、ディテールにこだわってしまうと、「読み手、ないしは、審査の人たちを、逆に困らせることになる。」とお話がありました。が、「顕著な普遍的価値」を文章化する時のテクニカルな話ですが、重要な視点になってくると思っています。

具体的に言わせて頂きます。例えば、「藩による統治拠点」も一つのキーワードになっていると思います。が、まず、その「藩」という存在を理解していただく必要がある。また、最初に「統治拠点」という言葉を拝見した時には、これは日本国全体の幕藩体制による統治と想ったのですが、文章を詳しく読み進みますと、それは、それぞれの「地方の統治の拠点」としての「藩」であり、その「城郭」であるというストーリーに気が付きました。この部分について

も、もう少し、明確に、理解できるようにしなければいけないと思いました。

さらに、「立体的な空間」や、「象徴的な形態」についても、ついつい、そういう言葉に頼って文章化してしまうのですが、その具体的なイメージが伝わるような、しかも、手短な表現をどうやって見つけるかということが、「顕著な普遍的価値」を説明する時に、大変重要になってくるだろうと思いました。

この「顕著な普遍的価値」を組み立てる時に、大きな手がかりとなるのが「評価基準」であり、「完全性」です。彦根城では評価基準のⅢとⅣを採用して、「顕著な普遍的価値」を組み立てるとい構成になっています。

評価基準Ⅲは、キーワードでいうと「文化的な伝統の顕著な証拠」です。その「文化的伝統」という言葉が、先ほどの「藩による統治拠点」、ないしは、「その城郭の象徴性」ということになるのだらうと思いたが、その部分を、もう少し噛み砕いた

言葉にする必要があると思えます。

評価基準Ⅲは「文化的伝統」ということで、ついつい表現が抽象的になりがちですが、出来るだけ、アトリビュートといえますか、その「もの」に即した価値の説明をしなければならぬと思いました。

また、基準Ⅳですが、ここでのキーワードは、「景観」や「建築の類型」となります。先ほど宗田先生が少しお話されましたが、彦根城が世界遺産の暫定リストに記載された時、建築の分野から姫路城、遺跡・史跡の分野方から彦根城を推したのではないかとありました。私は、その時の経緯は承知しておりませんが、後で、文化庁の鈴木地平さんに確かめて頂けたらと思いますが、彦根城について、「何」を世界遺産にするかという時に、この暫定リスト記載の経緯からも「お城という建築」ではないと言えらるのではないのでしょうか。

さて、プロパティあるいはコアという言い方もしますが、彦根城で「何」を世界遺産のプロパティにするかと言えば、これは、城郭の範囲

の中にどのような建物があるのかということも無関係ではないのですが、現在の推薦案では「中堀」までの範囲、これを「内曲輪」と言うのでしうか、その「中堀」までの範囲となっています。

しかし、母利先生のお話でも、また、吉田先生のお話でも、「城郭」という時には、その外側までを含めて「城郭」という理解を示されています。そうすると、「城郭」としての類型をどのように考えれば良いのか、その定義を明確にすることも、一つの課題になってくると思います。

これに関係しては、完全性の証明をどのようにするのか、言い換えれば、何をもちて彦根城は世界遺産としての完全性を満たしているのかという説明を行う時にも重要になります。すなわち、本文では外堀までを「城郭」だと説明をしながら、推薦資産は「中堀」までになっている。この矛盾、齟齬をどのように説明するのかというのは、完全性のところで大きなポイントになると思います。

私は推薦書委員会の議論に参加し

ておりませんので、もしかすれば、既にそういう議論は尽くされているのかもしれませんが、今日のお話を伺って気になったのは、この完全性に関する問題点です。世界遺産では、通常、完全性という条件や概念は、自然遺産に対してより重要だと言われています。しかし、彦根城に関しては、オーセンティシティー・真実性の問題よりも、この完全性をどのように説明するのかということが大切になってくると思いました。

真実性に関しては、最近の傾向では、世界遺産の推薦では保存管理あるいはマネジメントのプランが確実に立案されているかということも、OUVが満たされるかを判断する観点になっていきます。これは私よりもみなさんの方がご存知かと思いますが、プロパティの範囲を中堀までに限ったとすれば、その内側には、真実性から疑問視されるものが含まれているのか、含まれていないのか。もし、含まれているとすれば、それは

将来のマネジメント、あるいは保存管理計画の中で、どのように位置づ

けられ、そのネガティブな部分を排除する計画が、しっかりと立案されていないかならないかと思っています。

比較研究もなされているかと思いますが、稲葉先生からは、地域の話が出ていました。この「地域を代表すれば良い。」という場合の地域は、東アジア、あるいは、アジアになると言われましたが、この場合においても、比較する対象はどこであれば充分なのかということも、しっかりと理論的に説明できるようにでなければならぬと思います。

断片的なコメントでしたが、私からは、世界遺産の推薦書の作り方という視点からコメントさせて頂きました。

宗田 岡田先生、ありがとうございます。

世界の人々にどのように語るのかということ、同時に、日本の皆さんにどのようにお伝えするのかということも、大変に難しい問題です。推薦書を書く時は、当然、英語で書く、

フランス語で書くということになりますので、その時に、それぞれの言語のロジックで、価値をどのように伝えるかということも大きな課題としてあると思います。

稲葉先生のお話にもありましたが、おり、この世界遺産の50年の歴史の中で、随分と議論も進み、専門家同士の議論も進んできました。この世界遺産の議論の中で、「ユニバーサル」という言葉が、今日のように、強く出てくるようになったのは、西暦2000年以降のことで、特に、ここ10数年のことです。その前提の下で、今も岡田先生がお話くださったように、それぞれの国や地域で個別に捉えられていた歴史、個別の問題として語られていた歴史が、その個別性から未来に向けて開かれていくことで、人類全体の未来にとって、それぞれの歴史、それぞれの地域の歴史が、どのように役立つかというようなパズルを、パズルの話もできていきましたが、そういう未来に向けて、我々が彦根城をどのように語るのかという議論になってくると思っています。

そこで、稲葉先生から「天空の城 ラピュタ」という一つのキーワードが出されたわけですが、それはもう少し後で議論しようと思います。

文化庁の鈴木地平調査官がお越しですので、今までの議論を聞いて頂いて、どのように感じられたのか、ご自由に発言下さい。よろしくお願ひします。

鈴木 先生方、貴重なご意見ありがとうございました。

私からも、今の岡田先生のお話、あるいは稲葉先生のお話を受けて、もう一度、世界遺産における価値に、関して整理をしたいと思えます。

世界遺産になるためには、「顕著な普遍的価値（OUV）」というものが必要になりますが、正確にいうと、OUVは2つの柱から成り立っています。一つはバリュー、価値の部分と、もう一つは、その保護措置、その価値が守られている、保護措置が整っているという部分とがあるのですが、今日は前者、価値の方に寄せてお話ができればと思います。

皆さんご存知の通り、彦根城は「お城」の部分が特別史跡、国の文化財保護法によって特別史跡になっており、天守が国宝になっています。

これを文化財保護法に照らしてみると、どのような価値になっているかというと、「我が国にとって歴史上、または学術上価値が高いもの」というのが「国史跡」になりまして、その史跡のなかでも「学術上価値が特に高く、わが国の文化の象徴たるものが特別史跡になる」となっています。

あるいは、「我が国にとって歴史上または芸術上価値が高いもの」が重要文化財になり、その重要文化財のなかでも「極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの」が国宝になると定められています。すなわち、国の文化財なので、「我が国にとつてどうなのか」というところが問われているわけです。

これに対して、世界遺産条約の場合ですが、文化及び自然遺産に特別な価値を有しているのですが、「全人類のため世界遺産の一部として保存しなければならない」とあります。

もちろん世界遺産ですので、「全人類のための価値」という観点があるということは、先に稲葉先生からもお話をいただいたところです。

ところが、この「日本として価値がある」ものが、世界としてどうかという時に、これが一致していれば非常にありがたいのですが、しばしば、一致しないと言いますが、国内的価値を逸脱しながら説明しなくてはならない場合が、まま発生してきます。

例えば、すでに世界遺産になっている姫路城、姫路城でも天守が国宝になっているのですが、姫路城天守の国宝として価値を見てみますと、「我が国城郭建築最盛期を代表するものとして重要であり、白漆喰塗りの城壁の美しさから白鷺城の名で呼ばれている。」この文章は、国宝の指定文章、価値説明で書かれているものです。一方、世界遺産の推薦書にはどのように書かれているかというと、「姫路城は城郭建築の最盛期の遺産であり、17世紀初頭…」というように書かれています。すなわ



鈴木 地平 氏

ち、両者に大きな差異はなく、この頃は、「日本のものとして素晴らしいから、世界でも素晴らしいでしょ。」というロジックでも世界で十分に通用したのだと思います。

しかし、最近世界遺産になったものを見ますと、これも先程稲葉先生からお話があったのですが、例えば、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群。これは2017年の登録ですが、資産は「史跡宗像神社境内」として文化財保護法によって保護されているのですが、その指定書には、「宗像神社は古事記、日本書紀などにおいて、広く神格が認められており、現境内も、なおよく古来の基本を踏襲している。」すなわち、日本の歴史上、あるいは学術上の価値をもって、いるから、宗像神社境内は国の史跡

に指定されたのです。他方、世界遺産の推薦書にはどのように書いたかと言いますと、「神宿る島、沖ノ島を崇拜する文化的伝統が古代東アジアにおける活発な対外交流が進んだ時期に発展し、海上の安全を願う生き残った伝説と明白に関連し、今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証である。」この文章は、もちろん歴史性も、学術性も、当然、意識をしています。しかし、スケールとして「日本」がひとつも出てこない。少なくとも、「古代東アジア」というスケールになっています。

また、スクリーンの2行目付近に書いていることに関連するのですが、沖ノ島を世界遺産に推薦する時に説明していたのは、「およそ地球上の陸地は3割で、7割が海である。特に、日本のような海に囲まれた土地で人間が暮らしていく場合、海と付き合わざるを得ない。日本もそうですし、例えば、イギリスも、カリブの島々もそうでしょう。このように海と関わって生活せざるを得ない人類が、どのように海と付き合ってきたのか、それは精神的なものも、物

質的なものもあると思うのですが、そうした海と関わる生活の一例を表すものとして、沖ノ島は人類共通の価値がある。」と説明しました。

では、彦根ですが、これについては詳しく申し上げませんが、特別史跡としての価値づけと、今、滋賀県と彦根市でお考えになっている世界遺産としての位置付けは、やはり異なっています。

つまり、世界遺産として主張する価値は、必ずしも日本における価値と一緒になければならないというものではありません。むしろ、先ほどの話でもありました、国境を越えるとか、視点を海外に向けるというところで言えば、これまでの評価軸から少し逸脱をしなければいけないかもしれないかもしれません。ただ、事実反してはいけませんし、あまりに珍奇な説明もあっても困るわけです。

最近の世界遺産の事例を見ますと、先程は沖ノ島の話をしました。が、縄文遺跡群の場合では、例えば、私が小学校、中学校の頃、歴史

を習った時では、縄文時代はまだ農耕も始まっていない、狩猟、採集の、ある種、野蛮な未発達な時代だったという論調の教科書だったと思います。しかし、日本の縄文時代史、縄文の歴史の研究において、特に、この20年くらいで、遅れていたとか発達していたとかというような直線的な発達論ではなく、人類が登場して約10万年と言われる歴史の大部分の中で、90%近くを占めていた、非農耕時代の人類のあり方を示すという意味において、縄文時代は極めて重要な事例である。という論調に変化してきました。この新しい時代観と申しましょうか、歴史観と申しましょうか、その転換、新しい歴史観によって、縄文遺跡群の推薦も勝負したと記憶しております。

したのか、失敗したのか、あるいは後日 YouTube をご覧の方も、どしどしと、そんな危ない議論は許せないとか、確かにそのような見方もあるよねとか、色々なご意見、ご批判を頂ければと思っております。以上です。

今回のシンポジウムにおいては、彦根城、あるいは日本の城郭、さらには幕藩体制に対して、新しい観点、新しい評価軸を提示されたと思います。

鈴木 史跡であるとか、陵墓であるというの、管理状況や学術的な評価の歴史に関係すると思いますが、それに加え、陵墓の場合ですと、その被葬者は誰だとか、あるいは、古墳の中に誰が埋まっているかなどの興味もあります。しかし、これは別と

先程、司会の方からありましたように、お手元にアンケートがあると思いますので、今日の試みが成功

味も異なります。しかし、これは別と

して、世界遺産においては、5世紀に作られた土木構造物として、この古墳群には、どのようなアイコニックな意味があるのかという観点で勝負をしたと思っています。

宗田 ありがとうございます。

今、鈴木調査官が説明されたことは、「文化財も進化すべきである。」ということになるかと思えます。先ほどの稲葉先生のスライドには、「顕著な普遍的価値は、他の全ての価値と同様に、人により、人の理解を通じて付与される。」「顕著な普遍的価値は、時代の要請、人の理解の変化に応じて進化、発展していくものである。」つまり、「エボルビング」ということをお話になりましたが、この進化の一つが彦根城であり、その前の縄文遺跡群であり、その前の、というように繋がっていくものと理解できます。

こうように、世界遺産登録の機会を通じて、我々の文化遺産に対する考え方、あるいは歴史に対する我々の向き合い方が変化することこそが文化財の発展、文化遺産の発展で

あつて、文化庁としては、それを国民の皆さんに問いかけるので、是非その新しい文化財の見方に対するご意見を承りたいということ、最後にお話されたのだと思います。ぜひ皆さん、文化庁の方からそうした大きな問いかけがありましたので、是非、ご意見を頂ければと思います。ありがとうございます。

では、引き続き、母利先生にお話を頂きたいと思えます。先程の議論のなかで「領民」に関する指摘を頂きました。領民の関与はとても大事なことで、公儀そのものが、将軍と藩主のだけではなく、当然そこに領民がいた訳ですから、そこをどのように見るといふことも含めて、この議論にお答え頂ける部分があるかと思えます。お願いします。

母利 吉田先生からご指摘頂いた、「統治される側の視点も大事だ」ということ、それは当然の事だと思います。江戸時代の領民と領主層の関係、支配、非支配と言われる

のですが、最近の近世史の研究では、領主層は、ただ支配するだけでは支配は安定しないと考えています。それは、飢饉など色々な場面で、領民が生活できなくなれば、領主も生活できなくなる。そうしたことが、現実の問題として領主層に突きつけられているからです。例えば、飢饉になつた時に、領民救済をしなければ、後に耕作者がいなくなる。そのため、安定的な支配を持続しようと思えば、領民の生存と生活を保障しなければならぬ、最近では、これは領民と領主との間の契約関係だと主張する研究もあります。



母利 美和 氏

も、そのまま引き継ぐべきだということが、17世紀の後半あたりに出来上がってくる。そういう関係だと考えています。

宗田 ありがとうございます。

吉田先生のご指摘は、決してこれで終わるものではなく、今後、我々も議論すべき課題だと思うのですが、領民があつてこそその領主であるということになるかと思えます。

さて、私に関心あることなのですが、そもそも、領民と接することのなかつた重臣たちが、公儀性をもつたということ。今でも裁判官になると、官舎と地方裁判所の間を、紫色のふろしきで包んだ書類持って往復するだけで、決して街に行つてお酒を飲まないとか、奥さんと一緒にデパートに買い物に行くなんてとんでもないという生活をしている人たちがおられます。つまり、官僚という独特の世界の中でも裁判官は、公正性を担保する意味からも、その社会の中でのみ完結することを意識する。ヨーロッパとかアメリカでは、そうした人は滅多に見えないし、そこ

そういつた前提のもとで、平和な徳川社会を作ることが領主の理念になつた。その理念は徳川の理念でもあるのですが、その理念を諸大名

までやる必要があるのかとの考えも正論です。しかし、江戸時代の重臣は、まさに、そうした暮らしぶりをしていたと理解できました。稲葉先生が示された「天空の城ラピュタ」は、まさに、そういうことをイメージしているのかとも思いました。「天空の城ラピュタ」を思い出していた

だと分かりますが、巨大なロボットが出てきて、兵隊として戦う一方、園庭を庭師のように守る、ロボットが2つ役割をはたしていますが、おそらく江戸時代の彦根城の二の丸の中にも、そのような不気味な侍たちが歩いている世界があったのではないかと。「隔絶された」という表現はそこから来たのですが、さらにその仕組みを掘り下げれば、彼らが守ろうとしていたのは「公儀」というものであって、それは朱子学ではありません。先ほど母利先生がお話されたような、領主と領民の関係であって、その関係をさらにより良いものにしていかねばならないという使命感のようなものであったのではないかと思います。

そうしたことを、区切りである中

堀の深さからも感じる事が出来るのですが、もうちょっと重臣たちの暮らしぶりについて、エピソードを紹介してください。母利先生お願いします。

母利 重臣たちの暮らしぶりについてですが、大名家は殿様がいてその下に重臣層、さらに、中級、下級家臣層が続くのですが、重臣達も内部構造は大名と同じで、それぞれの重臣には各種の家臣が付随していました。そして、大名に倣って、種々の儀礼などを実施するのです。その重臣層の内部構造は、例えば、用人と呼ばれる家老層があり、その下に種々の役職、何々奉行がいて、さらに、足軽もいる。という構造です。この構造は、中級・下級の家臣にはあり得ないものです。

そのうえで、彼ら重臣は藩政を担う立場にあるので、それぞれの家中においても、今日は大名が持っている「御家風」という話をしました。同じような理念を、家老の家が引き継いでいく、もちろん自分達の

家臣にもこの「御家風」を徹底させていくこととなります。

生活ぶりとは少し違うかもしれませんが、そういう構造を持っていたと思います。

宗田 ありがとうございます。

そもそも「ラピュタ」を思い浮かべたのが稲葉先生ですが、11年前の彦根でのイコモス理事会には、私も参加していました。そして、その後、実際に推薦書の作成に関わられるようになって、この「ラピュタ」と思われた理由、もう少しご説明をお願いします。

稲葉 彦根城をどのように料理して、どのように海外に出していくのかという問題は、30年間、彦根城が暫定リストに記載された時から考えできたことです。私が関わっていない段階で、城下町全体という議論がなされたことも知っておりますが、それが可能であれば良かったのですが、それは出来ないという結論に至ったとお伺いしています。その理由は、世界遺産としての保全上の間



稲葉 信子 氏

題からです。私が関わってからは、城下町は資産に入れられないということが分かっていましたので、特別史跡の範囲内で登録を目指すためには、どのようにすれば良いのかという戦略を練るようになりました。

そのうえで、先ほど母利先生にまとめて頂いたような歴史など、地元専門家からも意見を聞いている中で、彦根城の価値の所在は、当時の幕藩体制、いわゆる、パクス・トクガワーナとすれば、これは世界に売れると思った次第です。海外に対して、日本の江戸時代は売れる。言葉は悪いのですが、ここでは「売れる」とさせていただきますが、これだけが、最初にわかっていたことです。

日本の江戸時代は売れると確信が

持てた時に、例えば鎌倉の時も、「現代の日本を用意した」と説明しました。しかし、「現代の日本」の一番の大事な部分はほぼすべてが江戸時代にあるわけですから、その緒言が鎌倉時代だったかもしれませんが、日本の独特なところは全て江戸時代に戻ってきます。徳川幕府、トクガワーナに戻ってくる。それでは、どのように「徳川」を説明するかを考えれば、彦根城の在り方は、まさにドンピシャで、その中核に入るわけです。

そうすると、150の全ての城郭か、1つだけか、その中間は、すなわち、資産をどのように選び出すかという時に、暫定リストに載っている、また、それは特別史跡であり国宝の天守が存在するということも大切ですが、そのうえで、航空写真、私の話においてもお示しましたが、あの航空写真が示すポリウム感、あのポリウムの迫力しかないと感じるところです。多分ここからですね、「天空の城ラピュタ」というイメージが出てきました。

さらに、議論の過程において、「藩

が何か面白いぞと。「藩」が市民社会と中央・江戸との間の取り持つていた面白い存在であると気が付きました。その面白い存在があるからこそ、市民社会も栄えたし、同時に、「日本」としての全国の統一も維持された。「藩」の重要性に気付く過程において、この「藩」というものを、「徳川」を出さずに「藩」だけを表に打ち出すにはどのようにすればいいのかということも戦略のうちにあります。その時のイメージ戦略として、「天空の城ラピュタ」という言葉が出てきました。

宗田 ここで、城下町全体を資産にするという議論の経緯を申し上げます。

海外では1970年代の終わりに80年代に、イタリア政府が多くの世界遺産を登録しましたが、その時は、ヒストリックセンター、チェントリストリコと呼ぶ都市城壁の内側の全部を資産にするという発想でした。それは、当時のイタリアで盛んだったフランスで生まれたアナール学派という社会構成史・庶民の歴史

を明らかにするという考えの下で、街並み保存やマイナーな建築も保存しようということが盛んにおこなわれたことが背景にあります。我々を含め、多くの国がそれに学び、世界遺産もそのような面的な保存を行うべきであると考えようになり、2000年頃には、バッファゾーンにするようなところまで含めて、農村風景まで全てを含む範囲を登録するという方法が広がっていきま

られていますのか、具体的にどのような条例があって、高さ規制とか細かな内容までもが必要となります。現在も機能する都市に、世界遺産としての規制が適切か、難しい問題だと思います。

そうした経緯があったので、彦根城もできれば広い範囲でと言う話があり、彦根には、街並み保存地区もあり、また、下級武屋敷がまとまって残っているところがあり、街づくりとして将来に向けての方向性も定まっています。これは、先ほど紹介していた松本城でも、埋めてしまった堀を再び掘り戻すという取り組みをしています。彦根では、歴史まちづくり法に基づく計画も出て、それに基づく都市保全の方向も固まっています。しかし、それと世界遺産登録は別のプロセスがあって、世界遺産では、相応の保全措置がと

また、城下町を含みたいと考えた時に、何人かの海外の専門家に見ていただく機会がありました。その結果、城下町を世界遺産の資産とするのは難しいと言われました。こうした経緯を経たうえで、彦根城の世界遺産、その資産範囲をどのように考えるのかの検討が続けてきた結果として、江戸時代の統治拠点である現在の範囲に絞った経緯があります。その中で、「天空の城ラピュタ」という話が出てきているのですが、いざれにしろ、日本の世界遺産登録の中で、江戸時代を中心に扱うことは、ほとんど初めてに近いものとなっております。おり、どのように世界に発信するか、本当にむずかしいところです。

もう一つ言いますと、明治維新から約150年経過していますが、前半の敗戦までの75年間と敗戦後の75

年を見比べた時に、この日本の平和がどのように発展して来たのか。また、150年以前、江戸時代までと比べでどうなのか。という議論も重要な視点になると思っています。

さらに、文化庁の京都移転という地方分権の大きなうねりも起こり始めている。それらを踏まえて、吉田先生が先ほど述べられたことですが、地方の人たちが幕藩体制の城下町をどう見ていたのかということ。そのような、種々の思いがここ、彦根城の世界遺産の現状に結実しているということです。

吉田先生、いかがでしょうか。

吉田 今、お話を聞きまして、多くの経緯・検討があったと分かりました。ただし、もう一度考えると、なぜ彦根なのか、彦根一つで代表することができなのかという問題が残ります。幕藩体制は、やはり藩だけでは成り立つものではなく、当然の事ですが、やはり江戸・江戸城と結びついてこそ、全国の藩が位置付けられている。江戸城自体は、現在、皇居となっているので、ここを構成

資産とすることは厳しいことは分かるのですが、江戸城の濠の部分、皇居の外の部分は特別史跡になっていますが、これに江戸城外濠を加えて「江戸城」とし、この江戸時代の政治体制、あるいは社会体制という意味での幕藩体制を象徴する物語として、より相応しく、また、全国の城、現在も保存されている多くの城も活きてくるような気がします。そういう発想は如何でしょうか。

宗田 ありがとうございます。

続いて、三宅先生お願いします。

三宅 彦根は、非常にきれいな町で、また、琵琶湖に接しているという立地も極めて特徴的です。世界遺産にとって、この景観は非常に重要なことで、また、母利先生が提示されたように市民たちが力を合わせ一所懸命にこの景観をみんなで作ってきたという側面も、非常に強く訴えかけるところがあると思いました。

その中で、やはりご公儀に関わる「統治機構」というのは、まだ少し疑問に思っています。なぜ、松江城で

はダメなのか。松本城でもダメなのか。

松江城のことを色々調べてきたのですが、松江も陸軍時代があつて、その後市民たちの献身的な努力があります。市民の存在という意味では彦根城とあまり変わりませんし、その前の明治維新前後の歴史が重層的でなかなか面白い。日本のそれぞれの町の歴史で明治から昭和に到る市民の歴史は広く解釈されなければならず、彦根がそれを独占できるかについてはよく考えなければなりません。

宗田 ありがとうございます。

三宅先生が、松江城を中心としてお話してくださったのですが、明治以降に、「お城」がどのように残ってきたかという事、多くの「お城」には、明治時代の鎮台（軍隊）が置かれたということも含めて、市民が、地元の人たちが、どのように「お城」の保存に関わって、これを守ってきたかという事についても、今後検証するべきことが多くあります。それらの検証のうえで、未来に向けて「お

城」を保存しなければならないとする価値も、より明確になると思いますが。今後、そうした研究も進めていけばと思います。

続いて、岡田先生お願いします。

岡田 僕からは、先ほどの続きになるかもしれませんが、OICのキーワードになる「幕藩体制の統治機構」とは、私自身が不勉強なこともありませんが、やっぱり、分かりづらいます。例えば、彦根藩という存在です。それは30万石の領地があり、彦根城を中心の一つのエリアとして表示できるものだと思いますが、そのエリアの彦根城に、井伊家が入って来る。

井伊家は元々、浜松地方の領主だったので、井伊家の領民と言う場合と、彦根藩の領民という場合は必ずしもイコールではないのかと思ってしまう。

これは私だけではないでしょう。幕藩体制の統治機構というのは、そうした大名が、その藩の領地を治めることなのか、その藩の出自や、その家が持っていた領民達も並行して統治するのか。この推薦書を最初に見た人

にはわからない。今日、母利先生などのお話を聞いても、まだ、混乱してしまいそうな内容だと思います。

推薦書では、それを簡潔に、そして、明確に記述して、初見にお人にも正しく理解していただけるように記載しなければならぬ。やはり、そこが課題になると思います。

宗田 私の理解で言うと、そもそも封建領主は領地も領民も所有していた。ところが江戸時代の大名はそうではなく、その封建的ところが全て断ち切られて、単に幕府から、領地を預けられているだけになる。そこが中央集権的であって、一方、当然、地方分権的などころもあって、そうしたバランスは近代的だという理解です、どうですか。母利先生お願いします。

母利 いつ領地替えをされるかわからないと言う状況は、彦根藩・井伊家でも、3回も現実問題として突きつけられた歴史があります。結果として領地替え、転封しなかっただけなのです。

また、例えば井伊家の場合、殿様が井伊という「井戸の井」という字が使われているので、井伊家が殿様である限りは、その領地・彦根藩の領民は「井」という字を使えない。それで、苗字を変えるのです。もし、苗字帯刀が許されたとしても同様で、当然、家臣も同じです。多分、領主が変わったら領民たちは元の「井」に戻すと思います。

この逸話だけでも、大名にとって、領民もお城もあくまで預かり物であり、領民の側もその範囲で対応している。そう言う関係がわかります。

また、領地は一つに括れるエリアではありません。大きく見れば、井伊家においても、江戸の世田谷、群馬の佐野にも領地があり、近江の領地も、いくつか細かく分断されています。結果として、関東地方に約2万石、近江28万石になっています。

宗田 ありがとうございます。このディスカッションの時間は4時半までなのですが、会場にお集まりの皆さん方には大変申し訳ないの

ですが、ちよつと時間を延長させていただきます。会場には推薦書委員会の二人の先生方がお越しですので、それぞれのお立場から一言頂きます。

まず、東京大学の杉山先生、東アジア史の専門家です。東アジアにおける視点からお願います。なお、今回のシンポジウムでは、東アジアの視点から、あるいは、次にご発言いただく古谷先生によるヨーロッパの視点からもテーマになると思っています。

突然、指名して申し訳ありません。杉山先生お願いします。

杉山 東京大学の杉山でございます。非常に充実したお話ありがとうございます。私は満洲人が建国した清の歴史を研究しています。三宅先生は瀋陽故宮の研究をなさっておられますが、私はまさにそれを建てたヌルハチ・ホンタイジの時代が専門です。東アジア史を専門とする立場から、彦根城の議論に加わっています。



杉山 清彦 氏
(東京大学大学院教授 東洋史)

彦根城になぜ世界史的な意義があり、どのような価値があるのかが日本の議論の中心だったと思います。先ほども、「藩」という存在が焦点になるという内容がありました。私どもは、学術会議での議論を通じて馴染んでいるので、「藩」について理解しているつもりになってしまおうのですが、改めて考えてみる必要があります。

世界的に見て、統治方法には領主制と官僚制という大きく2つのパターンが存在します。その中で、中国、韓国(朝鮮半島)は官僚制の社会に該当します。そこでは、官僚制なので地方長官の任地は転々と変わるのが普通で、「領地は預かりもの」という感覚に近いといえます。しか

し、官僚制には、自分の任期中だけ良ければそれでよく、「後は野となれ山となれ」的になりやすい側面があります。その問題点が近代に噴き出すことになります。

ところが領主制の場合ですと、領地・領民は自分のものなので、今日も「百姓成り立ち」の話があったように、領主が無茶な統治をすれば、結局自分に不利益として跳ね返ってきます。むしろ、自分の領地で「富国強兵」に励むことが得策となります。ところがそうすると、今度は中央の権力にとつては、手が出せない半独立王国のようになってしまふ。それはそれで、ヨーロッパなどの歴史において問題となった事例が多々あることは言うまでもないでしょう。

しかし、日本の場合は、領民を保護しなければならぬ、「百姓成り立ち」を重んじる領主制でした。つまり、領主が領民の生活に責任を持つという性格が強くあった。さらに、何か問題が発生すれば、幕府からいつ転封されたり改易されたりするかもしれないという現実もあった。つまり、領主と謂えども、実はその土

地、領地に対する固有の権利は有していなかったと理解できるのです。

こうした官僚的な側面と領主的な側面、さらに種々の要因が非常にうまく噛み合っていたのが江戸時代の体制です。その結果、200年以上の安定が生まれ、さらに近代社会に向けての基盤も形づくられたのです。

この意味で、世界的に見たとき、日本の江戸時代は東アジア共通の特徴として括ることは出来ないし、ヨーロッパの制度と比べても、ピツタリ一致するわけではない。両者をミックスしたような形で成り立っていた体制であったと思います。そして、その両者の特徴が見事に噛み合っただけでなく、それが世界的な意義であり、前半のお話にあったように、そのような江戸時代の体制の機能や特徴・形態が、「城郭の仕組み」の中に見事に反映されているのです。

そういう視点で考えれば、江戸時代の体制は世界的に見て非常に意義があり、それは、中央だけを見るよりも、むしろ各藩・大名を見る方が特色が明確になる。そして、その

一番のモデルであり、城郭のセットとして今日も残っているのが彦根城であり、彦根城には大きな歴史的意義があると考えています。

世界的観点からは、このように言えるのではないのでしょうか。

もう少し補足すると、この近世という時代は、世界中で世俗化が進んだ時代です。世界の多くの地域で、宗教勢力は前面に出づらくなっています。日本の場合も、一向一揆の時代と違って武士身分が専ら統治に携わり、城内には寺院など宗教施設がほとんど存在しなくなる。これも世界的に見た特徴です。

同じく火器の話もありましたが、火器が導入された時も、日本史だけ見ていると日本はその導入に出遅れているような印象を持ちがちですが、実は火器の時代にもしつかりと対応しています。煙硝蔵などが「お城」の中にありますし、また堀の話が最後に出てきていましたが、これも中世の堀からは大きく変化しています。水堀が一般化し、堀幅が広くなり、火器の射程距離に対応してい

ます。そのような点で、世界の近世の社会の動きにも対応しているのです。

空間軸と時間軸から他地域と比較するような話が途中で出て参りましたが、そういう視点から見ても、近世城郭が代表する政治体制というのも、これは広い意味での政治体制を指しますが、支配層など上の方だけではない包括的な意味での江戸時代の日本の体制、それを城郭が象徴していると感じております。以上です。

宗田 ありがとうございます。

杉山先生のお話は、本質をついて貴重な内容だと思えます。先ほど、私が下手に要約してしまいました。まさに本物の話を聞いて頂きました。

続いて、古谷先生お願いします。今度はヨーロッパ史のご専門の先生です。

古谷 みなさんこんにちは。大阪大学の古谷と申します。僕は彦根城の

学会会議では、近世のヨーロッパ史研究の知見から、比較を中心にお話を提供するという形で参加しております。

今日のお話について、感想を述べさせていただきます。鈴木地平調査官から価値について、日本の文化財の考え方と世界遺産の考え方が、一致する部分とずれている部分があるというお話がありました。また、その価値をはかるため、比較するための基準については、稲葉先生がお話しされました。それらのお話から、価値とは「エボルビング」するもの、歴史認識やそれに関する文化財に対する認識は、「更新され」、あるいは、「進化するもの」と思いました。

また、最初には青柳先生が「2022年2月24日」のお話をされて、「安定と調和の象徴」という言葉をお使いになりました。このお話を考えあわせた時に、今まさに、文化財の価値や歴史認識を「エボルビング」するべき新しいステップにある「安定と調和の象徴」という課題を考えるべき、そういう時期、段階

になったのではと思った次第です。

本日のシンポジウムの中では、吉田ゆり子先生と三宅理一先生から、非常に鋭いご批判を頂きました。杉山先生や僕は、それぞれ東洋史、西洋史の見知から、例えば16世紀から17世紀の、いわゆるコロンブス以降の東西半球、両半球が一体化したことに震源がある「世界の変化」に対し、地域の人々がどのように対応したのかを明らかにする必要があると考えています。

僕はヨーロッパ史の専門なので、三宅先生がお話されたフランスでは、ベルサイユ宮殿という存在が、世界中のだけれどが納得するものとして世界に認められています。それは、「16世紀・17世紀の世界史的な課題」に対するフランスの対応、これは絶対王政と言われますが、そうした体制を作り上げたことを抽象化したものとしてベルサイユ宮殿が理解できます。

僕が個人的に関心を持っているのは、今はベラルーシですが、歴史的に見ればかつてのウクライナに含ま

れていたネスヴィジという場所にある、「ラジヴィウ家の建築的、住宅的、文化的複合体」という世界遺産です。これは「16世紀・17世紀の世界史的な課題」に対するポーランド、リトアニア地域の対応の結果生み出されたものになります。ここでは共和国という形で、さきほどのフランスの絶対王政とは、また異なる体制を抽象化しています。

また、今日は青柳先生がおられるので、こういう言葉を使うと怒られてしまうかもしれませんが、例えば古代ローマ以来の「レスプブリカ」という概念があります。これは簡単に言えば「みんなにとつての幸せ」ということだと思のですが、この言葉・概念を、例えば16・17世紀の世界の文脈に当てはめて考えた場合、日本だったらどのような対応があったのか、先ほどの稲葉先生が「エボルビング」という話をされたのですが、まさに、その結果として、「安定と調和の象徴」としての彦根城の価値が、世界の多くの事例と横並びとなり、比較できるものになってくると思っております。



古谷 大輔 氏
(大阪大学大学院教授 西洋史)

ただし、今、このようなお話させてもらったのは、やはり課題が残るからです。岡田先生が最後にお話されたこと、本当に核心を突く課題だと思っております。OICのキーワードになる言葉を、僕たちは、「シンプルファイ」というか、「クリアファイ」というかはともかく、「だれもが分かるもの」にする必要があると思っています。僕たちは、どうしても、知ったつもりになって議論を進めているので、客観的な指摘は大きく響きました。

今日は、改めて適切な課題、質問をいただくことができた感謝しております。

宗田先生お返しします。

宗田 ありがとうございます。「レスブリカ」ということをどのよう
に考えるか。大変重要なことだと思
います。

最後に青柳先生にお言葉頂きます
が、先ほどの青柳先生のお話の中
にもありますが、毎年、と言ってもコ
ロナ前になるのですが、世界で14億
人の観光客が海外に出ています。そ
の一方で、2億8000万人もの
人々が移民として動いています、さ
らに8000万人が難民として世界
を移動している。

もちろん、今までも国際移動はジ
ジネスだったわけですが、それが今
では14億人まで観光客が増えてい
る。それはとても良いことではあり
ますが、一方で、自分の国を捨て、海
外へ出て行かねばならない人たち、
もちろん戦争難民や、自然災害の難
民もありますが、公正な社会的利益
が得られない、経済的な発展が望め
ないことから、自分の国を捨て、地
中海を渡ったり、メキシコの国境を超
える、そうした人々が多くおられる
訳です。

なぜ、発展ができない国がこんな
に多く残っているか、国際連合の80
年弱の歴史を振り返った時に、地域
開発は本当にこれでよかったのか、
誤解を恐れず極端に言ってしまう
ば、本当に独立国としてよかったの
か、多くの問題・課題、想いが出て
きます。

また、そうした移民が、例えばヨー
ロッパ国内で種々の問題・課題を発
生させています。かつては、多文化
共生と言ったけれども、今では、イ
ギリスやイタリアでは、「移民から市
民へ」と言っていて、同化政策、この言
葉は悪い意味があり、誤解を受けれ
ばよくないので、積極的には使いま
せんが、市民になってもらおう、一
緒に「レスブリカ」を考えようとい
う政治的な動きが強く出てきてい
ます。そして、これはコロナの前後
でも大きく変わろうとしています。

その意味で冒頭、文化の意義に関
して青柳先生にお話しただいたの
ですが、先生、改めて、古代ローマ
史の研究者として、一言頂ければと
思います。

青柳 今お聞きして、勉強になるこ
とばかりです。

ローマとの関係では、日本の城郭
というものは、非常に「かわいい」
当時のミリタリーエンジニアリング
の立場から見たら、非常に中途半端
な、小さな、だけでも、大変美しい
ものと思うのではないのでしょうか。

例えば、「クラック・デ・シユヴァリ
エ」と比べれば、そういう印象にな
ると思います。防御を真剣に考えた
本格的な世界の城郭と比べれば、日
本の「お城」は、だれでも潰すこと
ができると思える、小さなものにす
ぎません。

しかし、日本の「お城」は象徴的
なものも共存することによって、権
力・権威を示す存在となり、そして、
統治の安定化に繋がっていった、こ
のことが重要です。今よく「ブリーカ
の時代」と言われます。すなわち、
[Volatility: 変動性] [Uncertainty: 不
確実性] [Complexity: 複雑性]
[Ambiguity: 曖昧性]の頭文字を
とった言葉ですが、2・24が始まっ
たので、僕はこれに、「B」、A・B・
Cの「B」ですが、これを付け加え



青柳 正規 氏

なくてはならないと思っています。
「B」すなわち「Backtrack: 引き返
す」のことです。だから僕は、2・
24からの「ブカーブ (VICAB)」の
時代に入ったという風に言いたい
と思っていますが、こうした時代であ
るからこそ、この協議会で書いてお
られるように、「安定と調和をもたら
した城郭」というコンセプトは中々
面白い、重要な意味のあるものにな
ると思います。

先ほど話題にあった中国や朝鮮の
都城や都市、ヨーロッパにおける城
壁に囲まれた都市などと、日本の城
壁のない都市との比較、その差異は
なぜ、生み出されたのか。世界的な
課題になりと思っています。

また、よく言われることですが、
産業革命前の1750年頃のイギリ

スの統計では、陸の運送と水上の運送と川の運送は、1・12・28の比率となっております。これに比べて彦根城の場合は、湖は海と川の両方の意味があることから、12よりももう少し高くと高い、20くらいの効率があつたと想定できますが、この高い比率も一つの「安定」の表れではないかと思えます。

さらに、幕末に260藩くらいあつた藩の中で、特に親藩のほとんどは借金過多で倒産寸前の状態だつた。そのなかで会津と彦根が比較的健全な藩財政を持ち安定を維持していた、それで貧乏くじを引くことになり、一つは京都所司代、もう一つは大老の役を引き受けざるを得なかつた。

このような歴史的背景を前提に「パックス・トクガワナ」を、もう少し大きな枠組みの中で位置付ける研究を、是非、この彦根城が世界遺産になるという動きの中で、彦根城が中核になって、東アジアでの、あるいは世界全体での「パックス・トクガワナ」の意義を考えて頂きたいと念じています。

今、世界において、どのような国際会議に参加しても、すぐ話題に出るのが、あらゆる意味での「グローバルコモンズ」と「ローカルコモンズ」。この両者をどのように調和させるかということですね。今までは、「ローカルコモンズ」を集めれば「グローバルコモンズ」になるという錯覚を持っていましたが、もはや、そうで無くなった、そうはならないことが、明確になってきたのです。

だからこそ、「ローカルコモンズ」というものを相対化していかなければならないのです。まさにその意味で、彦根城の世界遺産登録は、彦根を中核とした「パックス・トクガワナ」を世界の歴史の中で相対化する良い契機、きっかけになると信じています。そう意味でも、是非、彦根城には世界遺産になって欲しい、やり遂げていただきたいと思えます。

宗田 ありがとうございます。
我々が、「パックス・トクガワナ」で学んだ「コモンズ」というものを、もう一度正しく言語化して、さ

らに、これを掘り下げた上で、世界の皆さんに説明できるような推薦書の書きあげたいと思っております。我々自身も、まだよく分かっていなかったこと、理解していなかったことが沢山あります。平和の意味、徳川体制の意味を、もう一度考え直し、追求していきたいと思えます。青柳先生ありがとうございます。

さて、皆様、本日はシンポジウム『世界史における近世城郭の意味』にご参加いただき、誠にありがとうございます。

今、申しあげましたように、発展途上にある推薦書ではありますが、これをどのように世界に訴えていくのか、さらに検討を加え、日本からのより良い文化発信として、彦根城の世界文化遺産の登録を目指し、やり遂げたいと思っております。これからも、是非、見守って頂きたいと思えます。

また、次回は、杉山先生、古谷先生に出演していただき、さらに一歩進んだ「世界史の中における彦根城

の意味」という課題、「パックス・トクガワナ」の意味を掘り下げたいと思っております。次回もお越し頂くことを祈念いたしました。また、「世界遺産の意義」に関しても、先ほど鈴木調査官からの問いかけもありましたが、これからの文化行政、文化政策の在り方を見据えていければと思いつつ、終了といたします。

先生方、本日は大変熱い議論ありがとうございました。
進行が不手際で時間オーバー致しましたが、本場にありがとうございます。会場の皆さんお疲れ様でした。
ありがとうございます。

彦根城世界遺産登録推進シンポジウム

『世界史における近世城郭の意義』



彦根城世界遺産登録推進協議会

令和4年(2022)7月3日(日)

彦根城

【沿革】

1600年、関ヶ原合戦で徳川家康が勝利した後、腹心の井伊直政に佐和山城を任せ、井伊家による、近江東北部の支配の始まりである。

その後、1603年2月、征夷大将軍となり、日本の統治を担うようになった徳川家康は、その直後に、井伊家の居城を彦根山に移すことを命じた。

当初は、徳川幕府の命令で近隣の大名たちが動員され（公儀普請）、築城工事が進められた。また、1606年に完成した天守は、大津城の天守は、大津城の天守の一部を移したものと伝えられる。

彦根城の建設工事は、天守が完成した後に、一旦中断したが、1615年の大坂の陣を経た後、井伊直孝の下で、彦根藩の単独工事として再開され、1622年頃まで続いた。さらに、第二郭の北部に玄宮園と呼ばれる庭園が整備されるなど、17世紀後半頃までにその姿を完成させた。その後、18世紀後半に藩校が開校されるが、彦根城は17世紀後半頃までに完成したその基本的な姿を変えず、井伊家・彦根藩の統治拠点として機能し続けた。

1867年の大政奉還により、彦根城は幕藩体制の統治拠点としての役割を終了した。

その後、県庁や陸軍の駐屯地として利用されたこともあったが、1879年9月、彦根城内の建物を撤去することが決められた。

しかし、地元の住民たちは、彦根城を保存することが地域住民の心を一つに結びつけることにつながると考え、彦根城の解体中止を関係各所に働きかけた。1879年10月、明治天皇の行幸に随行していた大隈重信が取り壊しの進む彦根城を訪れ、解体を悲しむ地元住民に心を動かされ、明治天皇に彦根城の保存を進言。明治天皇がその意見を受け入れ、彦根城の永久保存が決定した。

彦根城は、その後、陸軍省から宮内省に移管され、1894年に井伊家に譲渡、1944年、井伊家が彦根市に寄付し、現在に至っている。

戦後の1951年以降、彦根城天守をはじめ、櫓や馬屋などの歴史的建造物が国宝・重要文化財に、彦根城の中堀より内側の空間に中堀沿いの埋木舎を加えた範囲が特別史跡に、玄宮楽々園の範囲が名勝に順次指定され、文化財としての保存活用が開始された。

【彦根城のOUV (22/07/03 時点)】

彦根城は、日本列島の中央部に位置し、江戸時代(1603-1867)において、藩による統治拠点として機能した城郭である。本資産は、周辺から隔絶された一体的な空間構造と象徴的な形態を持ち、2世紀半にわたる安定した社会秩序を形成した徳川幕藩体制の仕組みを反映していた。彦根城は、幕藩体制を支えた城郭の中でも、幕府と藩、藩と領民の特異な均衡関係によって成り立つ体制の仕組みを完全な形で現在に伝える唯一の城郭であり、人類史上の1つの時代を画した統治体制の仕組みを示す物証として、顕著な普遍的価値を有している。

彦根城の特徴

本資産は、琵琶湖畔の小高い丘を中心に築かれており、城郭全体の空間構造は、二重の堀によって区分されている。内側の郭には大名の御殿が構えられ、それを取り囲む形で、外側の郭には大名の統治を補佐する重臣たちの屋敷が配置された。すなわち、大名と重臣の住まいと、彼らが藩の政治方針を決定する中枢機能は、周辺から隔絶された城内で完結していた。また、城内に配置された御殿の広間や能舞台、庭園、茶室では、彼らが互いの立場を確認し結びつきを強める儀礼が行われ、体制の維持に貢献した。藩の統治に必要なこれら全ての機能が集約された城郭全体は、圧倒的な存在感の石垣と堀によって城下町や周辺の村から隔絶され、その内側が特別な空間であることを演出していた。天守を頂点とする象徴的な姿は、幕府から権威を与えられ、この地を統治する藩の存在を、町や村、街道、湖上を行き交う人々に対して効果的に印象付けていた。

世界史における江戸時代・近世城郭

17世紀から19世紀の世界は、東西半球の一体化が社会変化を促した結果、各国で統治体制が再編され、近現代の前提となる社会の在り方が形成された重要な時期である。この時期に成立した日本の徳川幕藩体制は、2世紀半にわたって安定した社会秩序を維持することに成功した。その統治において重要な役割を果たしたのが藩である。すなわち、大名は、幕府によって各地に配置され、領内の統治に専念する限りはその立場を保障された。また、重臣たちも自身の領地から引き離され、城郭の中に集住した。これにより、全国的にも領内においても、争いを回避することができた。大名と重臣たちは、城郭を拠点にして、領地全体を統治する藩の政府を組織し、領民の暮らしを保障し、社会の秩序を維持した。この長期の安定のもとで、日本の個性的な社会の在り方や文化が発展した。

彦根城が代表すること

彦根城は、藩主の井伊家が将軍を支える最も重要な地位の大名だったため、幕藩体制

の形成初期に、幕府自らの命令によって新たに築かれた。その後、井伊家は、幕藩体制の仕組みを反映した彦根城の空間構造と形態を17世紀のうちに完成させ、19世紀半ばまでその状態を維持した。さらに、幕藩体制終焉後の19世紀後半以降、統治拠点としての役割を終えた全国の多くの城郭が失われた中で、地域の人々の総意によって破壊を免れ、心のよりどころとして現在まで大切に保存されてきた。

したがって、彦根城は、徳川幕藩体制を成立させた藩の統治拠点としての城郭の形を完全に残す、最も顕著な見本である。彦根城を通して、世界史的にみた徳川幕藩体制の特殊性を理解することができる。



城郭全体の空間構造を見ると、石垣と堀によって周辺から隔絶された空間の中に、御殿や重臣屋敷などの統治に必要な諸施設が集約されていたことが分かる。



城下町や周辺の村から見た、天守を頂点に櫓、石垣、堀が折り重なった形態は、幕府から権威を与えられ、統治の権限と責任を持つ藩の存在を象徴している。

【評価基準 (22/07/03 時点)】

評価基準(iii)：現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

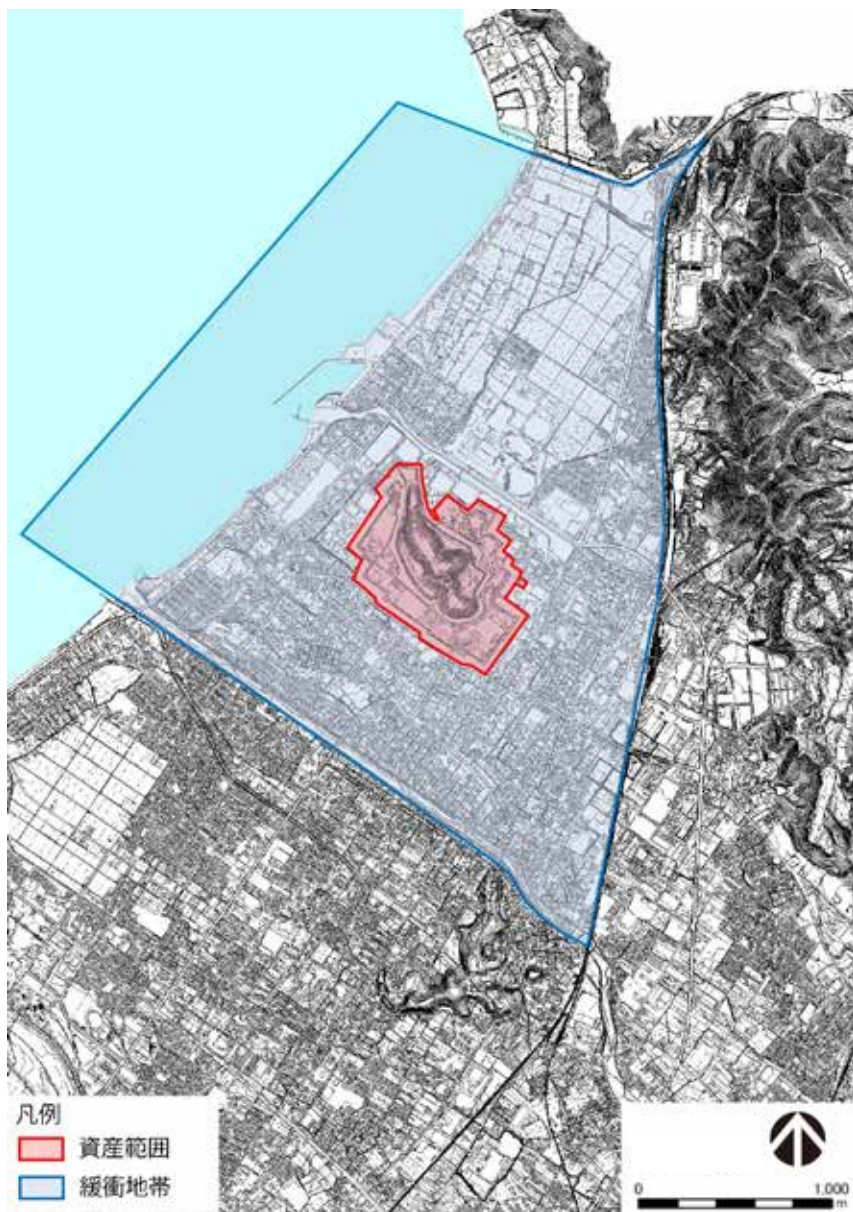
彦根城は、周辺から隔絶された一体的な空間構造と象徴的な形態によって、2 世紀半にわたる安定的な社会秩序を形成した世界史的に特殊な統治体制の仕組みを伝承する希有な物証である。

徳川幕藩体制において、幕府から各地の統治を委ねられた大名は、重臣たちを個別の領地から引き離し、統治の機能を城内に集約することで、争いを回避し、安定した社会秩序を形成することができた。その安定のもとで、日本の個性的な社会の在り方や文化が発展した。城郭は、藩の統治に必要な機能を集約した拠点施設であり、その空間構造と形態は、藩の性格と役割、争いの回避を可能にした統治の方法を目に見える形で示している。これら全国の城郭の中で、彦根城は、幕藩体制の仕組みを完全な形で現在に伝える唯一の例である。

評価基準(iv)：歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観の類型・典型を代表する顕著な見本である。

彦根城は、近現代の前提となる社会の在り方が形成された 17 世紀から 19 世紀における、世界史的に特殊な統治体制の仕組みを反映した、藩の統治拠点として機能した城郭という類型を代表する顕著な見本である。

藩の城郭は、領地全体を統治する拠点施設として、17 世紀のうちに完成し、19 世紀半ばまで機能した。石垣と堀によって周辺から隔絶され、統治のための機能が集約された空間構造は、大名を中心に組織化された藩の性格と役割を示している。天守を頂点とする城郭の形態は、幕府から権威を与えられ、統治の権限と責任を持つ藩の存在を象徴している。このように、空間構造と形態の両面によって統治体制の在り方を可視的に示す、類型化された拠点施設は、17 世紀から 19 世紀の世界において他に存在しない。全国の城郭の中で、彦根城は、空間構造と形態を完全な形で現在に伝える唯一の例であり、その最も顕著な見本である。



彦根城の資産および緩衝地帯の範囲(R4.6 現在)



開会挨拶 和田裕行(彦根城世界遺産登録推進協議会副会長、彦根市長)

基調講演登壇者

元文化庁長官
青柳 正規 氏
 あきよし まさむね

1944年、大阪生まれ。古代ローマ美術・考古学を専攻。東京大学文学部教授、関西国際美術館長、文化庁長官など務め、現在、東京大学名誉教授、日本学士院会員、山梨県立美術館館長、学校法人多摩美術大学理事、奈良女子大学名誉教授、石川県立美術館館長、他。50年に及りタワリの「ローマ」の通訳者として活躍。著書は『皇帝たちのローマ』、『ローマ帝国』『古文化立国』『人類文明の黎明に暮れる地方』。

講演登壇者・パネルディスカッションコメンテーター

国際機構ICCBOM事務局長特別アドバイザー、工学博士、専門は建築学・世界遺産学。1991〜2002年文化庁文化財保護部建築技術室長、2002〜2008年独立行政法人文化庁文化財研究所文化遺産国際協力センター、2008〜2019年筑波大学大学院世界遺産専攻、世界遺産については、日本の世界遺産発祥の地として、1992年からユネスコ世界遺産委員会での多岐に渡る関係的な議論、朝野の世界遺産の発展、保全のための在りしに国内外で関わってきている。

京都大学名誉教授
稲葉 信子 氏
 いなば のぶこ

専門は建築史、基本法政、同志社大学文学部、同志社大学文学研究科を経て、昭和60より彦根市教育委員会博物館建築研究技術室長、彦根博物館学芸員を経て、平成15年より京都女子大学文学部助教授、平成20より現職。主な著書に『幕末維新の断片 井伊直虎』『安政の大獄の真実』『江戸時代近頃の古い(ローマ)の通訳者』など。現在、彦根城世界遺産登録推進協議会からなる学術会議・学術検討委員会学術検討員において、登録に際する深い知見で貢献。

パネルディスカッションコーディネーター

京都府立大学名誉教授
宗田 好史 氏
 むねた よしふみ

新松市生まれ。法政大学大学院修士、びず大、ローマ大学大学院を経て、イタリア歴史の都市考古学専攻で工学博士(京都大学)。国際総合地域研究センターを経て、1993年から京都府立大学、2016年現職。2022年名誉教授。2022年から関西国際大学教授。国際記念物遺跡会議(ICOMOS)国内委員、京都府建築まちづくりセンター(理事)、京都府地球温暖化防止活動推進センター理事、(特)京都府再生研究会理事など。

パネリスト

国土院大学名誉教授
岡田 保良 氏
 おかだ やすし

1949年大阪生まれ。国土院大学名誉教授、京都大学博士(工学)。専門は西洋建築史、文化遺産学。京都大学工学部助教授を経て1980年より国土院大学現代文化研究所講師、1995年同教授。2005〜2011年イコモス国際委員、2019年から日本イコモス国内委員会委員。主な著書に『古代メソポタミアの宗廟建築』、『現代イコモス紀元60周年』、『世界文化遺産の思想』など。

東京理科大学客員教授
三宅 理一 氏
 みやけ りいち

1948年東京生まれ。東京大学建築学から博士(工学)。専門は建築学、工学博士。芝浦工業大学、慶応義塾大学、パナソニック工業院にて職歴をとり、藤女子大学副学長を経て現職。建築史、遺産学を専攻。フタバ移動施設(ローマン)。和歌山県の都市遺産(中国など)と遺産保護活動に関わり、福神市史学賞、フランス政府学術功労勲章、『モルナツの世界遺産とその修復』『世界遺産デザイン』『境界線から考える都市と建築』など著書多数。

東京外国語大学教授
吉田 ゆり子 氏
 よしだ ゆりこ

専門は日本近世史、中国近世移行期の地域社会の変容、民族分層を、地域に根ざした視点から研究が研究の方法など。お茶の水女子大学大学院人間文化研究科を経て、東京大学人文学部社会科学部研究科にて博士(文学)取得。現在は東京外国語大学文藝学部、海外事情研究科、公益財団法人文化財保存研究所協同研究員、文化庁中世城郭・近世城郭検討委員会、他。主な著書に『兵と農の分業』『兵農分業と地域社会』など。

パネルディスカッションコメンテーター

文化庁 文化財調査官
鈴木 地平 氏
 すずき ちへい

昭和55年生まれ。東京理科大学出身。専門は歴史地理学、文化遺産学。京都大学文学部、国学院大学文学部研究科を経て、平成17年より文化庁文化財調査官として、平成25年高等研究員として博士(文学)取得。現在は東京外国語大学文芸学部、海外事情研究科、公益財団法人文化財保存研究所協同研究員、博士(地域政策学)。平成22年より現職。主な著書に『建築と歴史地理学』『世界文化遺産の思想』『世界遺産の日本(い)ずれも分断執筆』など。

彦根城 世界遺産 登録推進 シンポジウム

日時 | 令和4年7月3日(日) 13:00-16:30 (開場12:30)

場所 | 建築会館ホール(東京都港区芝五丁目26-20)

入場無料(先着100名/事前申込制)

世界史における近世城郭の意義

彦根城の世界遺産登録については、平成4年に暫定リストに記載されて以降約30年が経過した。その間、城郭城壁の存在意義などの課題を解決し、今更なる登録実現という具体的な目標に向かって、今、大きな動きを起している。今、このシンポジウムでは、国内の歴史研究者や建築史研究者、世界遺産の専門家が集い、彦根城の世界遺産としての価値について議論を交わす。

この議論を通じて、彦根城の顕著な普遍的価値のさらなる探求を進め、世界遺産としての価値を明確にする。そして、今、彦根城を世界遺産に登録する意義を、国内外において広く共有する。

本シンポジウムの内容は、後日、YouTubeにて配信予定
 <<< 滋賀県文化財保護課 公式YouTubeチャンネル

主催 | 彦根城世界遺産登録推進協議会
 共催 | 滋賀県・彦根市・滋賀県教育委員会・彦根市教育委員会
 後援 | 一般社団法人日本イコモス国内委員会
 一般社団法人日本建築学会




パンフレット 表面

-彦根城世界遺産登録に向けて-

彦根城の顕著な普遍的価値(OUV)は、江戸時代、1250年間に及ぶ安政の時代に注目する。

16世紀の世界では、新しい技術、知識、富の移動が活性化し、これまでの国や地域の秩序を大きく揺さぶった。これに対し、多くの国では、17世紀後半までにそれぞれの国の枠組みを再定義し、既存の政治体制を再編することで、それぞれ個性的な社会を育み、文化や伝統を生み出す時代へと移行した。

日本では17世紀初頭、江戸時代が該当する。江戸時代は、地域相互やムラ相互などの重層化した戦乱状態に終止符を打つとともに、新しい国の枠組みを形成することで成立した。この江戸時代は、その後250年間、安定的に維持され、豊かな日本文化を形成する基盤を形成した。すなわち、江戸時代は17世紀の世界的な秩序の再編期に顕著な事例なのである。

この江戸時代の統治拠点として築造され、利用され続けたのが近世城郭である。近世城郭は、石垣・水堀によって周辺地域から明確に隔絶することで、その権威としての独立性を確保し、内部はこれまでの城郭にはなかった大名と全ての重臣が集住する特徴的な構造を採用することで、混乱の発生を排除する体制を固定化した。

さらに、天守や石垣などの織りなす象徴的な外観によって、地域社会を安定させる権威と責任の所在を可視化した。

すなわち、近世城郭は、17世紀の世界的な秩序の再編成に対峙し、日本において築造された。その構造と外観によって、政治体制の特徴と、それが安定的に維持された仕組みを具現化する、世界的にも稀有な存在なのである。

その上で彦根城は、江戸幕府の最初に設置された藩の政治拠点であった。また、その城主である井伊氏は、この体制の構築に深くかかわるとともに、江戸時代を通じて将軍の補佐役としての地位を維持し続けた。この歴史的な事実によって、彦根城は17世紀前半に理想の姿を規範的に映し出す構造と外観をもって築造され、江戸時代を通じて大きな変化を経ることなく、その構造と外観が維持され続け、近世城郭の典型、代表例と位置付けられるのだ。

さらに、明治以降には多くの城郭が取り壊されることになったが、彦根城は地域住民の強い要望によって保存が決定し、また、他の城郭とは異なり軍隊施設や行政施設として利用された期間が極めて短く、早くから市民に公開され、市民のシンボルとしての価値を構築した。

また、戦争を被災することなく、現在において最も正しく江戸時代の姿を保存していることによって、地域アイデンティティの中核として、多くの人々を結びつける存在であり続けている。

- プログラム -

13:00 開会挨拶 和田裕行 (彦根城世界遺産登録推進協議会副会長、彦根市長)

映像紹介

13:10 基調講演 「今、彦根城を世界遺産に登録する意義」 青柳 正規氏 元文化庁長官

13:30 講演 「江戸時代の平和と彦根城の歴史」 母利 美和氏 京都女子大学教授

14:20 講演 「彦根城の顕著な普遍的価値とは」 稲葉 信子氏 関西大学名誉教授

休憩

15:00 パネルディスカッション

コーディネーター
 宗田 好史氏 京都府立大学名誉教授
 岡田 保良氏 国土院大学名誉教授
 吉田 ゆり子氏 東京外国語大学教授

パネリスト
 母利 美和氏 京都女子大学名誉教授
 三宅 理一氏 東京理科大学名誉教授
 鈴木 地平氏 文化庁文化財調査官

16:30 閉会

【イベント申込】
 応募フォームから申し込みを申し込みいただけます。
 ツアー申し込み要事項をご確認ください。

【イベント申込】ONLINE申込
 株式会社スズメ企画 彦根城世界遺産登録推進協議会事務局
 〒520-0801 滋賀県彦根市西門町19-30 3Fスズメビル
 受付時間：10:00~17:00 (土日祝祭日を除く)
 受付電話：077-527-0814 (受付時間内のみ)
 受付メール：suzume@sympg.jp

※新型コロナウイルス感染症の影響により、内容が変更ある場合がありますので、ご了承ください。

パンフレット 中面

世界遺産一覧記載の意義

世界遺産一覧表への推薦や記載に向けた取組によって、国内にとどまらない世界的な新しい価値(顕著な普遍的価値(OUV))が見出される。そして、この価値とともに、これを将来にわたって確実に保存する方法を国際社会に向けて発信する。地域と世界の新しい結びつきの形成が、世界遺産登録の最大の意義である。

そして、世界遺産は単に観光産業などに貢献するのみではなく、地域の人々にとって誇りとなり、世界遺産を活用したまちづくりなど、地域の課題を解決し、その活性化に貢献することこそ重要である。



玄宮園の田植え林専用の木田での市民の有志による田植え



小生主による彦根城ガイド



彦根城工芸園や彦根市立歴史資料館で「世界遺産のまちづくり」入試



小生主の授業と大学生が、彦根城世界遺産登録のためにできることを語り合う世代間学習の様子。

展示パネル2

世界遺産とは

世界遺産とは、1972年に国際連合文化科学教育機関(UNESCO・ユネスコ)総会にて採択され、1975年に発効した国際条約に基づく。2022年6月現在、194か国が締結し、日本は、1992年に批准した。

世界遺産条約の契機となったのが、エジプトのアスワン・ハイ・ダムの建設である。水中に沈むこととなったアブシネル神殿を含むヌビア遺跡群を守るため、国際協力で移築事業が実施された。そして、この経験が、文化遺産や自然遺産を人類全体の遺産として保護することの大切さ、そのための国際的な協力体制を確立する必要性を認識させたのである。

現在では、人類史上の多様な文化・文明の存在の証明や、SDGsに貢献することなど、世界遺産に期待されることが多くなってきている。一方、紛争による世界遺産の破壊や、開発との関係で存続が難しくなった世界遺産など、新たな課題も顕在化している。登録数が1,000を超えた今後の在り方を含め、世界遺産は大きな転機をむかえ、新たな議論が行われている。



アスワンハイダム



アブシネル神殿

2021年7月現在、文化遺産897件、自然遺産218件、複合遺産39件の合計1,154件が世界遺産に登録され、このうち、日本国内では、文化遺産20件、自然遺産5件の計25件がある。

展示パネル1

彦根城の顕著な普遍的価値 (OUV)



関ヶ原合戦図(部分)《伊伊家伝来資料》彦根城博物館所蔵

彦根城は、日本列島の中央部に位置し、江戸時代(1603-1867)において、藩による統治拠点として機能した城郭である。本資産は、周辺から隔絶された一体的な空間構造と象徴的な形態を持ち、2世紀半にわたる安定した社会秩序を形成した徳川幕藩体制の仕組みを反映していた。彦根城は、幕藩体制を支えた城郭の中でも、幕府と藩、藩と領民の特異な均衡関係によって成り立つ体制の仕組みを完全な形で現在に伝える唯一の城郭であり、人類史上の1つの時代を画した統治体制の仕組みを示す物証として、顕著な普遍的価値を有している。

展示パネル4

日本の世界遺産 (時代別・分野別)

日本の世界文化遺産を時代別・ジャンル別に並べてみた。
20件の世界文化遺産は、多様な日本の魅力を伝えているが、まだまだ、日本の魅力が発信できないことも確かである。

その中でも、江戸時代の政治は、ハクス・トクガワーナとして世界にも注目されているにも関わらず、現在の登録物件の中では、発信できていない。彦根城は、まさにこの江戸時代、政治を発信しようと考えている。社寺建築の日光・産業の佐渡(現在審査中)、文化芸術の富士山とともに、江戸時代の魅力を発信する。

世界遺産名	国名	種別	自然				文化				備考
			自然	文化	自然	文化	自然	文化			
世界遺産	日本	文化		日光・佐渡		富士山					
世界遺産	日本	文化		日光・佐渡		富士山					
世界遺産	日本	文化		日光・佐渡		富士山					
世界遺産	日本	文化		日光・佐渡		富士山					
世界遺産	日本	文化		日光・佐渡		富士山					

展示パネル3

彦根城の顕著な普遍的価値 (OUV)

世界史における江戸時代・近世城郭

17世紀から19世紀の世界は、東西半球の一体化が社会変化を促した結果、各国で統治体制が再編され、近現代の前提となる社会の在り方が形成された重要な時期である。この時期に成立した日本の徳川幕藩体制は、2世紀半にわたって安定した社会秩序を維持することに成功した。その統治において重要な役割を果たしたのが藩である。すなわち、大名は、幕府によって各地に配置され、領内の統治に専念する限りはその立場を保障された。また、重臣たちは自身の領地から引き離され、城郭の中に集住した。これにより、全国的にも領内においても、争いを回避することができた。大名と重臣たちは、城郭を拠点にして、領地全体を統治する藩の政府を組織し、領民の暮らしを保障し、社会の秩序を維持した。この長期の安定のもとで、日本の個性的な社会の在り方や文化が発展した。



天守



佐和口ろ開橋



埋木倉



日西時屋敷長屋門

展示パネル6

彦根城の顕著な普遍的価値 (OUV)

彦根城の特徴

本資産は、琵琶湖畔の小高い丘を中心に築かれており、城郭全体の空間構造は、二重の堀によって区分されている。内側の郭には大名の御殿が構えられ、それを取り囲む形で、外側の郭には大名の統治を補佐する重臣たちの屋敷が配置された。すなわち、大名と重臣の住まいと、彼らが藩の政治方針を決定する中枢機能は、周辺から隔絶された城内で完結していた。また、城内に配置された御殿の広間や能舞台、庭園、茶室では、彼らが互いの立場を確認し結びつきを強める儀礼が行われ、体制の維持に貢献した。

藩の統治に必要なこれら全ての機能が集約された城郭全体は、圧倒的な存在感の石垣と堀によって城下町や周辺の村から隔絶され、その内側が特別な空間であることを演出していた。天守を頂点とする象徴的な姿は、幕府から権威を与えられ、この地を統治する藩の存在を、町や村、街道、湖上を行き交う人々に対して効果的に印象付けていた。



彦根城全景

展示パネル5

彦根城の保存と地域社会

1867年の大政奉還により、彦根城は幕藩体制の統治拠点としての役割を終了した。その後、東洋や陸軍の駐屯地として利用されたこともあったが、1879年9月、彦根城内の建物を撤去することが決められた。

しかし、地元住民たちは、彦根城を保存することが、地域住民の心を一つに結びつけることにつながると考え、彦根城の解体中止を関係各所に働きかけた。1879年10月、明治天皇の行幸に随行していた大隈重信が取り壊しの進む彦根城を訪れ、解体を悲しむ地元住民に心を動かされ、明治天皇に彦根城の保存を建言。明治天皇がその意見を受け入れ、彦根城の永久保存が決定した。

大隈の回顧録には、当時の生々しい状況が書かれる。
「何故だか通りが大塚に眠って居て、老若男女リ/ロソロと城の方に出て行くから、(中略)成程、彦根藩人に取って一大事が潰れていたのである。井伊家三百年間居城であった金龜山、此彦根城の本丸が、今日を限り、取り壊はされるといふ厄運に逢って居るのであった。初こそ彦根士が相伴うて、城見物に行くのは、共見納めのためであるという事が解った。中にはハラハラ涙をこぼして行くものもあった。」(大隈重信の「大隈伯百話」)

彦根城は、その後、陸軍省から官省内に移管され、1894年に井伊家に譲渡、1944年、井伊家が彦根城を彦根市に寄付し、現在に至っている。

また、戦後の1951年以降、彦根城天守をはじめ、櫓や馬屋などの歴史的建造物が国宝・重要文化財に、彦根城の中堀より内側の空間に中堀治いの埋木倉を加えた範囲が特別史跡に、玄宮楽々園の範囲が名勝に順次指定され、文化財としての保存活用が開始した。

彦根城の顕著な普遍的価値 (OUV)

彦根城が代表すること

彦根城は、藩主の井伊家が将軍を支える最も重要な地位の大名だったため、幕藩体制の形成初期に、幕府自らの命令によって新たに築かれた。その後、井伊家は、幕藩体制の仕組みを反映した彦根城の空間構造と形態を17世紀のうちに完成させ、19世紀半ばまでその状態を維持した。さらに、幕藩体制終焉後の19世紀後半以降、統治拠点としての役割を終えた全国の多くの城郭が失われた中で、地域の人々の総意によって破壊を免れ、心のよりどころとして現在まで大切に保存されてきた。



表御殿



観音殿



玄宮園



表御殿能舞台

展示パネル8

展示パネル7

平和と友好の朝鮮通信使

江戸時代に朝鮮王朝の外交使節である朝鮮通信使は、慶長12(1607)年から文化8(1811)年まで12回にわたって日本を訪れた。当初は文禄・慶長の役後の日朝国交の正常化を目的としたが、その後は、友好外交の証としての役割を担うこととなった。

通信使の道中の接待は各藩が担当し、彦根藩もその一つだった。彦根城下の宗安寺は通信使の宿所として使用され、江国寺には通信使の書記であった金義信が揮毫した扁額も遺されている。通信使の宿泊の折には、多くの彦根藩士が、通信使の学徳を慕って交流し、岡本半介など、深い交流と友情を結んだことも知られている。さらに、摺針峠からの琵琶湖の景色は、多く通信使に感動を与えた。

残念ながら、彦根にある資料は「世界の記憶」「朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産」には含まれていないが、その交流の足跡は、このように彦根の内外でも多く見ることができ、日韓の平和友好の時代を伝えている。



「江国寺扁額」明暦光(1655)年



「岡本半助筆降去来録」寛永21(1644)年
彦根義兵大学附設文庫所蔵
※助が70歳の時に中国東洋の詩人陶淵明の詩「降去来録」を書いたもの。

展示パネル9



本シンポジウムの内容は

 **YouTube** にて視聴できます。

◀◀ 滋賀県文化財保護課 公式YouTubeチャンネル

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/325867.html>



彦根城世界遺産登録推進シンポジウム記録集

開催日：2022年7月3日

開催地：建築会館ホール（東京都港区芝東京都港区芝五丁目26-20）

主催：彦根城世界遺産登録推進協議会

共催：滋賀県・彦根市・滋賀県教育委員会・彦根市教育委員会

後援：一般社団法人日本イコモス国内委員会・一般社団法人日本建築学会

発行者：エフエム滋賀

〒520-0818 滋賀県大津市西の庄19番10号 リンクスビル6階